# 静岡県医療救護計画



2019年4月 静岡県健康福祉部

## はじめに

予想される南海トラフ巨大地震等の大規模災害時に、地域住民の生命、健康を守り、「防ぎえる災害死」を1人でも減らすためには、県及び市町における、災害時医療救護体制の確立が不可欠です。

本県は、昭和58年に、予想される東海地震に対する医療救護体制を確立するため、「東海地震に対する静岡県医療救護計画」を策定し、その後、阪神淡路大震災や被害想定の見直し等、状況の変化に応じた改定を重ね、前回の改定(平成25年)では、東日本大震災における災害医療の状況を踏まえ、全面的な内容の見直しを行うとともに、様々な規模の災害や、県外大規模災害にも対応するため、計画の名称を「静岡県医療救護計画」に改称しました。

今回の改定にあたっては、南海トラフ地震における静岡県広域受援計画や静岡県保健医療計画等との整合性を図りつつ、平成28年熊本地震等における災害医療の状況の変化に応じた改定を行いました。

本計画では、二次医療圏単位等で設置している地域災害医療対策会議で救護所に関する課題等が多く挙げられていることを踏まえ、フェーズ区分に応じた救護所の主な機能等を整理するとともに、代表的な救護所設置モデルを例示するなど、地域の実情に応じた救護所設置のあり方について定めました。

また、平成 28 年熊本地震では、保健医療活動チームの指揮・派遣調整や保健医療ニーズの情報連携などで困難な状況が生じたことを踏まえ、DPAT(災害派遣精神医療チーム)や災害時小児周産期リエゾン、さらにDHEAT(災害時健康危機管理支援チーム)との連携など、保健医療活動にかかるコーディネート機能の強化について定めました。

1人でも多くの命を救うため、本計画で定める、災害時の市町、関係団体、医療機関、 地域住民の役割を各自があらかじめ把握し、発災時には地域包括ケアシステムづくりで培 った多職種の連携により、さらに円滑な医療救護活動を実施できるよう、皆様の御理解と 御協力を心からお願いいたします。

2019年4月

## **り** 次

第	静	岡県医療救護計画の位置付け······1
第2	2 医	寮救護計画策定の目的・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
第3	3 医	療救護計画の基本的な考え方 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
]	L 関	系者の役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
	(1)	地域住民の役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
	(2)	市町の役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
	(3)	県の役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
	(4)	関係団体との連携・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
2	2 医	寮救護の対象者及び区分・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
	(1)	医療救護の対象者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1
	(2)	対象者の区分・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
Ę	3 医	寮救護施設の区分・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
4	1 医	寮救護期間の区分・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・2
Ę	5 静	岡県の災害医療体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
	(1)	全体図 · · · · · · · · · · · · · · · · 3
	(2)	地域災害医療対策会議 · · · · · · · · 3
	(3)	災害医療コーディネーター・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
	(4)	災害薬事コーディネーター・・・・・・・・・・・・・・・・・・3
6	5 災	害時の情報把握・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	(1)	通信手段 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
	(2)	情報システム・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
7	7 研	修、訓練の実施・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4
第4	1 市	町計画策定指針······5
1	し 市	町医療救護計画の策定・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
2	2 医	療救護施設の設置及び指定······5
Ę	3 救	護所設置運営指針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5
	(1)	救護所の役割・・・・・・・・5
	(2)	救護所設置場所及び留意事項・・・・・・・・・・・5
	(3)	救護所の主な機能等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	(4)	救護所設置モデル例・・・・・・・8
	ア	避難所併設型・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・8
	イ	医療機関併設型(診療拠点型)9
	ウ	医療機関併設型 (病院前トリアージ型) ····· 10

	工	THINGS NIC CAUS MIC	
	(5)	救護所の設備及び資器材・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	12
	(6)	救護所運営指針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	12
	ア	医療従事者の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	12
	イ	救護所運営管理者・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	12
	ウ	医療救護活動体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	12
	工	ENGLE A COMPLETE	
	才	>	
	力	救護所開設状況の報告・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	キ		
	ク	7 C 7 7 T T T T T T T T T T T T T T T T	
4	救	護病院指定運営指針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	(1)	救護病院の役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	(2)	救護病院指定指針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	(3)	救護病院の施設及び設備等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	(4)	救護病院運営指針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	ア	救護病院医療救護計画の作成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	イ	災害発生時等の初動体制(CSCAの確立)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	ウ	医療救護活動に必要な措置の要請・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	工		
	才		
	カ	定期的な訓練の実施等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
5		者搬送体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
6		域災害医療対策会議への参画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
7		波被害等への対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
8		療救護施設に指定しない医療機関に対する対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
9		療救護施設からの遺体搬送・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
1(	) [	南海トラフ地震に関連する情報(臨時)」が発せられた場合の準備体制・	17
第5		広域計画 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
1	県	の役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	18
2	医	療救護施設(災害拠点病院・災害拠点精神科病院)の指定・・・・・・・・・・	18
3	災	害拠点病院指定運営指針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	(1)	災害拠点病院の役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	(2)	災害拠点病院指定方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	(3)	災害拠点病院運営指針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	ア	7 C C C C C C C C C C C C C C C C C C C	
	イ	災害発生時等の初動体制(CSCAの確立)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	20

	ウ	医療救護活動に必要な措置の要請・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	20
	工	広域医療搬送への対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	20
	才	DMAT活動拠点本部が設置された場合の対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	20
	カ	定期的な訓練の実施等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	20
4	災	害拠点精神科病院指定運営指針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	· 21
	(1)	災害拠点精神科病院の役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	21
	(2)	災害拠点精神科病院指定運営方針 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	21
5	重	症患者の広域医療搬送・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	22
	(1)	広域医療搬送の考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	22
	(2)	広域医療搬送における県の役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	22
	(3)	航空搬送拠点の確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	22
	(4)	SCUの設置、運営······	22
	(5)	航空搬送拠点までの患者県内搬送手段の確保、調整・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	23
	(6)	広域医療搬送の活動手順・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	23
	(7)	広域医療搬送にかかる留意事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	24
	ア	患者県内搬送等におけるドクターへリ等運航管理体制の整備・・・・・・・・・・・・	24
	1	陸上搬送等の体制整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	24
	ウ	急性期以降の広域医療搬送・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	24
6	広	域受援体制・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	25
	(1)	フェーズ I 【災害超急性期(発災~48 時間)】 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	25
	ア	DMATの受入れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	25
	1	静岡県DMAT調整本部の設置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	25
	ウ	緊急輸送ルートの確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	25
	工	陸路参集DMATの受入れ手順・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	26
	才	DMAT活動拠点本部の設置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	26
	カ	被災地域で活動する空路参集DMATの移動手段確保・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	26
	キ	DPAT先遣隊の受入れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	26
	(2)	フェーズ $II$ 【災害急性期( $3$ 日 $\sim$ 1週間)】 $\cdots$	27
	ア	平時における地域災害医療対策会議の設置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	27
	イ	災害医療コーディネーター・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	ウ	日本赤十字社救護班の受入れ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	工	日本医師会災害医療チーム(JMAT)の受入れ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	(3)	フェーズⅢ【災害亜急性期~中長期(1週間~1ヶ月)】 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	30
7		災害対策本部健康福祉部医療救護班の業務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	30
8	県	災害対策本部方面本部健康福祉班の業務・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	30
9	Γį	南海トラフ地震に関連する情報(臨時)」が発せられた場合の準備体制 ・・・・	31

第6 医薬品等及び輸血用血液の確保・供給計画 · · · · · · · · 32

1	事前の備え・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	32
2	準備体制 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	32
(1)	) 医薬品等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	32
	ア 市町・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	32
	イ 保健所・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	32
	ウ 健康福祉部薬事課・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	32
	工 医薬品卸業者等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	32
	才 地域薬剤師会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	32
	カ 県薬剤師会・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	32
(2)	) 輸血用血液 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	33
	ア 健康福祉部薬事課・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	33
	イ 静岡県赤十字血液センター・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	33
3	供給の要請・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	33
(1)	) 医療救護施設	33
	ア 医薬品等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	33
	イ 輸血用血液・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	33
(2)	) 市町災害対策本部・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	33
	ア 医薬品等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	33
	イ 輸血用血液・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	33
4	調達・あっせん・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	33
(1)	) 県方面本部(保健所)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	33
	ア 医薬品等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	33
	イ 輸血用血液・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	33
(2)	) 県災害対策本部・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	34
	ア 医薬品等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	34
	イ 輸血用血液・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	34
(3)	) 医薬品卸業者等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	34
(4)	) 静岡県赤十字血液センター・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	34
5	輸送手段 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	34
(1)	) 医薬品等·····	34
	ア 市町災害対策本部・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	34
	イ 県方面本部 (保健所) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	34
	ウ 県災害対策本部・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	34
	工 医薬品卸業者等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	35
(2)	) 輸血用血液 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	35
	ア 静岡県赤十字血液センター・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	35
	イ 県災害対策本部・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	35
6	薬剤師の派遣・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	35

(1) 市町災害対策本部・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
(2) 県方面本部(保健所)	• 35
(3) 県災害対策本部・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 35
(4) 地域薬剤師会	
(5) 静岡県薬剤師会	• 35
7 災害薬事コーディネーター・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 35
(1) 災害薬事コーディネーターの委嘱等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
(2) 配置(活動)場所と役割・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 36
ア 本部災害薬事コーディネーター・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
イ 地域災害薬事コーディネーター・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 36
(3) 指揮命令系統 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
(4) 参集・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
(5) 平時における対応・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 36
第7 応援派遣体制	
1 応援派遣の考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
2 静岡DMATの設置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
(1) 静岡DMATの活動内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 37
(2) 静岡DMATの出動基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
(3) 静岡DMAT出動要請 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	• 37
(4) 静岡DMAT連絡協議会の設置 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
3 静岡DPATの設置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
(1) 静岡DPATの活動内容・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
(2) 静岡DPATの出動基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 38
(3) 静岡DPAT出動要請	• 38
(4) 静岡DPAT連絡協議会の設置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
4 応援班の設置・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
(1) 応援班の編成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
(2) 応援班設置基準 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
(3) 応援班の出動基準・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
(4) 応援班出動要請 · · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	
(5) 応援班の移動手段・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 39
(6) 応援班の活動・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
(7) 応援班設置要綱の作成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 39
5 医療救護活動に関する協定に基づく医療従事者の派遣・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 39
6 県外大規模災害時における静岡県医療救護チームの編成・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	• 39
静岡県医療救護計画 用語集	· 40

## 第1 静岡県医療救護計画の位置付け

- 1 この計画は、「災害対策基本法」第40条の規定により、静岡県の地域に係る防災対策の大綱を定めた「静岡県地域防災計画」のうち、医療救護活動に係る事項の個別計画である。
- 2 この計画は、「医療法」第30条の4第1項の規定により、静岡県における保健医療施 策の基本指針を定めた「静岡県保健医療計画」との整合性を図るものとする。
- 3 この計画は、中央防災会議が策定した「南海トラフ地震における具体的な応急対策活動に関する計画」に基づく国の活動に関し、本県が応援を受け入れる体制を確保するために定めた「南海トラフ地震における静岡県広域受援計画」等との整合性を図るものとする。

## 第2 医療救護計画策定の目的

- 1 予想される南海トラフ巨大地震 [*用語集-1*] 等の大規模災害から、地域住民の生命、健康を守るため、県及び市町の医療救護体制を確立する。
- 2 重大な交通事故、列車事故及び航空機事故等の大規模事故や、台風、局地的な豪雨等の風水害をはじめとする局地災害にも対応する。
- 3 県外大規模災害発生時の医療救護活動に係る本県からの応援派遣体制を整備する。

## 第3 医療救護計画の基本的な考え方

## 1 関係者の役割

県、市町、関係団体、医療救護施設、地域住民等が、災害時の各自の役割をあらかじめ把握し、発災時には相互に連携のうえ、迅速かつ円滑に医療救護活動を実施する。

#### (1) 地域住民の役割

地域住民は、自らの命は自ら守る、自らの地域は皆で守るを基本として、家庭救護 及び自主防災組織による相互扶助体制を確立する。

#### (2) 市町の役割

市町は、直接地域住民の生命、健康を守るため、市町医療救護計画を策定し、大規模災害時に地域住民の協力の下、医療救護活動を実施する。

## (3) 県の役割

県は、国及び他の都道府県と連携し、県が委嘱する災害医療コーディネーター及び 災害薬事コーディネーター等の協力の下、市町で対応できない広域的な医療救護活動 を実施する。

#### (4) 関係団体との連携

県及び市町は、医師会、歯科医師会、薬剤師会、病院協会、看護協会等の医療関係 団体と密接に連携し、医療救護活動を実施する。

#### 2 医療救護の対象者及び区分

## (1) 医療救護の対象者

- ア 災害による負傷者を主な対象者とする。
- イ 医療機関自らの被災等により、転院を必要とする入院患者等を対象者とする。
- ウ 人工透析患者、人工呼吸器装着者等の難病患者及び好産婦、新生児、また、直接

災害に起因しない救急患者等を対象者とする。

- エ 災害時における異常な状況下において、ストレスによる情緒不安定や精神疾患等 の症状が認められる者を対象者とする。
- オ ウ、エについての具体的な対応については、「災害時における難病患者支援マニュ アル」、「災害時の心のケア対策の手引」等で別に定めるものとする。

## (2) 対象者の区分

医療救護の対象者を次のとおり区分する。

重症患者	生命を救うため、直ちに手術等入院治療を必要とする者
中等症患者	多少治療の時間が遅れても生命に危険はないが、入院治療を要する者
軽症患者	上記以外の者で医師の治療を必要とする者

## 3 医療救護施設の区分

医療救護施設を次のとおり区分する。

F	_	<del>-</del>
区 分	指定	主な機能
		・重症患者の受入れ ・DMAT [ <i>用語集-2</i> ] 派遣
災害拠点病院	県	・広域医療搬送への対応 ・DMAT等医療チーム受入れ
		・地域の医療機関への応急用資器材の貸出し
災害拠点精神	県	・被災精神科病院の患者の受入れ
科病院		・医療救護施設等で対応困難な精神疾患等患者の受入れ
救 護 病 院	市町	・中等症、重症患者の受入れ
水	111ш1	・重症患者の災害拠点病院への搬送及び広域医療搬送への対応
救 護 所	市町	・軽症患者の受入れ

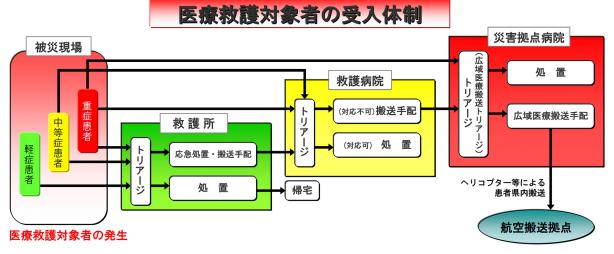
#### 4 医療救護期間の区分

医療救護期間を次のとおり区分する。

区分は目安であり、各区分の期間は災害の規模等により変動する。

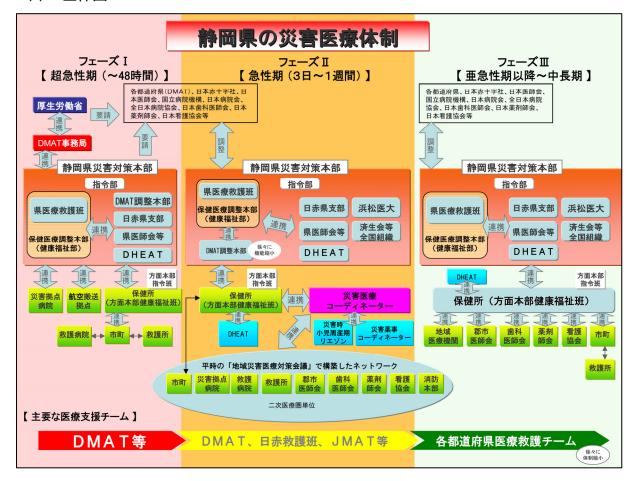
フェーズ	区 分	期間
I	超急性期	災害発生~概ね48時間
П	急性期	3日目∼1週間
III	亜急性期~中長期	1週間~1か月

#### 〇医療救護対象者の受入体制



#### 5 静岡県の災害医療体制

#### (1) 全体図



## (2) 地域災害医療対策会議 [用語集-3]

県は、大規模災害時に医療救護施設等の医療ニーズを把握・分析した上で医療チームを配置調整するなどのコーディネート体制を確立するため、平時から、原則として 二次医療圏単位で地域災害医療対策会議を設置し、地域の災害医療関係者のネットワークを構築する。

## (3) 災害医療コーディネーター [用語集-4]

県が委嘱する災害医療コーディネーターは、地域災害医療対策会議で構築したネットワークを活用し、大規模災害時の医療資源需給調整に関する保健所長業務を補完する。

## (4) 災害薬事コーディネーター [*用語集-5*]

県が委嘱する災害薬事コーディネーターは、災害時の医療救護活動に必要な医薬品、 医療材料(以下「医薬品等」という。)の確保・供給及び薬剤師の確保・派遣に関する 県又は市町の業務を補完、実施する。

## 6 災害時の情報把握

## (1) 通信手段

災害時に迅速、適切な医療救護活動を実施するためには、情報を得るための通信手 段確保が必要不可欠である。

県、市町、医療救護施設及び関係団体は、次に例示する通信手段を複数確保するよう努めることとする。

通信手段	特
衛星電話	<ul><li>・衛星回線インターネット利用可能(一部機種を除く)</li><li>・不感地帯なし(多くの機種でアンテナを南天方向に固定する必要あり)</li><li>・災害拠点病院は設置義務あり</li></ul>
防災行政無線	・県防災行政無線、市町防災行政無線に区分 ・固定通信系(同報系)、移動通信系、衛星通信系等により構成 ・山間地等における不感地帯あり
M C A 無線	・企業、団体、自治体等で利用可能な業務用無線 ・防災行政無線としても利用可能 ・山間地等における不感地帯あり
アマチュア無線	・防災行政無線等を補完する情報収集手段として有効 ・全ての使用者に無線免許が必要

#### (2) 情報システム

医療救護活動において、県、市町及び医療救護施設が主に使用する情報システムは、 広域災害救急医療情報システム(EMIS)と、ふじのくに防災情報共有システム(F UJISAN)である。

どちらもインターネット上のシステムであるため、県、市町、医療救護施設は、衛星インターネット回線の確保に努めるとともに、情報を入力する複数の担当者を事前に定めておき、入力内容や操作方法などの研修、訓練を行うこととする。

名 称	入力者	主な機能
広域災害救急医	医療救護施設	・医療救護施設の災害医療情報集約及び全国での情報共有
療情報システム	医原仪碳肥取	※本県は「医療ネットしずおか」経由で入力
(EMIS)	市町	・DMAT活動状況把握(DMAT管理)
[用語集-6]	     1   1   1   1   1   1   1   1   1	・広域医療搬送患者情報把握(MATTS)
ふじのくに防災情報		• 救護所開設状況把握
共有システム	県	• 医療救護支援要請
(FUJISAN)	市町	※医療救護以外にも、道路、避難所等、多数の情報を
[ <i>用語集-7</i> ]		共有

#### 7 研修、訓練の実施

県、市町、医療救護施設及び医療関係団体は、本計画に基づく医療救護体制の実効性を確保するため、災害医療に関する研修や、医療救護に関する実働訓練、図上訓練等を、関係機関と連携のうえ、継続的に実施することとする。

## 第4 市町計画策定指針

#### 1 市町医療救護計画の策定

- (1) 市町は、本計画で定める市町の役割を踏まえ、市町医療救護計画を策定する。
- (2) 市町は、市町医療救護計画に基づく医療救護体制の実効性を確保するため、災害医療に関する研修や、医療救護に関する実働訓練、図上訓練等を、関係機関と連携のうえ、継続的に実施する。

## 2 医療救護施設の設置及び指定

- (1) 市町は、救護所を設置する。
- (2) 市町は、救護病院を指定する。
- (3) 市町は、医療救護施設の機能が充分発揮できるよう、施設、設備、運営体制の整備に努める。

#### 3 救護所設置運営指針

## (1) 救護所の役割

- ア 医療救護対象者の重症度・緊急度の判定・選別 (トリアージ)
- イ 軽症患者の受入れ及び処置
- ウ 必要に応じた中等症患者及び重症患者の応急処置
- エ 中等症患者及び重症患者の救護病院及び災害拠点病院等への搬送手配
- オ 死亡確認及び遺体搬送の手配

なお、救護所においては傷病者の収容(全身管理を伴う入院治療を行うこと。)は基本 的には行わないが、傷病者への初期評価と可能な範囲での処置等を実施することに留意 する。

#### (2) 救護所設置場所及び留意事項

ア 市町は、避難所として指定した学校、公共施設又は医療機関等のうちから、地域性や想定される傷病者数及び避難者数、津波による浸水被害等を考慮し、必要数、 医療救護活動に必要な広さ、傷病者や資器材搬送の利便性などを総合的に判断して、 災害時に必要な箇所数の救護所を設置できるよう、設置場所を事前に指定する。

また、市町は、救護所の迅速な設置運営が図られるように、指定された施設の管理者や医療機関等の関係機関と施設の使用方法等について事前に協議しておく。

なお、災害時における救護所の開設については、被害の状況等に応じて柔軟に対 応するものとする。

イ 救護所は、原則として、気象条件の影響を受けにくい屋内施設(耐震性が確保されていることが望ましい。)に設置する。(「耐震性が確保されている施設」とは、新耐震基準(昭和56年)[用語集-8]で建設された建物及び昭和56年以前の建物であって耐震補強工事済みの建物(Is値0.6以上)をいう。)

なお、やむを得ない場合はテント等を設置し、救護所とすることも検討する。

ウ 市町は、救護所を設置する施設の被災や、救護病院、災害拠点病院に軽症患者が 多数来院することなども懸念されることから、必要に応じ近隣の広場等を確保し、 救護所として使用することも検討する。 エ 市町は、救護所設置場所について、定期的な救護所設置運営訓練の実施等による 住民への事前周知及び災害時における救護所開設情報の速やかな周知に努める。

なお、円滑な医療救護活動を行うため、必要に応じて、医療機関前に設置する救 護所等について、事前周知を控えることも検討する。

オ その他、救護所の設置にあたっては、下表の項目について留意する。

	救護所設置留意事項
1	建物周辺の安全確保
2	建物が使用できない場合のテント設置場所の確保
3	給水の確保
4	排水路の確保
5	非常電源及び燃料の確保
6	照明の確保
7	空調、換気の確保
8	駐車場の確保
9	患者搬入出動線の確保
10	トリアージエリア、患者収容スペースの確保
11	応急的な遺体安置スペースの確保
12	資器材収納倉庫の確保
13	衛生面の確保

## (3) 救護所の主な機能等

考えられる救護所の主な機能等を例示すると、下表のとおりである。

超急性期 災害発生~概ね48時間 災害発生~概ね48時間 ○建物の倒壊や火災等の発 生により、多数傷病者が発生で ない、多数傷病者が医療機関に が、ライフラインやる で、被害状況等により変化) 一般であるが、ライフ・イン・ を通牒関には が、カイフ・イン・ を通牒関には が、カイフ・	超急性期 災害発生~概ね48時間 〇建物の倒壊や火災等の発( 住により、多数傷病者が発生・ 0多数傷病者が医療機関に( 搬送されるが、ライフラインや、 交通機関が途絶し、被災地	急性期3日目~1週間	亜急性期~中長期	開当
る被害状況等により変化)	-概わ48時間 表や火災等の発 数傷病者が発生 当が医療機関に 、ライフラインや	3日目~1週間		TAX.
る被害状況等により変化)	表や火災等の発 (数傷病者が発生・ 数傷病者が発生・ がと療機関に (いっインラインや が、ライフラインや がき絶し、被災地		1週間~1か月	1か月~
受入れが少な	う・物的支援の ない状況 	○被害状況が少しずつ把握でき、ライフライン等が復旧しいき、人力ライン等が復旧し始め、人的・物的支援の受入体制が徐々に確立されている状況	〇地域医療やライフライン機能、交通機関等が徐々に復能、交通機関等が徐々に復同している状況	○避難生活が長期化している状況 あが、ライフラインがほぼ復 旧して、地域の医療機関や 薬局が徐々に再開している 状況 ○枚護所がほぼ閉鎖され て、通常診療がほぼ再開して
想定される医療ニーズ 外傷治	外傷治療·救命救急		慢性疾患·健康管理等	1
想定される応援派遣チーム (※1)	DMAT等		府県編成医療チーム等	
<ul> <li>(※2) (多数傷病者対応)</li> <li>(学校 (遊難所として指定した学校)</li> <li>公共施設 (保健センター、コミュニティセンター、コミュニティセンター、 (影機関)</li> <li>(医療機関 (診療所、急患センター、病院など)</li> </ul>	多数傷病者対応   2多数傷病者対応   2一次  急処置  送手配  ※機関の負荷軽減  ※機能の確保			中町が実情に応じて決定>  の医療体制へ (通常診療の再開) (名) (2) (2) (2) (2) (2) (3) (3) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4) (4

想定される応援派遣チームは、各フェーズにおける主要な医療支援チームを例示したものであるが、被害状況等によっては、救護所への応援派遣は急性 期以降となり得ることに留意すること。 救護所とは、救護班(医師、薬剤師及び看護師等により編成された者)において行われる救助を目的として設置されるものをいう。また、救護所の主な設置 場所は、設置する施設と同一敷地内あるいは近接地を想定している。 仮設診療所とは、被災地域の医療機関が被災しその機能が長期に失われた場合など継続的な医療提供体制が整わない場合に、市町等が医療法に基づ き設置する仮設の診療所をいう。 「かかりやくイメージするため記載しているが、状況に応じて柔軟な対応が求められることに留意すること。 「・わかりやくイメージするため記載しているが、状況に応じて柔軟な対応が求められることに留意すること。  $\ddot{\times}$ 

ж Ж × 5

X 4

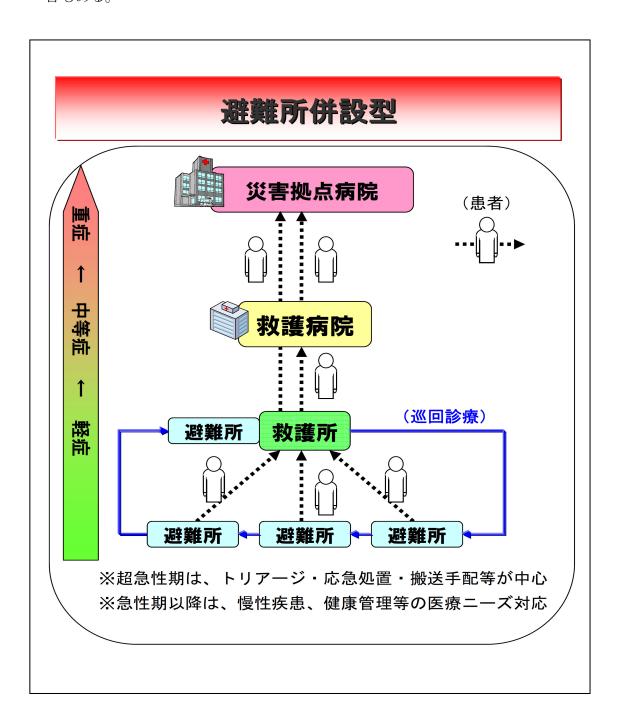
## (4) 救護所設置モデル例

以下に、代表的な救護所設置モデルを例示する。

なお、各救護所の機能は、市町が事前に決定しておくか、又は災害時において災害 医療コーディネーター等と相談し、実情に応じて決定する。

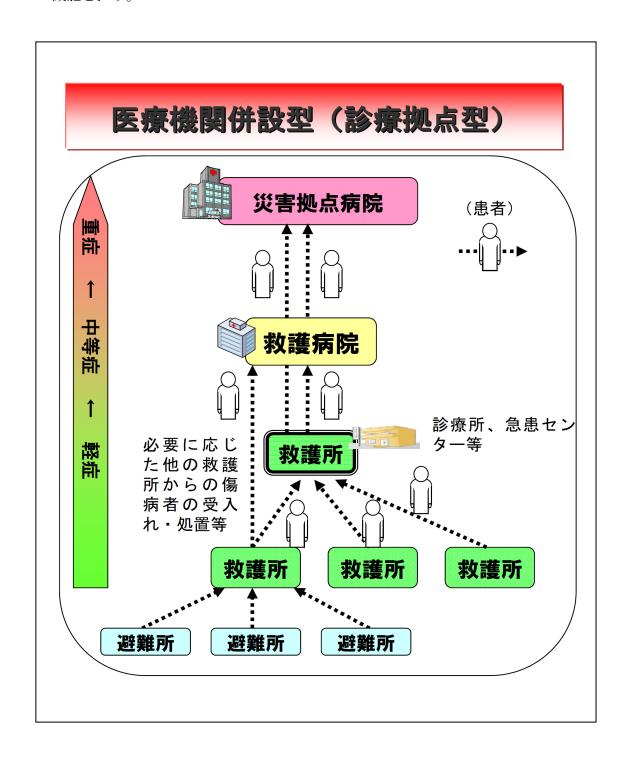
#### ア 避難所併設型

避難所に併設して設置し、超急性期はトリアージ・応急処置等が中心となる。避 難生活の長期化による被災者の医療ニーズ対応(慢性疾患・健康管理等)を行う場 合もある。



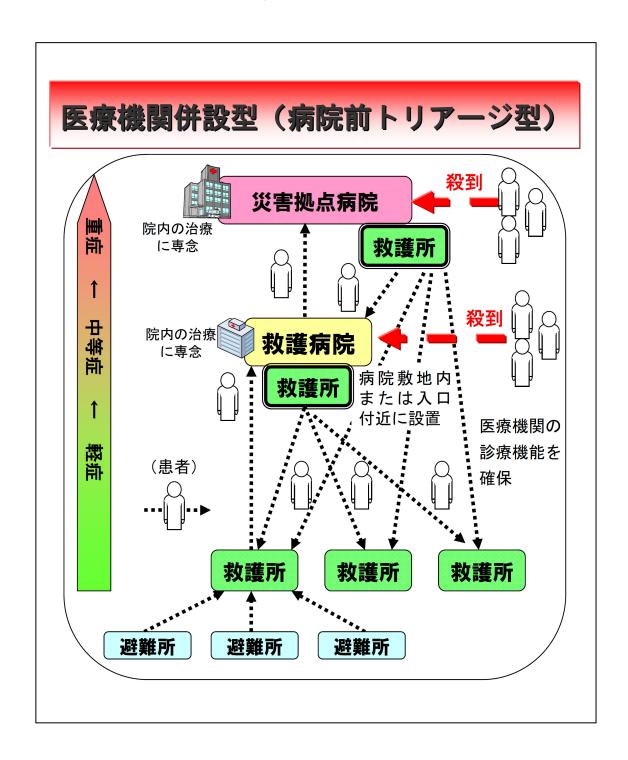
## イ 医療機関併設型 (診療拠点型)

医療機関(診療所、急患センター等)前などに設置し、一定の診療機能を担う。 必要に応じて、他の救護所からの傷病者の受入れ・処置等も行い、地域の核となる 機能を担う。



## ウ 医療機関併設型 (病院前トリアージ型)

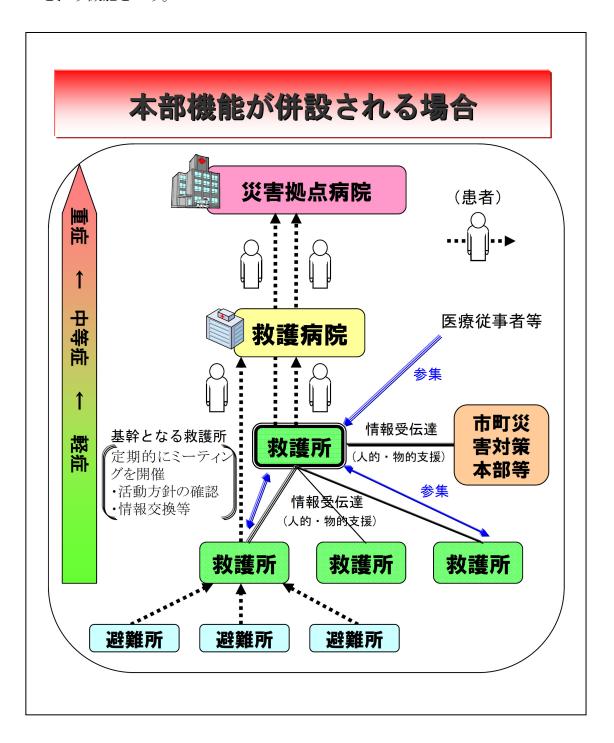
主にフェーズ I (超急性期) において、軽症患者が多数来院することなども懸念されることから、医療機関(災害拠点病院・救護病院等)前に設置し、応急処置等のほか、必要に応じて最寄の救護所への案内等を行い、医療機関の負荷を軽減(診療機能を確保)する役割を担う。



## エ 本部機能が併設される場合

なお、上記ア〜ウの例示において、集約化等により本部機能がそれぞれ併設される場合があることに留意する。

具体的には、医療救護活動に係る関係者が参集し、定期的にミーティングを開催するなど活動方針の確認や情報交換のほか、必要に応じて、市町災害対策本部等と情報受伝達を行い、他の救護所に係る人的・物的支援などの調整等を統括する役割を担う機能をいう。



#### (5) 救護所の設備及び資器材

救護所の設備及び資器材は、下表を参考に整備するものとする。

なお、定期的な動作確認等が必要な医療機器については、関係機関とも協議し、救 護所設置場所に近い医療機関への保管についても検討する。

	救護所設備及び資器材例						
1	テント、エアテント						
2	発電機						
3	可搬ポンプ						
4	医療機器セット(創傷、熱傷、骨折、蘇生、輸液)						
5	医薬品等 [様式・資料編21P] ※						
6	ビニールシート						
7	毛布、担架、簡易ベッド						
8	トリアージタッグ						
9	非常食、飲料水						
10	救護所を示す標識(特に避難所併設型の場合)						

※「薬剤師のための災害対策マニュアル」(平成23年度厚生労働科学研究「薬局及び薬剤師に関する災害対策マニュアルの策定に関する研究」研究短報告書)等を参考とする。

#### (6) 救護所運営指針

#### ア 医療従事者の確保

(ア) 市町は、救護所で医療救護活動を行う医療従事者を確保するため、災害時における救護所への医療従事者派遣について、郡市医師会、郡市歯科医師会、地域薬剤師会等関係団体とあらかじめ協定を締結する。

薬剤師に関しては、地域薬剤師会に加え、災害薬事コーディネーターとも連携した確保・派遣体制の整備に努める。

(イ) 市町は、救護所で医療救護活動を行う看護師の確保に努める。また、県は、県医師会等関係団体を通じ、県内のJMAT [用語集-9] 登録看護師等に対して働きかけを行い、救護所で医療救護活動を行う看護師の確保に努める。

## イ 救護所運営管理者

救護所運営のうち、施設運営については、施設管理者の協力を得て市町が管理する。なお、医療機関前に設置する救護所等については、必要に応じて施設管理者が管理する場合もある。

また、診療運営については医師が管理する。なお、歯科医療に関する部分については歯科医師が管理する。診療運営管理者は、市町災害対策本部長の指示により、医療救護活動(巡回診療を含む。)を行う。

## ウ 医療救護活動体制

(ア) 救護所の医療救護活動は、原則として、医師1名、薬剤師1名、看護師2名、業 務調整員(事務職員等)1名の5名を1チームとする医療チーム単位で行う。

なお、市町は、チーム編成にあたっては、実情に応じた配置計画により柔軟に対 応するものとする。また、医療救護活動は24時間体制とし、交替制で活動できるよ う配慮する。

- (4) 市町は、災害時において、必要に応じて災害医療コーディネーター等と連携し、 人的・物的支援など各救護所の運営に不均衡が生じないように、医療救護活動が継 続的かつ計画的に行われているか確認するとともに、救護所の設置数や医療救護活 動の状況から、集約化を含めた救護所の閉鎖時期の決定などについて検討を行うこ とに留意する。
- (ウ) 救護所における医療救護活動と避難所における保健活動は密接に関係するため、 市町は救護所における医療従事者と避難所における保健師等との情報共有に努め る。

#### エ 医薬品等の確保

- (ア) 市町は、救護所において必要な医薬品等については、地域薬剤師会(薬局)及び 医薬品卸業者等と連携し、確保に努める。例えば、救護所関係者と連携し、備蓄す る医薬品等の種類、数量、備蓄医薬品の定期的な更新、参集する医療従事者による 医薬品等の持参、医薬品等の管理、使用方法等について、あらかじめ検討する。
- (イ) 市町は、あらかじめ備蓄していた医薬品等が不足した際は、医薬品卸業者等や県 方面本部に供給要請を行う。なお、平時から供給要請の支援を行う災害薬事コーディネーターを活用した体制整備を図る。

## オ 災害発生時等の初動体制

市町職員及び医療従事者は、次の救護所参集基準例等に基づき、救護所設置場所又は各市町の定めた集合場所に迅速に参集し、救護所を設置する。

なお、各市町において、独自の参集基準等がある場合は、その基準に従う。また、市町は救護所へ参集する医療従事者への連絡方法について、あらかじめ検討する。

救護 所 参 集 基 準 例								
1	市町があらかじめ定めた震度以上の地震が発生した場合							
	「南海トラフ地震に関連する情報(臨時)※」が発せられた場合							
2	※南海トラフ沿いの大規模な地震発生の可能性が平常時と比べて相対的に高ま							
ったと評価された場合								
までである。 震度情報が得られない地震の場合でも、付近の被害が甚大で、医療救								
3	の多数発生が予想される場合							
4	台風、大雨等により災害救助法の適用が見込まれる自然災害で、市町長が指示							
4	4 した場合							
5	多数の死傷者が発生し、通常の体制では対応困難と思われる大規模事故が発生							
3	した場合、又はその他の状況により、知事が救護所の開設を要請した場合							

#### カ 救護所開設状況の報告

市町は、災害時に開設した救護所の状況を把握し、医療従事者参集状況や患者受入可否等をふじのくに防災情報共有システム(FUJISAN)に入力し、県に報告する。

なお、FUJISANが使用できない場合は、防災行政無線等、他の通信手段で要請する。([*様式・資料編1 P*] 大規模地震等に関する情報及び広報活動実施要領様式332-1 を使用)

## キ 医療救護活動に必要な措置の要請

市町は、医療チームの派遣等、救護所における医療救護活動に必要な措置について県に要請する。

また、災害時に市町が事前に指定した設置場所に救護所を設置できない状況を想定し、あらかじめ、図上訓練等で対応を検討する。

#### ク 定期的な訓練の実施

市町は、災害時に迅速かつ円滑に救護所を設置運営できるよう、平時から郡市医師会、郡市歯科医師会、地域繋削会等関係機関と連携のうえ、定期的に救護所設置運営訓練を実施する。

## 4 救護病院指定運営指針

## (1) 救護病院の役割

- ア 医療救護対象者の重症度・緊急度の判定・選別(トリアージ)
- イ 中等症患者及び重症患者の受入れ及び処置
- ウ 重症患者の災害拠点病院、航空搬送拠点等への搬送手配
- エ 死亡確認及び遺体搬送の手配

## (2) 救護病院指定指針

ア 市町は、管内の一般病床を有する病院で、大規模災害時に医療救護活動が実施可能な病院のうちから、当該病院管理者とあらかじめ協議のうえ、救護病院を指定する。

ただし、想定津波浸水域に開設・移転する病院を除くものとし、既に想定津波浸水域に立地している救護病院が、やむを得ず、想定津波浸水域内で移転等する場合は、県と協議のうえ、救護病院として指定することができる。

なお、管内で一般病床を有する病院を救護病院に指定できない場合は、療養病床 を有する病院を救護病院として指定することができる。

また、有床診療所等、入院医療が継続的に提供できる施設を、当該管理者と協議のうえ、救護病院に準じる医療救護施設として指定することができる。

イ 市町は、管内で救護病院を指定できない場合や、指定した救護病院の病床に不足 がある場合、隣接市町に所在する病院を、所在市町及び当該病院管理者と協議のう え、救護病院として指定することができる。

#### (3) 救護病院の施設及び設備等

ア 救護病院は、診療機能を有する施設が耐震構造を有すること。(「耐震構造を有する」とは、新耐震基準(昭和 56 年)[*用語集-8*]で建設された建物及び昭和 56 年以前の建物であって耐震補強工事済みの建物(Is 値 0.6 以上)のこと。)

なお、市町は、既に指定している救護病院であって、診療機能を有する施設が耐 震構造を有しない病院について、当該病院の耐震化促進に努める。

- イ 救護病院は、災害時通信手段を有すること。また、衛星回線インターネットが利用できる環境を有することが望ましい。
- ウ 救護病院の管理者は、広域災害救急医療情報システム(EMIS)に参加し、災 害時に情報を入力する体制を整えておく。
- エ 救護病院の管理者は、適切な容量の自家発電機及び3日分程度の燃料の保有に努める。
- オ 救護病院の管理者は、適切な容量の受水槽の保有、停電時にも使用可能な井戸設備の整備、優先的な給水協定の締結等により、災害時の診療に必要な水の確保に努める。
- カ 救護病院の管理者は、食料、飲料水、医薬品等について、流通を通じて適切に供 給されるまでに必要な量として、3日分程度の備蓄に努める。また、市町は、救護 病院への優先的な物資供給に配慮する。

備蓄が必要な医薬品等については、「薬剤師のための災害対策マニュアル」(平成 23 年度厚生労働科学研究「薬局及び薬剤師に関する災害対策マニュアルの策定に関 する研究」研究班報告書)等を参考とする。

キ 救護病院に準じる医療救護施設の施設及び設備等は、救護病院に準じること。

## (4) 救護病院運営指針

#### ア 救護病院医療救護計画の作成

救護病院の管理者は、災害時の医療救護活動について、あらかじめ、医療従事者の参集手順や災害対策本部設置手順、役割分担及びローテーション、トリアージェリアや患者収容スペース等施設設備の利用方法、入院患者への対応等に関する計画を作成する。

なお、救護病院医療救護計画の作成にあたっては、市町医療救護計画との整合性 を図るものとする。

#### イ 災害発生時等の初動体制 (CSCAの確立) [用語集-10]

救護病院の管理者は、災害発生時等(「災害発生時等」の定義は、救護所参集基準に準じる)に直ちに災害対策本部を設置し、院内指揮系統を確立するとともに、患者及び職員の安全を確保の上、院内被害状況等を調査、把握し、患者受入れの可否等を広域災害救急医療情報システム(EMIS)に入力し、市町に報告する。

なお、EMISが使用できない場合は、衛星電話や防災行政無線等、他の通信手段で報告する。([*様式・資料編2P、4P*] 大規模地震等に関する情報及び広報活動実施要領様式332-2・332-3を使用)

初動体制の構築にあたっては、次に示すCSCAの概念に留意し、その確立を最優先とする。

	C S C A 概 念							
С	Command&Control	指揮統制	災害対策本部設置、院内指揮系統確立					
S	Safety	安全確保	患者及び職員の安全確保					
С	Communication	情報収集・伝達	院内被害状況調査・把握、EMIS入力					
Α	Assessment	状況評価	状況評価に基づく活動方針の決定					

## ウ 医療救護活動に必要な措置の要請

災害時において、救護病院の管理者は、医療チームの派遣や、医薬品等の物資供 給等、医療救護活動に必要な措置について市町に要請する。

市町は、要請への対応が困難な場合、ふじのくに防災情報共有システム(FUJISAN)に入力し、県に要請する。

なお、FUJISANが使用できない場合は、防災行政無線等、他の通信手段で要請する。([*様式・資料編6 P*] 大規模地震等に関する情報及び広報活動実施要領様式103 を使用)

## 工 医療救護活動体制

救護病院の医療救護活動は24時間体制とする。

#### オ 医療チーム受入れ体制の整備

救護病院の管理者は、他の医療機関の医療チームの支援を円滑に受け入れることができるよう、あらかじめ医療チームの待機場所や対応の担当者を定めておく等の体制を整えておく。

#### カ 定期的な訓練の実施等

救護病院の管理者は、災害発生時は直ちに医療救護活動を円滑に開始できるよう、 定期的な訓練を実施するとともに、周辺地域の救護所や、医療圏内の災害拠点病院 との役割分担を明確にし、大規模災害時にその役割を充分に果たすため、定期的な 図上訓練、患者搬送実働訓練等の実施に努める。

また、病院職員の広域医療搬送トリアージ基準 [*様式・資料編24P*] 習熟に努め、災害拠点病院を中心とした広域医療搬送体制を補完できるよう努める。

## 5 患者搬送体制の整備

- (1) 市町は、被災現場から救護所、救護病院及び災害拠点病院までの患者搬送体制をあらかじめ整備する。
- (2) 市町は、災害時においては消防機関の救急車等、平時の患者搬送手段が大幅に不足する事態に備え、患者搬送車両、搬送要員、資器材及びヘリポート等の確保に努めるとともに、災害時の患者搬送体制について、自主防災組織や消防機関、旅客運送事業者団体等の関係機関と事前に協議しておく。
- (3) 市町は、ヘリコプターによる患者搬送体制を万全なものとするため、定期的な関係機関との協議及び患者搬送訓練を実施する。

#### 6 地域災害医療対策会議への参画 [*用語集-3*]

(1) 市町は、平時から、県が原則として二次医療圏単位で設置する地域災害医療対策会

議に参画し、周辺市町等の災害医療関係者とのネットワークを構築する。

(2) 市町は、大規模災害時において、地域の災害医療関係者が市町経由で県方面本部(保健所)と連携する通常の災害医療体制に加え、必要に応じ、地域の災害医療関係者が市町を経由せず、県方面本部(保健所)及び県が委嘱する災害医療コーディネーター [用語集-4]と直接連携し、円滑に医療資源の需給調整等を行うコーディネート体制の整備推進に配慮するものとする。

#### 7 津波被害等への対応

- (1) 市町は、想定津波浸水域等に医療救護施設が立地している場合、当該施設での医療救護活動が困難となる事態を想定し、あらかじめ代替手段を検討しておく。
- (2) 市町は、施設全体が避難する必要が想定される医療機関について、入院患者の受入れ先及び搬送手段が確保できるよう、事前に関係機関と調整しておく。
- (3) 市町は、地震や津波等の災害発生により、医療機関が孤立する等の懸念がある場合は、医療機関からの報告を待たず、患者及び職員の安否確認を実施する。 なお、通信が途絶している場合は、職員等の派遣による確認も検討する。
- (4) 市町は、大規模災害時の患者受入れ先や搬送手段の確保が困難な場合、県に対応を要請する。

## 8 医療救護施設に指定しない医療機関に対する対応

- (1) 市町は、大規模災害時においては、医療救護施設として指定しない医療機関についても被害状況の把握に努める。
- (2) 市町は、医療救護施設として指定しない医療機関についても、必要に応じ医療救護活動に参加できるよう、あらかじめ医療機関の管理者等と連携を図る。

#### 9 医療救護施設からの遺体搬送

市町は、医療救護施設における医療救護活動が円滑に実施されるようにするため、遺体処理計画に基づき、医療救護施設に収容された遺体の搬送体制の整備を図る。

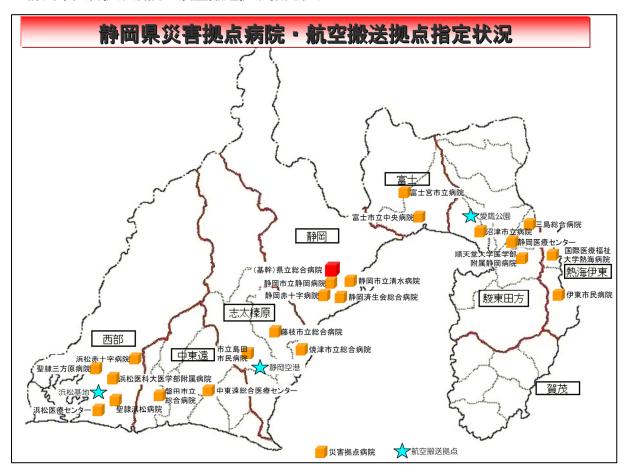
- 10 「南海トラフ地震に関連する情報(臨時)」が発せられた場合の準備体制
- (1) 市町は、医療救護活動の準備を関係機関に要請する。
- (2) 市町は、救護所の設備及び資器材を点検・配置し、救護所の開設準備を開始する。
- (3) 市町は、患者搬送体制を確認し、必要な準備、関係機関との調整を行う。
- (4) 市町は、住民に対し、医療救護施設情報を周知する。
- (5) 市町は、「南海トラフ地震に関連する情報(臨時)」が発せられた場合も、救急医療体制が維持できるよう、関係機関と調整を図る。

## 第5 県広域計画

#### 1 県の役割

県は、国及び他の都道府県と連携し、市町のみでは対応できない広域的な医療救護活動を行うため、あらかじめ災害拠点病院を指定するとともに、重症患者の広域医療搬送体制や、医療にかかる広域受援体制を整備する。

## ○静岡県災害拠点病院・航空搬送拠点指定状況



## 2 医療救護施設(災害拠点病院・災害拠点精神科病院)の指定

- (1) 県は、災害拠点病院又は災害拠点精神科病院を指定する。
- (2) 県は、災害拠点病院又は災害拠点精神科病院の機能が充分発揮できるよう、施設、設備、運営体制の整備に努める。
- (3) 本県における災害拠点病院又は災害拠点精神科病院の指定状況(2019年4月)は次のとおり。なお、下表の病院は、いずれも災害拠点病院。災害拠点精神科病院は指定検討中。

医療圏	病院名	医療圏	病院名	
賀茂	賀茂 指定なし		焼津市立総合病院	
熱海伊東	伊東市民病院 国際医療福祉大学熱海病院	志太榛原	藤枝市立総合病院	
	順天堂大学医学部附属静岡病院		市立島田市民病院	
駿東田方	国立病院機構静岡医療センター	中東遠	中東遠総合医療センター	
版米田刀	三島総合病院	十米迷	磐田市立総合病院	
	沼津市立病院		浜松医科大学附属病院	
富士	富士市立中央病院	西部	浜松医療センター	
- 第上	富士宮市立病院		聖隷三方原病院	
	静岡市立清水病院		浜松赤十字病院	
	静岡県立総合病院(基幹災害拠点病院)		聖隷浜松病院	
静岡	静岡赤十字病院			
	静岡済生会総合病院			
	静岡市立静岡病院			

#### 3 災害拠点病院指定運営指針

#### (1) 災害拠点病院の役割

- ア 医療救護対象者の重症度・緊急度の判定・選別(トリアージ)
- イ 他の医療救護施設で対応困難な重症患者の受入れ及び処置
- ウ 重症患者の航空搬送拠点等への搬送手配
- エ DMAT等医療チームの受入れ及び派遣
- オ 地域の医療機関への応急用資器材の貸出し

#### (2) 災害拠点病院指定方針

- ア 県は、平成24年3月21日付け厚生労働省医政局長通知「災害時における医療体制の充実強化について」[*様式・資料編25P*] 及び平成29年3月31日付け厚生労働省 医政局長通知「災害拠点病院指定要件の一部改正について」[*様式・資料編33P*](以下「国通知」という)で定める指定要件を満たす「地域災害拠点病院」を、原則として二次医療圏に1か所指定する。
- イ 県は、必要に応じ、人口 20 万人あたり 1 か所を目安とし、二次医療圏に複数の地域災害拠点病院を指定することができる。
- ウ 県は、災害拠点病院のうち、災害医療に関して県の中心的な役割を果たす「基幹 災害拠点病院」について、原則として1か所指定する。
- エ 災害拠点病院の指定にあたっては、当該病院の指定要望に基づき、県は、当該病院の所在する市町及び所在する二次医療圏の地域医療協議会を経て、静岡県救急・ 災害医療対策協議会、静岡県医療審議会の同意、承認を得る。
- オ 県は、指定した災害拠点病院が要件に合致しているかどうかを毎年(原則として 4月1日時点)確認し、国通知で認める場合を除き、指定要件を満たさなくなった 場合には指定の解除を行う。
- カ 県は、災害拠点病院が被災する可能性があることを想定し、近隣の広場を確保し、 仮設の救護所等として使用する場合があることについて、地域住民の理解を得るよ う努める。

#### (3) 災害拠点病院運営指針

#### ア 災害拠点病院医療救護計画の作成

災害拠点病院の管理者は、災害時の医療救護活動について、あらかじめ、医療従事者の参集手順や災害対策本部設置手順、役割分担及びローテーション、トリアージエリアや患者収容スペース等施設設備の利用方法、入院患者への対応等に関する計画を作成する。

## イ 災害発生時等の初動体制 (CSCAの確立) [用語集-10]

災害拠点病院の管理者は、災害発生時等(「災害発生時等」は、救護所参集基準に準じる)に直ちに災害対策本部を設置し、院内指揮系統を確立するとともに、患者及び職員の安全を確保の上、院内被害状況等を調査、把握し、患者受入れの可否等を広域災害救急医療情報システム(EMIS)に入力することで県に報告する。

なお、EMISが使用できない場合は、衛星電話等、他の通信手段で報告する。 初動体制の構築にあたっては、次に示すCSCAの概念に留意し、その確立を最 優先とする。

	C S C A 概 念								
С	Command&Control	指揮統制	災害対策本部設置、院内指揮系統確立						
S	Safety	安全確保	患者及び職員の安全確保						
С	Communication	情報収集・伝達	院内被害状況調査・把握、EMIS入力						
A	Assessment	状況評価	状況評価に基づく活動方針の決定						

#### ウ 医療救護活動に必要な措置の要請

災害時において、災害拠点病院の管理者は、医療チームの派遣等、医療救護活動に必要な措置について、広域災害・救急医療情報システム(EMIS)への入力や、衛星電話等により、県に要請する。

## エ 広域医療搬送への対応

災害拠点病院は重症患者の広域医療搬送について中心的な役割を果たす必要があるため、災害拠点病院の管理者は、病院職員の広域医療搬送トリアージ基準 [*様式・資料編24P*] 習熟に努めるとともに、病院敷地内、あるいは病院近接地のヘリコプター離着陸場への患者搬送手順について、定期的な訓練を実施する。

また、大規模災害時は、県及び県が指定する航空搬送拠点と連携し、重症患者の 航空搬送拠点への搬送手配を行う。

#### オ DMAT活動拠点本部が設置された場合の対応

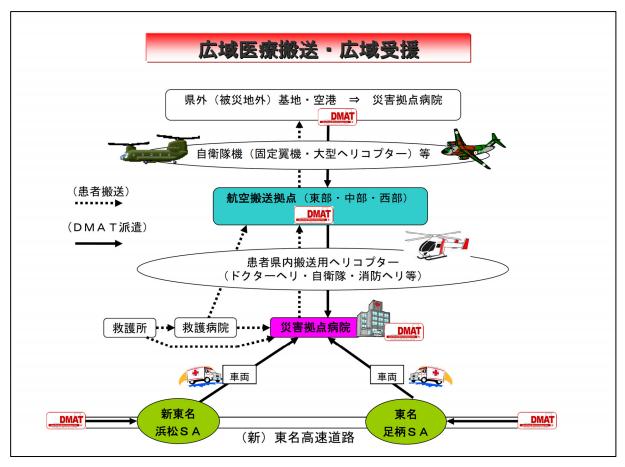
静岡県DMAT調整本部によりDMAT活動拠点本部が設置された場合、災害拠点病院の管理者は、DMAT活動拠点本部の設置運営に協力するものとする。

#### カ 定期的な訓練の実施等

災害拠点病院の管理者は、災害発生時は直ちに医療救護活動を円滑に開始できるよう、事業継続計画(BCP: Business Continuity Plan)に基づく定期的な訓練を実施する。

地域災害拠点病院は地域の災害医療の中心的な役割を果たす医療救護施設であることから、地域災害拠点病院の管理者は、周辺地域の救護病院、市町、消防、県、 医師会等関係団体とともに、定期的な訓練を実施する。

## 〇 広域医療搬送・広域受援概念図



#### 4 災害拠点精神科病院指定運営指針

#### (1) 災害拠点精神科病院の役割

- ア 災害時における、医療保護入院、措置入院等の精神科医療の提供
- イ 医療救護施設等で対応困難な精神疾患等患者の受入れ
- ウ 被災精神科病院からの患者の受入れ

#### (2) 災害拠点精神科病院指定運営方針

- ア 県は、平成29年3月31日付け厚生労働省医政局地域医療計画課長通知「疾病・ 事業及び在宅医療に係る医療体制について」の別紙「疾病・事業及び在宅医療に係 る医療提供体制構築に係る指針」中「災害時における医療体制の構築に係る指針」 に基づき制定した、「静岡県災害拠点精神科病院指定要綱」で定める指定要件を満た す「地域災害拠点精神科病院」を、原則として二次医療圏(精神科病院がない熱海・ 伊東圏域を除く。)に1か所指定する。
- イ 県は、災害拠点精神科病院のうち、災害医療に関して県の中心的な役割を果たす 「基幹災害拠点精神科病院」について、原則として1か所指定する。

- ウ 災害拠点精神科病院の指定にあたっては、当該病院の指定要望に基づき、県は、 当該病院の所在する市町及び所在する二次医療圏(精神科病院がない熱海・伊東圏 域を除く。)の地域医療協議会を経て、静岡県救急・災害医療対策協議会、静岡県医 療審議会の同意、承認を得る。ただし、基幹災害拠点精神科病院については、地域 医療審議会を経ず、静岡県救急・災害医療対策協議会、静岡県医療審議会の同意・ 承認を得る。
- エ 県は、指定した災害拠点精神科病院が要件に合致しているかどうかを毎年(原則として4月1日時点)確認し、指定要件を満たさなくなった場合には指定の解除を 行う。
- オ 災害拠点精神科病院の運営については災害拠点病院運営指針に準じる。

## 5 重症患者の広域医療搬送

## (1) 広域医療搬送の考え方

広域医療搬送とは、大規模災害時の重症患者のうち、県内での治療が困難であって、 発災直後から被災地外の医療施設において緊急に手術や処置などを行うことにより、 生命・機能予後の改善が十分期待され、かつ搬送中に生命の危険の少ない病態の患者 を、被災地外の医療施設まで航空機で迅速に搬送し、根治的な治療を行うことである。 広域医療搬送の対象となる重症患者の症状例は、次のとおり。

	広	域	医	療	搬	送	対	象	患	者		
頭、胸、胴	复部等に	中等	度の	外傷	があ	る患	者					
身体の一部	部が家屋	に挟	まれ	た等	の既	往が	ある	患者	(ク	ラッシ	ンユ症値	롡群)
全身に中等度以上の熱傷がある患者												

#### (2) 広域医療搬送における県の役割

- ア 航空搬送拠点の確保
- イ 航空搬送拠点臨時医療施設(SCU:Staging Care Unit)の設置、運営
- ウ 災害拠点病院等から航空搬送拠点までの患者搬送手段の確保、調整

## (3) 航空搬送拠点の確保

本県における航空搬送拠点は次のとおりとする。

地域	管内	航空搬送拠点	運営要員
東部	賀茂・東部方面本部	愛鷹広域公園 (沼津市)	東部方面本部健康福祉 班航空搬送拠点係
中部	中部方面本部	静岡空港 (牧之原市・島田市)	中部方面本部健康福祉 班航空搬送拠点係
西部	西部方面本部	航空自衛隊浜松基地 (浜松市)	西部方面本部健康福祉 班航空搬送拠点係

なお、被災状況等により静岡空港等が使用できない場合は、航空自衛隊静浜基地 を航空搬送拠点とする。

## (4) SCUの設置、運営

県は、患者の症状の安定化を図り、搬送を実施するための救護所として、航空搬送

拠点にSCUを設置、運営する。

SCUでは、静岡県DMAT調整本部の指揮の下、県外DMATを中心に広域医療搬送対象患者の容態安定化措置及び再トリアージを実施する。

## (5) 航空搬送拠点までの患者県内搬送手段の確保、調整

県は、災害拠点病院等から航空搬送拠点まで重症患者を搬送(患者県内搬送)する ため、ヘリコプター等の搬送手段を確保し、運航調整を行う。

患者県内搬送においては、ドクターヘリに加え、県と(財)日本救急医療財団が締結する「災害時の航空機による医療搬送等業務の協力に関する協定」に基づき、指定航空会社にもヘリコプターの派遣を要請する。また、迅速な搬送が可能である場合は、市町の定める計画の下で、救急車等の車両による陸上搬送についても検討する。

## (6) 広域医療搬送の活動手順

- ア 県は、大規模災害発生後速やかに、航空搬送拠点施設の使用可否を確認し、使用 可能な場合は、施設管理者に対し航空搬送拠点施設の使用を申請する。
- イ 県は、国に対し、広域医療搬送の実施を要請する。
- ウ 県は、SCU開設運営に必要な人員を航空搬送拠点に派遣し、開設準備を行う。
- エ 県は、ヘリコプター等の患者県内搬送手段について、関係機関に要請する。
- オ 国は、広域医療搬送の実施を決定するとともに、被災地外都道府県等に対し、航空搬送拠点へのDMAT派遣を要請する。
- カ 国は、広域医療搬送計画を決定のうえ、広域医療搬送患者情報管理システム(M ATTS)への掲載等により周知し、県は、関係機関に伝達する。
- キ 県は、確保したヘリコプター等を航空搬送拠点に配置する。
- ク 災害拠点病院等は、広域医療搬送が必要な場合、患者搬送に使用可能なヘリポートを確保し、県に対し、ヘリコプターの派遣を要請する。
- ケ 国は広域医療搬送用自衛隊機を手配し、県外DMATを各航空搬送拠点に派遣する。
- コ 県は、災害拠点病院等からの要請を踏まえ、災害拠点病院等にヘリコプターを配置する。
- サ 県は、次の事項を確認のうえ、患者県内搬送開始を決定する。
  - なお、患者県内搬送の開始は、大規模災害発生後8時間を想定する。

患者県内搬送開始に当たっての確認事項

広域医療搬送用自衛隊機及びDMATの航空搬送拠点への到着

患者県内搬送用ヘリコプターの災害拠点病院等への配置

SCUの開設

患者県内搬送は原則として、災害拠点病院から航空搬送拠点への重症患者搬送であるが、必要に応じ、救護病院等からの搬送も行う。

シ 災害拠点病院等は、広域医療搬送トリアージ基準 [*様式・資料編24P*] に該当する広域医療搬送対象患者を選定し、患者県内搬送用へリコプターにて搬送する。

- ス SCUでは、県とDMATが連携し、患者県内搬送用へリコプター等で搬送された広域医療搬送対象患者の容態安定化措置及び再トリアージを実施する。
- セ 県は、静岡県DMAT調整本部が設置するドクターへリ調整部及びドクターへリ 基地病院(順天堂大学医学部附属静岡病院、聖隷三方原病院)等と連携し、患者県 内搬送用へリコプターの運航調整を行う。
- ソ SCUで再トリアージされ、広域医療搬送対象となった患者は、広域医療搬送用 自衛隊機により県外航空搬送拠点に搬送され、受入れ先の災害拠点病院等の医療機 関まで搬送される。なお、患者搬送情報は、広域医療搬送患者情報管理システム (M ATTS) により追跡可能である。
- タ 広域医療搬送活動は、原則として大規模災害発生後72時間までとする。

## (7) 広域医療搬送にかかる留意事項

## ア 患者県内搬送等におけるドクターへリ等運航管理体制の整備

東日本大震災を踏まえると、患者県内搬送では全国から参集したドクターヘリが 中心的な役割を担うことが想定され、また、患者県内搬送は航空搬送拠点への患者 搬送の他にも次に例示する搬送が想定される。

これらの搬送を柔軟に実施するためには、航空搬送拠点や県災害対策本部への専門人材の配置等が必須であるため、県は、航空関係機関等と連携のうえ、患者県内搬送用ドクターへリ等の運航管理体制を整備する。

なお、ドクターへリ等の運用に関しては、平成28年12月5日付け厚生労働省医政局地域医療計画課長通知「大規模災害時のドクターへリ運用体制構築に係る指針」 [様式・資料編37P] 及び「南海トラフ地震における静岡県広域受援計画」によるものとする。

## 想定されるその他の患者県内搬送

被災現場から航空搬送拠点への直接搬送

航空搬送拠点から県内医療救護施設への患者県内搬送

県内医療救護施設間の直接搬送

大型自衛隊機によらない、ドクターへリ等による個別の広域(県外)医療搬送

#### イ 陸上搬送等の体制整備

患者県内搬送において、迅速な搬送が可能である場合は、市町の定める計画の下で、救急車等の車両による陸上搬送についても想定し、県は、消防と連携し、災害拠点病院等から航空搬送拠点への陸上搬送による体制整備に取り組む。

また、新東名高速道路等により、県は、県外への広域陸上搬送について、搬送手段及び患者県外受入れ先を確保するための体制整備に取り組む。

その他、海上搬送についても、自衛隊、海上保安庁等と連携し、広域医療搬送を補完する手段として検討する。

#### ウ 急性期以降の広域医療搬送

広域医療搬送は、原則として、大規模災害発生直後の重症患者を対象とするが、

人工透析患者等の難病患者や、医療機関自らの被災等により転院を必要とする入院 患者等について、被災地外での治療が望ましい場合も考えられるため、県は、急性 期以降の広域医療搬送体制整備についても検討する。

## 6 広域受援体制

大規模災害時は、非常に多数の負傷者の発生や、医療救護施設及び医療従事者の被災による医療機能の低下により、医療の需要と供給のバランスが大きく崩れ、県内の医療救護施設だけでは必要な対応ができない事態が想定される。

このため、県は、医療の需給バランスを可及的速やかに回復させるため、保健医療調整本部 [用語集-11]を設置し、医療救護期間区分に応じた広域受援体制を整備する。また、医療救護施設等の保健医療ニーズを把握・分析した上で、被災地外から保健医療活動チーム [用語集-12]を受入れ、県内地域への配置調整を行う。

なお、被災者の診療録など保健医療活動の記録及び報告のための統一的な様式として、 平成29年7月5日付け厚生労働省通知「大規模災害時の保健医療活動に係る体制の整備 ついて」[*様式・資料編47P*] に掲げる様式等 [*様式・資料編7~20P*] を参考とし、情報連携を 図るものとする。

## (1) フェーズ I 【災害超急性期(発災~48 時間)】

災害超急性期は、DMAT(県外)等による支援を中心に受け入れる。

ただし、発災後 24 時間程度は、被災地外医療チームによる地域への直接的な支援は 困難であることを想定している。

## ア DMATの受入れ

- (ア) 県は、国に対する広域医療搬送要請及び被災地外都道府県に対するDMAT派遣要請により、本県へのDMAT派遣を要請する。
- (イ) DMATは、被災地域での活動(病院支援、地域医療搬送、現場活動等)及び 広域医療搬送活動(SCU活動、航空機内の医療活動等)に従事する。
- (ウ) 被災地域で活動するDMATは、原則として車両等で陸路参集し、広域医療搬送活動に従事するDMATは、広域医療搬送用自衛隊機やドクターへリ等で航空搬送拠点に空路参集する。
- (エ) DMATの具体的な活動内容は、「日本DMAT活動要領」等によるものとする。

#### イ 静岡県DMAT調整本部の設置

- (ア) 県は、県内で活動するすべてのDMATを指揮する静岡県DMAT調整本部を 設置する。
- (イ) 静岡県DMAT調整本部は県の指揮下に置く。
- (ウ) 静岡県DMAT調整本部の具体的な活動内容は、「静岡DMAT運用計画」で 規定する。

#### ウ 緊急輸送ルートの確保

県は、陸路参集DMAT等が東名高速道路及び新東名高速道路のIC (インターチェンジ)から災害拠点病院及び航空搬送拠点等へ円滑に進出するための「緊急輸

送ルート」を、「南海トラフ地震における静岡県広域受援計画」に定める。

#### エ 陸路参集DMATの受入れ手順

- (ア) 県は、陸路参集DMATの集結場所として、「進出拠点」を設ける。
- (イ) 進出拠点は、静岡県以東のDMATに対しては東名高速道路足柄SA、静岡県 以西のDMATに対しては新東名高速道路浜松SAを基本とする。
- (ウ) 静岡県DMAT調整本部は、陸路参集DMATに進出拠点を周知する。また、 進出拠点が変更された場合は速やかに周知する。
- (エ) 県は、静岡県DMAT調整本部と連携し、陸路参集DMATの参集状況を把握した上で、被害状況や、災害拠点病院等からの要請を踏まえ、各DMATの派遣先を決定する。
- (オ) 静岡県DMAT調整本部は、派遣先を各DMATに伝達し、県は、派遣先災害拠点病院等に伝達する。
- (カ) 県は、進出拠点に県方面本部交通誘導係を派遣し、参集したDMATに対し、 災害拠点病院及び航空搬送拠点等への緊急輸送ルート等について情報提供を行う。
- (キ) 災害拠点病院の管理者は、派遣されたDMATを受け入れ、その活動を指揮する。

## オ DMA T活動拠点本部の設置

静岡県DMAT調整本部は、必要に応じて災害拠点病院等にDMAT活動拠点本部を設置し、DMAT活動拠点本部は、静岡県DMAT調整本部の指揮下で、参集したDMATの指揮及び調整等を行う。

#### カ 被災地域で活動する空路参集DMATの移動手段確保

県は、航空搬送拠点に空路参集したDMATのうち、被災地域で活動するDMA Tの災害拠点病院等までの移動手段を確保し、輸送する。

#### キ DPAT先遣隊の受入れ

- (ア) 県は、国に対する被災地外都道府県に対するDPAT [用語集-13] 派遣要請により、本県へのDPAT派遣を要請する。
- (イ) DPAT先遣隊は、本部機能の立ち上げやニーズアセスメント、急性期の精神 科医療ニーズへの対応等の役割を担う。
- (ウ) 被災地域で活動するDPATは、原則として車両等で陸路参集する。
- (エ) DPATの具体的な活動内容は、「災害派遣精神医療チーム(DPAT)活動 要領」等によるものとする。
- (オ) 県は、県内で活動するすべてのDPATを指揮する静岡県DPAT調整本部を 設置する。静岡県DPAT調整本部は県の指揮下に置く。
- (カ) 静岡県DPAT調整本部の具体的な活動内容は、「静岡DPAT活動マニュアル」で規定する。
- (キ) 静岡県DPAT調整本部は、必要に応じてDPAT活動拠点本部を設置し、DPAT活動拠点本部は、静岡県DPAT調整本部の指揮下で、参集したDPATの指揮及び調整等を行う。

## (2) フェーズ I 【災害急性期 (3日~1週間)】

災害急性期は、保健医療活動チームによる地域への支援が活発化するが、東日本大震災等において、行政機能の低下等により、参集した保健医療活動チームが支援を必要とする場に適切に配置されない状況が各地で生じたことを踏まえ、各医療圏において、参集した保健医療活動チームを円滑に受入れ、適切に配置調整するコーディネート体制を整備する。

災害急性期は、日本赤十字社の救護班や、日本医師会災害医療チーム(JMAT) [用語集-9]、DHEAT(災害時健康危機管理支援チーム)[用語集-14] 等による支援を中心に受け入れる。

独立行政法人国立病院機構の病院や、独立行政法人国立大学病院等による支援も受け入れる。

DMATの活動は段階的に縮小する一方、被災地外都道府県が編成した医療チームによる支援が始まる。

DPATの活動は、DPAT先遣隊からその後に活動するチームに引き継がれる。

## ア 平時における地域災害医療対策会議の設置 [用語集-3]

- (ア) 県は、主に災害急性期以降の医療資源需給調整体制を確立するため、平時において、原則として二次医療圏単位で地域災害医療対策会議を設置し、地域の災害 医療関係者のネットワークを構築する。
- (イ) 地域災害医療対策会議は、市町、災害拠点病院、救護病院、郡市医師会、郡市 歯科医師会、地域薬剤師会、看護協会(地区支部)、保健所、地域危機管理局、消 防本部等に所属する、地域の災害医療関係者で構成する。
- (ウ) 地域災害医療対策会議は、次に掲げる事項について情報・意見交換を行い、災害時の円滑な医療資源需給調整体制構築を推進する。
  - ① 県が委嘱し、大規模災害時の医療資源需給調整に関する保健所長業務を補完する、災害医療コーディネーター候補者の選出
  - ② 県が委嘱し、地域災害医療対策会議及び災害医療コーディネーターを統括する、統括災害医療コーディネーター候補者の選出
  - ③ 大規模災害時の災害医療コーディネーター活動体制 (参集場所等)
  - ④ 大規模災害時の想定傷病者数に対する、医療資源、搬送体制
  - ⑤ 大規模災害時に医療救護施設等の医療ニーズを適切かつ詳細に把握・分析するための連絡通信体制
  - ⑥ 大規模災害時に円滑に医療チームを配置調整するための、配置先医療救護施設の基本的な優先順位付け
  - ⑦ 大規模災害時の医療救護活動に必要な道路被害状況の把握や、医薬品、食料、 飲料水等の供給確保体制
  - ⑧ その他、各地域での災害医療関係者の連携体制構築に必要な事項

## イ 災害医療コーディネーター [*用語集-4*]

(7) 災害医療コーディネーターの委嘱等

県は原則として市町経由で地域の災害医療関係者と連携するが、大規模災害時に通常の災害医療体制では十分な対応ができない状況を想定し、二次医療圏単位等で円滑に医療資源の需給調整等を行うコーディネート体制を整備するため、各医療圏に複数名の災害医療コーディネーターを委嘱する。

また、災害医療コーディネーターのうちから、地域災害医療対策会議及び災害 医療コーディネーターを統括する、統括災害医療コーディネーターを選定する。

災害医療コーディネーターは、災害拠点病院の医師を中心に、郡市医師会の医師等を含めるものとする。

県は、災害医療コーディネーターを委嘱し、災害医療コーディネーターがチーム体制で継続的に活動できるよう、多職種の災害医療関係者を対象とした研修・ 訓練体制等の充実を図る。

## (イ) 災害医療コーディネーターの役割

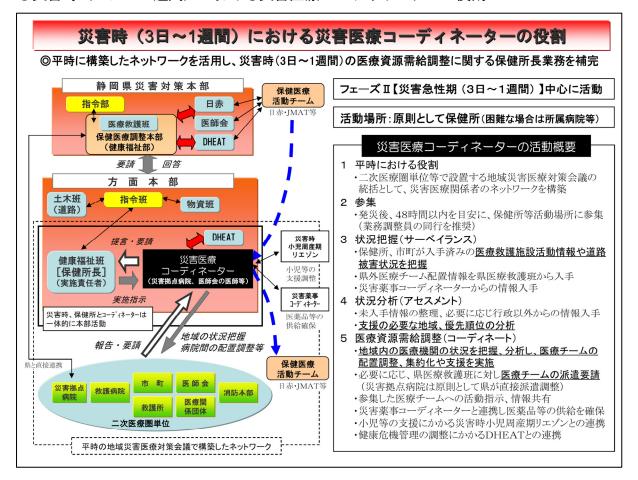
災害医療コーディネーターは、地域災害医療対策会議で平時に構築した災害医療関係者のネットワークを活用し、大規模災害時の医療資源需給調整に関する保健所長業務を補完する。

災害医療コーディネーターは保健所長に提言・要請し、その実施指示により活動する。なお、その活動に係る実施責任は保健所長が負う。

## (ウ) 災害時の活動

- ① 活動場所への参集
  - ・発災後 48 時間以内を目安に、保健所等活動場所に参集(業務調整員の同行 を推奨)
- ② 状況把握(サーベイランス)
  - ・保健所、市町が入手済みの医療救護施設活動情報や道路被害状況等を把握
  - ・県外医療チーム配置情報を県から入手
- ③ 状況分析 (アセスメント)
  - ・未入手情報の整理及び必要に応じた行政以外からの情報入手
  - 支援の必要な地域、優先順位の分析
- ④ 医療資源需給調整 (コーディネート)
  - ・地域内の医療機関の状況を把握、分析し、医療チームの配置調整、集約化や 支援を実施
  - ・必要に応じ、県に対し医療チームの派遣を要請(災害拠点病院は原則として 県が直接派遣調整)
  - ・参集した医療チームへの活動指示、情報共有
  - 災害薬事コーディネーターと連携し、医薬品等の供給を確保
  - ・小児や妊産婦の支援にかかる災害時小児周産期リエゾン [*用語集-15*] との連携
  - ・健康危機管理の調整にかかるDHEAT (災害時健康危機管理支援チーム) 「*用語集*-14] との連携

## ○災害時(3日~1週間)における災害医療コーディネーターの役割



#### ウ 日本赤十字社救護班の受入れ

(ア) 日本赤十字社救護班は、原則として救護所を開設して医療救護を行うが、状況に応じて被災現場において医療救護を行うほか、避難所等を巡回して診療を行う。 フェーズ I における活動も想定され、フェーズ I から切れ目なくフェーズ II へ 活動を継続することが可能である。

なお、日赤DMATは、原則としてDMATの指揮系統下で活動する。

- (4) 日本赤十字社救護班は、「日本赤十字社東海地震対応計画」等に基づき、被災 状況の判明を待たずに医療救護活動を開始するが、県は、日本赤十字社静岡県支 部と連携し、救護班の運用について必要な要請及び調整を行う。
- (ウ) 日本赤十字社は、通常の救護班のほか、被災地における緊急仮設診療所、巡回診療所等の活動拠点、後方搬送における傷病者の一時収容場所、被災医療施設のための支援機能を持つ国内型緊急対応ユニット(d E R U) で活動する、d E R U救護班を派遣する。

## エ 日本医師会災害医療チーム (JMAT) [用語集-9] の受入れ

(ア) JMATは、災害発生時、被災地の都道府県医師会の要請に基づく日本医師会からの依頼により、全国の都道府県医師会が郡市区医師会や医療機関などを単位として編成する災害医療チームである。

- (イ) JMATの活動内容は、主に災害急性期以降における避難所・救護所等での医療や健康管理、被災地の病院・診療所への支援等であり、直接的な医療救護活動以外の健康支援活動等も想定されている。
- (ウ) 本県の災害時における J M A T の派遣は、静岡県医師会から日本医師会の要請 に基づくため、県は、静岡県医師会に対し、 J M A T の派遣及び受入れについて 必要な要請及び調整を行う。
- (エ) 被災地に派遣されたJMATは、原則として郡市医師会のコーディネート下で活動するため、市町及び県は、郡市医師会と連携し、JMATの活動調整を行う。

#### (3) フェーズ (災害亜急性期~中長期(1週間~1ヶ月)

災害亜急性期以降は、被災地外都道府県が編成した医療チームによる支援が中心になると想定しており、県は、災害対策基本法第74条の規定に基づき、被災地外都道府県に医師等医療救護活動の応援を求める。

また、特定非営利活動法人日本災害医療支援機構(JVMAT)や特定非営利活動 法人アムダ(AMDA)等のNPO団体等による支援も受け入れる。

二次医療圏単位の医療資源需給調整は保健所が行い、直接的な医療救護活動から、 保健師等を中心とした健康支援活動において求められる医療の提供へ徐々に移行する。 DPATは保健所等と連携し、被災地域での精神科医療及び精神保健活動の支援を 行う。

なお、地域の医療機能を早期に回復するため、できるだけ速やかに平時の保険診療 へ移行することが望ましい。

#### 7 県災害対策本部健康福祉部医療救護班の業務

県は、県災害対策本部健康福祉部医療救護班を編成し、本計画に基づく県内の災害時 医療救護活動を所管する。

医療救護班はど	7	の久千一	<i>)</i> 、'	で構成される。	
12.7月 7人11号 7月.( よ1.	へぃ	ノイゴ・ノ	$\Delta$	て 1番りん ご 4 しんしん	`

チーム名	所管課	主な業務			
医療救護	地域医療課	医療救護施設開設被害状況把握、広域医療搬送、広域受援等			
医薬品等の確保	薬事課	医薬品等及び輸血用血液の確保・供給、薬剤師の確保			
人工透析患者等支援	疾病対策課	人工透析患者・難病患者・結核患者の支援			
精神科病院	障害福祉課	精神科病院の被害状況把握、患者搬送調整			
国民健康保険	国民健康保険課	災害時の保険診療の取扱い			

#### 8 県災害対策本部方面本部健康福祉班の業務

各健康福祉センターは、県災害対策本部方面本部健康福祉班を編成し、本計画に基づく所管市町の災害時医療救護活動を所管する。

また、東部、中部、西部の各健康福祉センターは、県災害対策本部方面本部健康福祉 班航空搬送拠点係を編成し、広域医療搬送活動に関する業務を所管する。

- 9 「南海トラフ地震に関連する情報(臨時)」が発せられた場合の準備体制
- (1) 県は、災害拠点病院に対し、医療救護活動の準備を要請する。
- (2) 県は、医師会、歯科医師会、薬剤師会、病院協会、看護協会等の医療関係団体及び国等に対し、医療救護の応援準備を要請する。
- (3) 県は、航空搬送拠点施設との連絡調整や、SCUの設備及び資器材を点検・配置する等、広域医療搬送の準備を行う。

#### 第6 医薬品等及び輸血用血液の確保・供給計画

#### 1 事前の備え

対象	内容
医療救護施設	・医薬品等の備蓄(3日分)
(救護所を除く)	
県	<ul><li>医薬品卸業者等(静岡県医薬品卸業協会、静岡県医療</li></ul>
	機器販売業協会、一般社団法人日本産業・医療ガス協
	会)、公益社団法人静岡県薬剤師会及び静岡県赤十字血
	液センターとの連携強化
	・医薬品等の確保・供給や薬剤師の確保・派遣を円滑に
	行うための体制の強化(災害薬事コーディネーター
	[用語集-5] の養成等)
市町	・救護所で使う医薬品等や薬剤師の備蓄
	・地域薬剤師会(薬局)や医薬品卸業者等との連携確認
医薬品卸業者等	・供給体制の確認(緊急車両の指定、市町等との連携確
	認、県内外の支店等との間の輸送手段の確保)
静岡県赤十字血液センター	・供給体制の確認(日本赤十字社東海北陸ブロック血液
	センター (愛知県) からの輸送手段の確保)
(公社) 静岡県薬剤師会	・日本薬剤師会及び地域薬剤師会との連携確認

#### 2 準備体制

南海トラフ地震に関する情報(臨時)が発表された段階で、次の準備体制に入る。なお発災後においては、次の各項目に加え、被害状況等について確認、報告する。

#### (1) 医薬品等

#### ア 市町

管内の医薬品卸業者等及び地域薬剤師会に対する連絡体制を確認する。

#### イ保健所

- (ア) 管内の医薬品卸業者等に対する連絡体制を確認する。
- (イ) 医薬品等備蓄センターからの供給体制を整える。
- (ウ) 地域薬剤師会に対し、支援体制の準備を要請する。

#### ウ 健康福祉部薬事課

- (ア) 医薬品卸業者等に供給体制の準備を要請する。
- (イ) 県薬剤師会に対し、支援体制の準備を要請する。

#### 工 医薬品卸業者等

- (ア) 医薬品等の在庫状況を確認し、供給体制を整える。
- (イ) 指定されている緊急車両を確保・待機させる。
- (ウ) 健康福祉部薬事課に在庫状況及び供給体制の準備状況を報告する。
- (エ) 在庫の乏しい医薬品等の確保を図る。

#### 才 地域薬剤師会

市町及び保健所の要請に応じ、体制を整える。

#### 力 県薬剤師会

健康福祉部薬事課の要請に応じ、直ちに支援体制を整える。

#### (2) 輸血用血液

#### アー健康福祉部薬事課

静岡県赤十字血液センターに供給体制の強化を要請する。

#### イ 静岡県赤十字血液センター

- (ア) 健康福祉部薬事課からの要請に応じ、在庫状況及び供給可能な輸血用血液(製剤を含む。)等を把握する。
- (イ) 日本赤十字社東海北陸ブロック血液センターに対し、供給体制の強化を図るよう要請する。
- (ウ) 健康福祉部薬事課に在庫状況及び供給体制の状況を報告する。

#### 3 供給の要請

#### (1) 医療救護施設

#### ア 医薬品等

- (ア) 医薬品等が不足した場合は、医療救護施設(救護所を除く。)の管理者は、平時と同様に医薬品卸業者等に供給を要請する。これにより確保できない場合は、市町災害対策本部(医療救護本部等を含む。以下、第6において同じ。)に調達・あっせんを要請する。
- (イ) 救護所の管理者は、市町災害対策本部に調達・あっせんを要請する。

#### イ 輸血用血液

- (ア) 輸血用血液が不足した場合は、医療救護施設(救護所を除く。)の管理者は、管轄の血液センターに供給を要請する。これにより確保できない場合は、市町災害対策本部に調達・あっせんを要請する。
- (4) 救護所の管理者は、市町災害対策本部に調達・あっせんを要請する。

#### (2) 市町災害対策本部

医療救護施設の管理者及び救護所から要請を受けたときは、災害薬事コーディネーターを活用し、次により対応する。

#### ア 医薬品等

- (ア) 市町において備蓄している医薬品等から調達・あっせんを図る。
- (イ) 災害薬事コーディネーターを活用し、管内の医薬品卸業者等に対し、医薬品等 の供給を要請する。
- (ウ) 市町において確保できない場合は、県方面本部に調達・あっせんを要請する。

#### イ 輸血用血液

県方面本部に調達・あっせんを要請する。

#### 4 調達・あっせん

#### (1) 県方面本部(保健所)

市町災害対策本部から要請を受けたときは、次により対応する。

#### ア 医薬品等

- (ア) 管内の医薬品卸業者等に対し、医薬品等の供給を要請する。
- (イ) 県方面本部内の医薬品等備蓄センターから調達・あっせんを図る。
- (ウ) 県方面本部内で確保できない場合は、県災害対策本部へ調達・あっせんを要請する。

#### イ 輸血用血液

直ちに、県災害対策本部に調達・あっせんを要請する。

#### (2) 県災害対策本部

#### ア 医薬品等

- (ア) 県内において医薬品等の不足が予想される場合は、直ちに国に医薬品等の支援 を要請する。
- (4) 県方面本部から調達・あっせんの要請を受けたときは、次により対応する。
  - ① 県内の医薬品卸業者等に供給を要請する。
  - ② 当該県方面本部以外の県方面本部に対し、医薬品等備蓄センターから調達・あっせん及び移送を指示する。
  - ③ 県内で調達・あっせんができない場合は、国及び災害援助協定締結の都県に対し、緊急輸送を要請する。
- (ウ) 医薬品卸業者等から医薬品等の在庫が不足した旨の報告があり、県内で調達・ あっせんが困難な場合には、(イ)③と同様に要請する。
- (エ) 随時、県方面本部と医薬品等の在庫を共有する。

#### イ 輸血用血液

県方面本部から調達・あっせんの要請を受けたときは、静岡県赤十字血液センターに供給を要請する。

#### (3) 医薬品卸業者等

- ア 市町災害対策本部又は医療救護施設(救護所を除く。)の管理者から医薬品等の供給要請があった場合は、次により対応する。
  - (ア) 速やかにその要請に応じるものとする。
  - (イ) 要請を受けた支店等に在庫がない場合は、自社の他の支店等に供給を要請する。
  - (ウ) (イ)によっても、不足する場合は、その旨を市町災害対策本部又は医療救護施設(救護所を除く。) の管理者に報告する。
- イ 県から医薬品等の供給要請があった場合は、速やかにその要請に応じる。
- ウ 県災害対策本部に在庫状況・供給状況を随時報告する。

#### (4) 静岡県赤十字血液センター

- ア 医療救護施設の管理者及び県災害対策本部から輸血用血液の供給要請があった場合は、速やかにその要請に応じる。
- イ 医療救護施設の管理者及び県災害対策本部の供給要請に応じることが不可能な場合は、日本赤十字社東海北陸ブロック血液センターに要請する。
- ウ 日本赤十字社東海北陸ブロック血液センターから供給できない場合は、日本赤十字社血液事業本部に要請する。

#### 5 輸送手段

#### (1) 医薬品等

#### ア 市町災害対策本部

市町において輸送手段が確保できない場合は、県方面本部に輸送手段の確保を要請する。

#### イ 県方面本部(保健所)

県方面本部内において輸送手段が確保できない場合は、県災害対策本部に輸送手段の確保を要請する。

#### ウ 県災害対策本部

(ア) 医薬品卸業者等又は県方面本部から輸送手段の確保要請があったときは、指令 部を通じて緊急輸送等の手段を確保する。 (イ) 県外から緊急輸送を行う場合は、国又は関係都県に輸送手段の確保を要請する。

#### 工 医薬品卸業者等

- (ア) 医療救護施設への輸送手段が確保できない場合は、要請元に輸送手段の確保を 要請する。
- (イ) 県内外の支店等との間の輸送手段が確保できない場合は、県災害対策本部に輸送手段の確保を要請する。

#### (2) 輸血用血液

#### ア 静岡県赤十字血液センター

- (7) 医療救護施設(救護所を除く。)への輸送手段が確保できない場合は、県災害 対策本部に輸送手段の確保を要請する。
- (イ) 日本赤十字社東海北陸ブロック血液センターからの輸送手段が確保できない場合は、県災害対策本部に輸送手段の確保を要請する。

#### イ 県災害対策本部

静岡県赤十字血液センターから輸送手段の確保要請があったときは、指令部を通じて緊急輸送等の手段を確保する。

#### 6 薬剤師等の派遣

#### (1) 市町災害対策本部

救護所等において医薬品等の管理・服薬指導等を行う薬剤師等が必要となり、当該 市町において薬剤師等が確保できない場合は、地域薬剤師会に薬剤師等の確保を要請 し、県方面本部にその旨を情報共有する。

#### (2) 県方面本部(保健所)

地域薬剤師会から静岡県薬剤師会に薬剤師等の派遣要請を行った旨の連絡を受けた場合は、県災害対策本部にその旨を情報共有する。

#### (3) 県災害対策本部

県方面本部及び静岡県薬剤師会と適宜情報共有し、必要に応じて厚生労働省を通じて日本薬剤師会に薬剤師等の派遣を要請する。

#### (4) 地域薬剤師会

市町災害対策本部から薬剤師等の派遣要請を受けた場合は、地域薬剤師会内で調整 し、薬剤師を派遣する。確保できない場合は、静岡県薬剤師会に薬剤師等の派遣を要 請し、県方面本部にその旨を情報共有する。

#### (5) 静岡県薬剤師会

地域薬剤師会から薬剤師等の派遣要請を受けた場合は、静岡県薬剤師会内で調整し、 薬剤師を派遣する。確保できない場合は、日本薬剤師会に薬剤師等の派遣を要請し、 県災害対策本部にその旨を情報共有する。

#### 7 災害薬事コーディネーター [*用語集-5*]

#### (1) 災害薬事コーディネーターの委嘱等

県は、大規模災害時に通常の災害医療体制では十分な対応ができない状況を想定し、 県又は市町が行う医薬品等の確保・供給及び薬剤師の確保・派遣に関する業務を補完 するため、静岡県薬剤師会から推薦を受けた者を災害薬事コーディネーターとして委 嘱する。

また、県は委嘱した災害薬事コーディネーターに対する研修・訓練を実施するものとする。

#### (2) 配置(活動)場所と役割

災害薬事コーディネーターは、役割に応じて、各所へ参集し活動する。

#### ア 本部災害薬事コーディネーター

#### (7) 県災害対策本部

薬剤師及び医薬品の確保等に関する総括や医薬品等確保チームへの専門的な助言を行う。

#### (イ) 静岡県薬剤師会

地域薬剤師会及び日本薬剤師会(応援都道府県薬剤師会)との薬剤師の受入調整及び応援薬剤師の受入、派遣調整を行う。

#### イ 地域災害薬事コーディネーター

#### (7) 方面本部(保健所)

地域の医薬品等のニーズに関する医薬品卸業者等への供給要請や薬剤師派遣要請への対応、調整等、方面本部健康福祉班に専門的な助言を行う。

#### (イ) 市町災害対策本部

地域の医薬品等のニーズに関する医薬品卸業者等への供給要請や薬剤師派遣 要請への対応、調整等、市町災害対策本部に専門的な助言を行う。

#### (ウ) 地域薬剤師会、市町

応援薬剤師を受け入れ、必要な場所へ分配するなど、救護所等における応援薬剤師の運用を行うほか、現場の医薬品等のニーズや薬局の稼動状況等の把握を行う。

#### (3) 指揮命令系統

災害薬事コーディネーターは配置先の管理者の指揮命令に従う。なお、災害医療コーディネーターが配置されている場合には、十分な連携を図る。

#### (4) 参集

災害薬事コーディネーターは、県災害対策本部、県薬剤師会災害対策本部、県方面本部、市町災害対策本部・救護所が設置された場合には、速やかに参集するよう努める。

#### (5) 平時における対応

災害薬事コーディネーターは、県又は県薬剤師会等が行う研修・訓練への参加に努める。また、災害薬事コーディネーターは、地域災害医療対策会議における災害医療 関係者のネットワークの構築に協力する。

#### 第7 応援派遣体制

#### 1 応援派遣の考え方

県は、県内における大規模事故や風水害等の局地災害や、県外における大規模災害の 発生により、広域的な医療救護活動が必要な場合の応援派遣体制を整備する。

#### 2 静岡DMATの設置

県は、「静岡DMAT設置運営要綱」に基づき、静岡DMATを設置し、静岡DMA T指定病院を指定する。

#### (1) 静岡DMATの活動内容

静岡DMATは、災害発生直後(概ね48時間以内)に活動が開始できる機動性を持った、専門的な研修・訓練を受けた災害派遣医療チームである。

静岡DMATは、被災地域での活動(病院支援、地域医療搬送、現場活動等)及び 広域医療搬送活動(SCU活動、航空機内の医療活動等)に従事する。

被災地域で活動する静岡DMATは、原則として、被災地域内の災害拠点病院等に 設置されるDMAT活動拠点本部に参集し、その調整下で活動する。

広域医療搬送に携わる静岡DMATは、指定された航空搬送拠点に参集し、DMA T・SCU指揮所の調整下で活動する。

#### (2) 静岡 DMA Tの出動基準

静岡DMATの出動基準は次のとおりとする。

ただし、県内大規模災害時は、原則として静岡DMATが所属する病院内における 医療救護活動に従事する。

ア 県内において、災害等により 20 名以上の重症・中等症の傷病者が発生すると見込 まれる場合

イ 国あるいは他都道府県から静岡DMATの出動要請があった場合

ウ その他、緊急性があり、静岡DMATが出動し対応することが必要な場合

#### (3) 静岡 DMA T出動要請

県は、出動基準を踏まえ、必要に応じ、静岡DMAT指定病院の長に対し、静岡DMATの出動を要請する。

また、消防機関から県に対し、災害現場等への静岡DMAT出動要請の依頼があった場合も、必要に応じ、静岡DMATの出動を要請する。

#### (4) 静岡 DMA T連絡協議会の設置

県は、静岡DMAT連絡協議会を設置し、静岡DMATの運用に関する事項を協議するとともに、静岡DMATと消防、医師会等関係機関の連携強化に努める。

#### 3 静岡DPATの設置

県は、「静岡DPAT設置運営要綱」に基づき、静岡DPATを設置し、静岡DPA T指定病院を指定する。

#### (1) 静岡DPATの活動内容

静岡DPATは、災害発生時に活動する、専門的な研修・訓練を受けた災害派遣精神医療チームである。(概ね 48 時間以内に、被災した都道府県等において活動できる

班を先遣隊と定義する。)

静岡DPATは、被災地域での精神科医療及び精神保健活動等に従事する。 被災地域で活動する静岡DPATは、原則として、被災地域内に設置されるDPA T活動拠点本部に参集し、その調整下で活動する。

#### (2) 静岡DPATの出動基準

静岡DPATの出動基準は次のとおりとする。

ア 県内において、精神保健医療機能の低下や精神保健活動の需要が見込まれ、静岡 DPATの支援が必要な場合

- イ 国又は他都道府県から静岡DPATの出動要請があった場合
- ウ その他、静岡DPATが出動し対応することが必要である場合

#### (3) 静岡DPAT出動要請

県は、出動基準を踏まえ、必要に応じ、静岡DPAT指定機関の長に対し、静岡DPATの出動を要請する。

#### (4) 静岡 D P A T 連絡協議会の設置

県は、静岡DPAT連絡協議会を設置し、静岡DPATの運用に関する事項を協議する。

#### 4 応援班の設置

県は、県内外における広域的な医療救護活動が必要と判断した場合に、広域的な医療 チームの応援派遣を行うことを目的として、県内の病院のうち、災害時に医療チームの 応援派遣が可能な病院の管理者に対し、応援班の設置をあらかじめ依頼する。

#### (1) 応援班の編成

応援班の編成は原則として次のとおりとする。

職種	人数
医 師	1名
薬剤師	1名
看護師	2名
事務職員	1名
計	5名

- ○編成上の留意点
  - ①必要に応じ、運転手を加え編成する。
  - ②医師は、原則として外科系医師とする。なお、フェーズや医療ニーズ等を踏まえ、必要に応じて、内科系医師の編成についても留意する。

#### (2) 応援班設置基準

応援班は、原則として次の基準に基づき設置する。

常勤医師数	設置数
10~19 人の病院	1班
20~29 人の病院	2班
30 人以上の病院	3班

#### (3) 応援班の出動基準

応援班の出動基準は次のとおりとする。

なお、県内大規模災害時は、原則として応援班設置病院内における医療救護活動に 従事する。

- ア 県内で局地災害が発生した場合に、市町から県に対し、医療チーム派遣要請があった場合
- イ 県外で大規模災害が発生した場合に、国あるいは他都道府県から本県に対し、医 師等医療救護活動の応援を求められた場合
- ウ その他、応援班が出動し対応することが必要な場合

#### (4) 応援班出動要請

県は、出動基準を踏まえ、必要に応じ、応援班設置病院の管理者に対し、応援班の 出動を要請する。

#### (5) 応援班の移動手段

県は、必要に応じ、応援班の活動場所への移動手段を確保する。

#### (6) 応援班の活動

応援班は、原則として、出動先の医療救護施設の管理者の指示に基づき医療救護活動を行う。

#### (7) 応援班設置要綱の作成

応援班設置病院の管理者は、応援班の編成や、出動方法及び役割分担等について、 応援班設置要綱であらかじめ定める。

#### 5 医療救護活動に関する協定に基づく医療従事者の派遣

県は、県内外における広域的な医療救護活動が必要と判断した場合に、静岡県医師会、 静岡県看護協会、静岡県歯科医師会、静岡県病院協会、静岡県薬剤師会との「災害時の 医療救護活動に関する協定」に基づき、各団体に対し、医療従事者の派遣を要請する。

#### 6 県外大規模災害時における静岡県医療救護チームの編成

- (1) 県は、県外における大規模災害時に、国あるいは他都道府県から本県に対し、医師等医療救護活動の応援を求められた場合、静岡県医療救護チームを編成する。
- (2) 静岡県医療救護チームの派遣は災害急性期以降を想定するが、県は、可能な限り迅速な編成及び派遣に努める。
- (3) 静岡県医療救護チームは、応援班を中心に編成する。
- (4) 静岡県医療救護チームの移動手段及び活動は、応援班の活動に準じる。
- (5) 県は、静岡県医療救護チームの活動に当たり、「災害時の医療救護活動に関する協定」 に基づき派遣した各団体の医療従事者と、移動手段、活動場所、活動内容等について 円滑に連携できるよう、平時において、関係団体と定期的に協議する。

#### 静岡県医療救護計画 用語集

#### 1 南海トラフ巨大地震

駿河湾から九州東方沖に延びる、深さ 4000 メートル級の「南海トラフ」(浅い海溝) に沿った広い震源域の連動による発生が懸念されている、マグニチュード9クラスの 巨大地震。

従来は、東海地震、東南海地震、南海地震それぞれの対策が行われてきたが、東日本大震災後、国は、複数の大地震が連動した巨大地震発生時の被害想定の検討を行い、 その対策についての大綱策定に取り組んでいる。

#### 2 DMAT (災害派遣医療チーム)

DMAT (Disaster Medical Assistance Team) は、災害発生直後(概ね 48 時間以内)に活動が開始できる機動性を持った、専門的な研修・訓練を受けた災害派遣医療チーム。

阪神淡路大震災では、初期医療対応の遅れから「避けられた災害死」が多く存在した可能性が報告され、この教訓により、大規模な集団災害の急性期に、可及的速やかに医療チームが災害現場に出向き、救出・救助部門と連携し、災害医療活動を行うことの必要性が認識されたことから、厚生労働省により、平成17年4月に日本DMATが発足した。

DMATの主な活動は、被災地域での活動(病院支援、地域医療搬送、現場活動等)及び広域医療搬送活動(SCU活動、航空機内の医療活動等)である。

#### 3 地域災害医療対策会議

東日本大震災で明らかになった災害医療体制の課題に対応するため、厚生労働省が各都道府県等に通知した「災害時における医療体制の充実強化について」(平成24年3月21日付け厚生労働省医政局長通知)において、「保健所管轄区域や市町村単位等で、災害時に保健所・市町村等の行政担当者と地域の医師会や災害拠点病院等の医療関係者、保健医療活動チームが定期的に情報交換する場として地域災害医療対策会議を迅速に設置できるよう事前に計画を策定」し、「災害現場に最も近い所の保健医療行政機関である保健所において、自律的に集合した医療チームの配置調整、情報の提供等を行うこと」とされている。

これを受け、本県では、地域災害医療対策会議のあり方に関する各地域の災害医療 関係者による議論を踏まえ、平時から二次医療圏単位等で地域災害医療対策会議を設 置し、災害時の医療チームの配置調整等は、地域災害医療対策会議で平時に構築した ネットワークを活用し、保健所が災害医療コーディネーターと連携して実施すること とした。

#### 4 災害医療コーディネーター

災害時の医療チーム配置調整や、行政への医療活動に対する助言等を行う医師等の 医療従事者。

従来から新潟県や宮城県等が設置し、中越沖地震や東日本大震災等における活動により、災害時の医療提供体制確保に対する有効性が実証されている。

災害医療コーディネーターの全国的な標準化はされていないため、各都道府県が地域の実状に応じた制度を構築しているところであり、本県では、地域災害医療対策会議で構築したネットワークを活用し、大規模災害時の医療資源需給調整に関する保健所長業務を補完することとしている。

#### 5 災害薬事コーディネーター

災害時に、県本部や地域等で支援を効率的かつ効果的に受入れるための受援体制の 整備や薬剤師及び医薬品に関するニーズの把握とマッチングを行う薬剤師。

東日本大震災を踏まえ、受援体制の整備(他都道府県からの支援薬剤師のスムーズな受入と適切な配置調整)、地域の医薬品等のニーズに応じた確保と配分について、公益社団法人静岡県薬剤師会と連携し、体制を充実強化するもの。

#### 6 広域災害・救急医療情報システム(EMIS)

広域災害・救急医療情報システム(EMIS: Emergency Medical Information System)は、災害時に被災した都道府県を越えて医療機関の稼働状況など災害医療に関わる情報を共有し、被災地域での迅速かつ適切な医療・救護に関わる各種情報を集約・提供するインターネット上のシステム。

阪神淡路大震災を契機に、平成8年から、厚生労働省により導入が始まり、その後、 平成19年にDMAT管理機能を、平成22年に広域医療搬送患者情報管理システム(MATTS)を付加するなど、システム強化を進めている。

医療機関稼働状況等の主要機能は、各都道府県システム経由で全国システムと同期 しており、本県は、県民、医療機関、消防機関など医療に携わる人々に関係する情報 を相互に提供する「医療ネットしずおか」内に、県独自機能を付加した上で、システム構築している。

#### 7 ふじのくに防災情報共有システム(FUJISAN)

平成23年度に稼動開始した、本県危機管理部が構築するインターネット上のシステム。

救出・救助や負傷者、避難者への対応などを迅速かつ円滑に実施するため、応急対策等に必要な、災害時の関係機関や市町との情報共有を念頭に、基礎となるヘリポート、道路や避難所などの情報をデータベースとして保有し、災害時に被害情報を収集する。

救護所開設状況等、災害医療に関する情報も共有されているが、防災情報の一元化を図るため、EMISとの連携強化に取り組んでいる。

#### 8 新耐震基準

正式名称は新耐震設計基準であり、建築基準法で規定され、昭和56年6月以降の建築確認で適用されている。

昭和53年に発生した宮城県沖地震を契機に定められ、震度6強以上の地震でも倒壊しない構造基準として設定されている。

阪神大震災では、新耐震基準を満たす建物の被害は比較的少なかったとされる。

#### 9 日本医師会災害医療チーム(JMAT)

JMAT (Japan Medical Association Team) は、被災者の生命及び健康を守り、被災地の公衆衛生を回復し、地域医療や地域包括ケアシステムの再生・復興を支援することを目的とする災害医療チーム。

JMATには、被災地JMAT及び支援JMAT等があり、被災地JMATとは、被災地内の医師会による組織的な活動として、災害時に備えた計画に則り医療救護活動に従事するJMAT(自院の診療を継続する場合、避難先等で個人的に診療活動をする場合を除く。)であり、支援JMATとは、被災地外の医師会による組織活動として、被災地に派遣するJMATである。

#### 10 CSCA

英国における大事故災害への医療対応標準化コースであるMIMMSにおいて提唱されている災害医療における基本的な概念。

Command&Control (指揮統制) Safety (安全確保) Communication (情報収集・伝達) Assessment (状況評価) の頭文字をとったもの。

CSCAの確立が、円滑なTTT(トリアージ、治療、搬送)実施の前提となる。

#### 11 保健医療調整本部

都道府県災害対策本部の下に設置し、保健医療活動チームの派遣調整、保健医療活動に関する情報連携、保健医療活動に係る情報の整理及び分析等の保健医療活動の総合調整を行う。なお、本県では、本機能は健康福祉部が担う。

#### 12 保健医療活動チーム

DMAT、JMAT、日本赤十字社の救護班、独立行政法人国立病院機構の医療班、 歯科医師チーム、薬剤師チーム、看護師チーム、保健師チーム、管理栄養士チーム、 DPAT、DHEAT、その他災害対策に係る保健医療活動を行うチーム。

#### 13 DPAT (災害派遣精神医療チーム)

DPAT (Disaster Psychiatric Assistance Team) は、災害発生時に活動する、 専門的な研修・訓練を受けた災害派遣精神医療チーム。(概ね48時間以内に、被災し た都道府県等において活動できる班を先遣隊と定義する。)

東日本大震災では、精神科医療支援の遅れが存在したことから、この教訓により、 大規模な集団災害の急性期に、可及的速やかに災害派遣精神医療チームが災害現場に 出向き、救出・救助部門と連携し、精神科医療活動を行うことの必要性が認識された ことから、厚生労働省により、平成25年4月にDPATが発足した。

DPATの主な活動は、被災地域での精神科医療及び精神保健活動の支援である。

#### 14 DHEAT (災害時健康危機管理支援チーム)

DHEAT (Disaster Health Emergency Assistance Team) は、災害が発生した際に、被災都道府県の保健医療調整本部及び被災都道府県等の保健所が行う、被災地方公共団体の保健医療行政の指揮調整機能等を応援するため、専門的な研修・訓練を受けた都道府県等の職員により構成する応援派遣チーム。

その主な業務は、災害発生時の健康危機管理に必要な情報収集・分析や全体調整な どが円滑に実施されるよう、被災都道府県の保健医療調整本部及び被災都道府県等の 保健所を応援することである。

#### 15 災害時小児周産期リエゾン

小児医療に特化した調整役として災害医療コーディネーターをサポートする役割を 担う。

具体的には、災害時に被災地における搬送が必要な小児・妊産婦の情報を収集し、 被災地内の適切な医療機関への搬送をコーディネートするとともに、全国の災害時小 児周産期リエゾンと連携し、被災地外への搬送方法、受け入れ体制の情報を収集する。

# 静岡県医療救護計画

様式 - 資料編

### 様式・資料編 目次

## 1 様式

【大規	模地震等に関する情	情報及び広報活動実施要領】
(1)	様式 332-1	救護所等の開設状況・・・・・・・1
(2)	様式 332-2	救護病院等の開設・被害状況・・・・・・・・・2
(3)	様式 332-2(集)	救護病院等の開設・被害状況(集)・・・・・・3
(4)	様式 332-3	精神科病院の被害状況・・・・・・・・・・・・4
(5)	様式 332-3(集)	精神科病院の被害総括情報(集)・・・・・・5
(6)	様式 103	医療救護班支援要請6
【大規	模災害時の保健医療	聚活動に係る体制の整備について (平成29年7月5日厚生労働省通知)】
(7)	災害診療記録・・・・	
(8)	避難所の状況等に	関する記録・・・・・・・・・13
【その	他関連様式】	
(9)	医療搬送カルテ(	災害時診療情報提供書)20150423
	(EMIS掲載資	料(厚生労働省DMAT事務局)) · · · · · · · · 16
(10)	災害時診療概況報告	システム J-SPEEDレポーティング・フォーム (Ver1.0)
	(「災害診療品録報告書	書 (平成27年2月災害時の診療録のあり方に関する合同委員会)) · · · · 20
2 資	料	
(1)	大規模災害時に需	要が見込まれる医薬品等・・・・・・・・・・21
(2)	広域医療搬送基準	24
(3)	災害時における医療	体制の充実強化について(平成24年3月21日厚生労働省医政局長通知)・・・・・25
(4)	災害拠点病院指定要	件の一部改正について(平成29年3月31日厚生労働省医政局長通知)・・・・・・33
(5)	大規模と書味されたドウター	一へりの運用構構築で係る指針でなて(中成28年12月5日早生労働省国政局長通知)・・・・37
(6)	大規模災害時の保健医療	療活動に係る体制の整備について(平成29年7月5日厚生労働省通知)・・・47

# 様式332-1 救護所等の開設状況

報告日時: 年 月 日 時 分 報告組織・担当者名: 県本部指令部! (情報G)¦ 1 救護施設等開設状況 救護所 その他 備考 開設済数 箇所 2 県方面本部健康福祉班記入欄 年 月 日 時 (1)報告日時: 分 (2)健康福祉班名: (3)報告者: 救護所 その他 備考 市町名

# 様式332-2 救護病院等の開設・被害状況

【処理欄】医療ネットしずおか入力:

報告日時:	年	月	$\Box$	時	分
報告組織・担当者	名:				

救護病院→市町本部→県方面本部健康福祉班→県本部健康福祉部医療とのまとめ、県本部指令部 精神科病院→市町本部→県方面本部健康福祉班→救護班(地域医療課) 「儒報 → (統括班)

(統括班) ↓ ↓ 県本部指令部 <u>(情報G)</u>

- 1 病院名:
- 2 救護病院等情報

(1) 救護病院等の連絡先 電話:

FAX:

- 3 救助活動の可・不可:
- (1) 救護活動の可・不可要(可)・否(不可)
- (2) 緊急連絡要請: 要(可)・否(不可)
- (3)診療可否: 要(可)・否(不可)
- 4 手術機能等の状況(該当する箇所に〇印を記入)

区分	手術機能	検査機能	病棟機能	給食機能
(1) ほぼ計画どおり可能				
(2)一部対応不能				
(3)全く対応不能				

5 職員の状況(該当する箇所に〇印を記入)

区分	医師	薬剤師	看護師	技師	その他職
(1) ほぼ計画どおり可能					
(2)一部対応不能					
(3)全く対応不能					

6 建物の状況(該当する箇所の摘要欄に〇印を記入)

区分	摘要
(1) ほとんど影響がない	
(2)一部対応不能	
(3)全く対応不能	

7 ライフライン等(電気、ガス、水、空調)の状況(該当する箇所に〇印を記入)

区分	正常	使用不可	区分	正常	使用不可
電気系統			自家発電燃料		
水			電話系統		
ガス系統			プロパンガス		
自動車交通可否			徒歩交通可否		
空調			その他		

8 空床状况

一般病床数	空床数	仮設ベッド数

備考(その他、補足する情報がある場合には記入下さい。)

他の医療機関への応援活動の可否を必ず記入すること。

(無)
被害状況
救護病院等の開設・
2(集)
<b>東式332-</b>

	尔		仮認ベッド数	
か入力 :	由	空床状況	空床数	
`g G G	ш	태	<u></u>	
医療ネットしずおか入力			一般病床数	
医療:	町		か 6 割	
	<b>卅</b> ··		徒歩交通可否	
【処理欄】	担当者名		プロパンガス	
	型	( <u>2</u>	電話系統	
	中震	ン 等(%	自家発電燃料	
	報告日時報告組織	イ' ライフライン等(※5)	: : : : : : : : : : : : : : : : : : :	
	1 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2 2	  ハイ	自動車交通可否	
	(新拓班) (新拓班) (東部田) (東部田)	D¦ ∺¦	ガス系統	
	中海   中部	#`i <u>#</u> ! _!	长	
			電気系統	
<b>(¥</b>	こりまため           	: :	物の状況(※4)	
<u></u>	部医療(療理)		その句題	
汽	a 近 医 海	∞ *	技品	
害状況 (	健康福祉员的地域医验	0米況(※3)	看攤品	
被調	県本部級救護班	調画の		
•			医暗	
副	<b>↑</b> 豈	说	給風機能	
0	東福祉	手術機能等の状況	M	
號	部健原	<b>近機能</b>	核酒機能	
新元	画 本	手	半怎鰲鋁	
羅派	→ 県方面本部健康福祉班	6.5	2 診療回伤	
数	T 50	数助活動の	緊急連絡要請	
様式332-2(集) 救護病院等の開設	甲		不可 牧助活動の可・	
2	<del>L</del>			
32			病院名	
(Y)	職 神 和 物 物		ų.	
禁 E	数書		X (上	

※区分欄、患者受入の可否欄、施設内被害状況欄は、該当番号を記入 ※1:区分:①救護病院、②精神科病院 ※2:救助活動の可・不可:①要(可)、②否(不可) ※3:手術機能等の状況及び職員の状況:①ほぼ計画どおり、②一部対応不能、 ※4:建物の状況:①ほとんど影響がない、②一部対応不能、③全く対応不能 ※5:ライフライン等(電気、ガス、水、空調)の状況:①正常、②使用不可

③全く対応不能

# 様式332-3 精神科病院の被害状況

報告日時:平成 年 月 日 時 分 報告組織・担当者名:

精神科病院→市町本→県方面本部健康福祉班→県本部健康福祉部医療救護 県本部指令部場 (情報班)

2 医療施設の所在地: (1) 医療施設の 電話: FAX: 3 患者受入の可否 受入 可・ 不可 4 施設内被害状況(建物、設備、体制) (1) 建物液害状況(建物、設備、体制) (1) 建物液害状況(建物、設備、体制) (2) 電気使用の可否 □ 可能 □ 一部可能 □ 不可能 □ 設備無し □ 初印 □ 一部可能 □ 不可能 □ 設備無し □ 初日 □ 一部可能 □ 不可能 □ 設備無し □ 初日 □ 一部可能 □ 不可能 □ 設備無し ○ 日 □ 日 □ □ 日 □ 日 □ 日 □ 日 □ 日 □ 日 □ 日 □									
2 医療施設	の所在地:								
2 医療施設の所在地: (1) 医療施設の 電話: FAX: 3 患者受入の可否 受入 可・ 不可 4 施設内被害状況(建物、設備、体制) (1) 建物被害状況(建物、設備、体制) (1) 建物被害状況(建物、設備、体制) (2) 電気使用の可否 □ 可能 □ 一部可能 □ 不可能 □ 設備無し ○ 日本機能の可否 □ 可能 □ 一部可能 □ 不可能 □ 設備無し ○ 日本機能の可否 □ 可能 □ 一部可能 □ 不可能 □ 設備無し ○ 日本機能の可否 □ 可能 □ 一部可能 □ 不可能 □ 設備無し ○ 日本機能の可否 □ 可能 □ 一部可能 □ 不可能 □ 設備無し ○ 日本機能の可否 □ 可能 □ 一部可能 □ 不可能 □ 設備無し ○ 日本機能の可否 □ 可能 □ 一部可能 □ 不可能 □ 設備無し ○ 日本機能の可否 □ 可能 □ 一部可能 □ 不可能 □ 設備無し ○ 日本機能の可否 □ 可能 □ 一部可能 □ 不可能 □ 設備無し ○ 日本機能の可否 □ 可能 □ 一部可能 □ 不足 □ やや不足 □ 不足 □ やや不足 □ 不足 □ やや不足 □ 不足 □									
3 患者受入	の可否		受入 可		不可				
4 施設内被	害状況(建:	物、設備、	体制)						
			Ī	無し	□ 一	『不能 □	不能		
(2)雷気使	用の可否			,				П	設備無し
(0) 5 (15)20	30-7 3								D2411137111 =
							1 3135		
						. 0.50 —			
( / - / - / - / - / - / - / - / - /	5 1.5 0								
		<del></del>							
		u					· I·XL		
			ベッ	ド(仮設/	ベッドを含	(한)			
6 備考(自	由記述)								
※建物の被害	『状況がある	る場合は	、備考欄は	こ被害の場	犬況を記え	入してくだ	さい。		
7 通信手段	の状況								
(1) 雷話	口 使用豆	 I能			П	復旧作業中			- Order (7/5 \
									(神寺)
(2) FAX	□ 使用□	『能		泉輻輳等)		復旧作業中	<u> </u>	(停電、故	(障等)
(3) メール	□ 使用可	能				復旧作業中			(障等)
(0),	メールアト	ドレス							
8 受入要請。	人数								
	措置入	院			医療例	R護入院			
	隔離・拘							任意入院	計
	60								
							1	1	Λ1
A	Ь	C	D	<u> </u>	Г	G	П	ı	
		l		 ●入□	 ]能人数		<u> </u>		
	措置入	<del></del>				R護入院			
	隔離・拘	東			隔離	・拘束		任音ス贮	≣∔
有			無				1	1 本心八斑	ēΙ
保護室	一般病室	保護室	一般病室	保護室	一般病室	保護室	一般病室	1	Α .

# 様式332-3(集) 精神科病院の被害総括情報

**(\*\*** 

尔

盘

Ш

皿

報告日時: 平成 年 報告組織・担当者名:

		メーメ	J. – X									
	通信手段の状況	A A X										
	#G											
	被害状況											
		(仮設ベット含む空 定病床数										
県本部指令部  (情報班)		その他職員のは「仮認へい」と言さ										
が		看護師の状況										
本情	<b></b>											
<u></u>	設備、体制)	医師の状況										
	設備	給食機能の可	KO									
帯へ			<b>K</b> □									
数 三 三	<b>製</b>	手術機能の可	<del>K</del> O									
部医療救護班	等沃沃	空調使用の可	<del>K</del> O									
灵姗!	7被	ガス使用の可	Ko									
康害福	施設内被害状況(建物、	水道使用の可	<del>K</del> O									
県本部(産) (基) (基)	45	電気使用の可	<b>K</b> □									
<b> ★</b>		建物被害状识	Æ.									
		患者受入の可	K□									
➡市町本部→具方面本部健康福祉班		連絡先	FAX									
本部→県方面	受情報		雪宝									
```	医療施設情報	所在地										
清 将		施設名称										
	l			-	様式	・資	料絲	幕5 —				

施設内被害状況(建物):「○」影響無し 「△」一部不能 「×」不能

施設内被害状況(体制):「O」充足 「Δ」やや不足 「×」不足

区分:①災害拠点病院 ②救護病院 ③仮設救護病院 ④救護所 ⑤仮設病棟 ⑥精神病院 ⑦人工透析施設

※区分欄、患者受入の可否欄、施設内被害状況欄は、該当番号を記入

施設内被害状況(設備):[O]可能 「△]―部可能 「×」不可能 「―」設備無し

# 様式103 医療救護班支援要請

【処理欄】FUJISAN入力: GIS入力:

分

報告日時: 年 月 日 時

報告組織・担当者名:

市 町 本 部 → 県方面本部指令班 → 県方面本部健康福祉班 → 県本部健康福祉部医療救護班 → 県本部指令部 (地域医療課・障害福祉課) (対策 G)

1 要請番号:

2 要請元:

3 派遣場所:

4 所在地:

5 ヘリポート情報

(1) 名称:

(2) 所在地:

6 要請内容

外科系 医師	内科小児 科系医師	産婦人科 系医師	歯科医師	精神科系 医師	薬剤師	看護師	精神保健 福祉士	事 務 職	運転手

備考(説明及び連絡を要すると思われる事項を記入下さい。)

#### [回答欄]

外科系 医師	内科小児 科系医師	産婦人科 系医師	歯科医師	精神科系 医師	薬剤師	看護師	精神保健 福祉士	事務職	運 転 手

派遣手段	ヘリ:	ドク^	、リ 民間	自衛隊	消防	その他	機種番号(	)
	車両:	バス	タクシー	その他			車両番号(	)
到着予定時刻			F		時	分頃		
特記事項								

- ※ 方面本部において対応可の場合は、本部へ要請せず、方面本部より市町へ回答する。
- ※ 方面本部において対応不可の場合は、県本部へ要請する。

# 災害診療記録

□□項目は、☑および』	☑️項目は、☑および必要記入項目です。											
	目に○を付す   を 緑 黒 さ	番号	トリアージタグ	記載者・場所・	幾関							
<u> </u>	÷	<u>:</u>		*該当性別に○を付	<u></u> す							
メディカルID				M								
フリガナ * 氏名不詳なら個人特	また で で で で で で で で で で で で で で で で で で で	情報を記載	男	保険者番号		l						
				=======================================								
氏名			女	記号·番号								
生年月日 *年齢不詳の場合は抗 年齢 M T S H		月 日	( )歳	[携帯]電話番	号							
自宅						*該当項目に		全:	壊			
住 所 □避難所1			□知人宅 □	]テント 口車の	内 口そ	-の他						
□避難所2 □知人宅 □テント □車内 □その他												
職業	)		 連	 各先な	:L							
【禁忌事項等】												
ロアレルギー												
口禁忌食物												
【特記事項(常用薬等)												
□抗血小板薬(	_								)			
□抗凝固薬  □□	フーファリン								)			
│ □糖尿病治療薬 □ 1 │ □ステロイド(	インスリン		経口薬						١			
□スノロイト(   □抗てんかん薬(									)			
□その他(									)			
│ □透析 │ □在宅酸素療法(HO	<b>T</b> \											
□任七酸系療法(NO   □災害時要援護者(□)		章害者 口乳	幼児 口妊婦 [	□日本語が不自	曲							
	コその他(			))		スの仏〉						
【フォローアップ】 口必	安(火の部	※当垻日に(	少を1寸す。身体	-时/ 楠仲的/孔	[宏的/	ての他)						
傷病名		開始	診察	場所		所属・1	医師サ	イン				
		左										
		月日	3									

□□は、☑および必要記入項目です。		* 該当性別に〇		月 日							
メディカルID		The state of the s									
バイタルサイン等 意識障害: □有 □無 □	乎吸数: /min 脈拍:	* <sup>該当項目</sup> /min 整 不基	に○を付す <b>を</b> 血圧: /	mmHg体温: ℃							
身長: cm、体重: kg 既往歴	□高血圧 □糖尿疹	病 □喘息 □る	その他(	)							
予防接種歴 口麻疹 口破傷風 ロイン	フルエンザ 口肺炎球	隊園 □風疹 □	その他(	妊娠 口無口有							
主訴											
□外傷⇒黄色タグ以上は外傷カルテ	へ(J-SPEEDは記入)										
□痛み (□頭痛 □胸部痛 □腹痛 □その他:											
□熱発 <u>日</u> □咽頭痛 □咳□呼吸苦	_ ( ** ,		)								
□食思不振□下痢 <u>日(□水様(</u> □不眠□めまい	<u>更、□血便)</u>	4 eñs)	b	{\_/}							
□皮膚症状□眼の症状□耳の症状 □その他											
		( L: :	1)								
				1-1-1							
		Tuy	w E	4 - Just							
				$\langle \rangle /$							
		> / (		XX							
\$\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\\	<b>斯栗卡川 口加栗公</b>		M + 4								
#1	処置あり□処置なし  創処置 □点滴 □	注射	処方 □無 #1	口有							
	その場の処置としての 内服	□外用									
<b>初齢時J-8PEED</b>				□25 治療中断							
□2     女性     □8     溺水       □3     歩行不能(被災後~)     □9     クラッシュ症		□21 緊 心	び理ケア	□26 災害関連性なし □27							
□4 搬送必要 □10 人工透析必□5 創傷 (臓器)損傷 □11 深部静脈血		い □22 <sup>急</sup> グ □23 <sub>援</sub> フ	ト護/看護 k・食料	□28 □29							
□6 骨折 □12 発熱 【記載者】 (□医師 □看護師	□18 血圧 >16 市 □薬剤師 □その	0/100 □24 要 🕏	<b>羊養</b>	□30							
所属	f.名										

□ は、☑ および必要記	!入項目です。		*該当性別に○を	<del>-</del> 付す		
メディカルID			M F			
日時	所 見	前頁のJ- SPEED#3 <sup>*</sup> # 26の該当 コードを記載	処置	₫·処方	·診療 ·所属 ·医師	場所等サイン

<b>」は、</b>	☑および必	要記入	項目で	す。						* 該当	性別に〇	を付す				
メディス	りルID									M F						
			所	見				S 20	頁のJ- PEED#3 <sup>*</sup> # 6の該当 ートを記載		処	置-如	步	•診療 •所属 •医師	場所等サイ	ע)
	<b>静</b> 】 年 帰宅 転送(手段 搬送 <del>:</del>	:	目					搬送	送機関:					 E	月	日
	紹介先 死亡(場所						時刻:				研	笙認者	τ́:	•		)
	<b>まと傷病との</b> ○有 (□新 2無 3わからない	規 /	□悪化	<b>ዸ</b> /	□慢怕	生疾息	患増悪	<u>.</u> )								

最終診療記録管理者

## 災害診療記録(外傷、初期評価)(表)

□ 項目は、☑および必要記入項目です。 *該当性別に○を付す	
メディカルID	
*氏名不詳なら個人特定に役立つ状況情報を記載 氏名  *年月日 性別	男 女
A 気道 □気道の異常有り(□ゴロゴロ音 □閉塞 □狭窄)→次ページ「A 気道の異常」項目へ	
□気道開通(正常な発語あり)→下記「B 呼吸」項目へ	
B 呼吸 SpO2 % 呼吸数 回/分	
努力様呼吸 □無 / □有 呼吸音の左右差 □無 / 有(□右>左 □右<左)	
皮下気腫の有無 □無 / 有(□右 □左 □両側) 陥没呼吸 □無 / □有	
→ 異常なければC項へ、異常あれば次ページ「B・Cの異常」項目へ	
C 循環 心拍数 回/分 血圧 / mmHg	
ショックの徴候 口無 / 有(口冷汗 口血圧低下 口脈の異常)	
活動性出血 口無 / 口有	
超音波(エコー)検査 口所見なし	
所見有り(口心嚢 ロモリソン窩 口脾周囲 ロダグラス窩 口右胸腔 口左肘	匈腔)
胸部X線写真 血胸・気胸 □無 / 有(□右 □左 □両側)	
骨盤X線写真 不安定型骨盤骨折 □無 / □有	
→ 異常なければD項へ、異常あれば次ページ「Cの異常」項目へ	
D 中枢神経の機能障害	
意識レベル(GCS) <u>E V M 合計</u>	
E 4 開眼している V 5 時・場所・人を正確に言える M 6 命令に応じる	
3       呼びかけで開眼する       4       混乱した会話       5       痛み刺激を払いのける         2       刺激で開眼する       3       不適当な単語       4       痛みに手足を引っ込め	
1       何をしても開眼しない       2       無意味な発言       3       上肢の異常屈曲	
1 発声なし又は挿管中 2 四肢の異常伸展	
瞳孔径(右 mm 左 mm) 対光反射(右 左 ) 片麻痺(□無 / □有) 「切迫 するD」□無 / 有(□GCS 8点以下、□観察中にGCSで2点以上の低下、□瞳孔不同、	
「切迫 9 るD」 山無 / 有(山GCS 8点以下、山観奈中にGCS C2点以上の低下、山瞳孔不向、 □片麻痺、□クッシング徴候)	
■ 異常なければ下記E項へ、異常あれば次ページのD項へ	
E 保温と脱衣 体温 °C	
保温に努め、全身観察 外傷(身体所見)の評価	
Cr 圧挫症候群 口無 / 有(口四肢の狭圧、口麻痺、口感覚障害、口ポートワイン尿、口高カリウム血	
口心電図異常	
特記事項等(自由記載)	
確認時刻 月 日 日	诗 分

# 災害診療記録(緊急処置と外傷評価)(裏)

□項目は、☑および必要記入項目です。

メディカルID											
A 気道の異常 □口腔内吸引 □エアウェイ □気管挿管 (挿管チューブ 内径 mm cm固定 カフ n□輪状甲状靭帯切開 (気切チューブ 内径 mm カフ ml)	ml)  )										
B·Cの異常											
Cの異常  □圧迫止血 □細胞外液輸液 □心電図モニター □心嚢穿刺・切開ドレナージ □胸部X線撮影 □骨盤X線撮影 □骨盤シーツラッピング □TAE □外科的治療 □四肢の循環障害											
Dの異常 □酸素投与( L/分) □気管挿管(挿管チューブ 内径 mm cm固定 カフ ml) □頭部CT検査											
その他の処置	ーテル	F	上肢 r gガス ) )		肢)						
受傷機転											
傷病分類 □頭頸部(□頭部外傷 □頸部外傷 □頸椎・頚髄損傷) □顔面(□骨折 □眼損傷 □耳損傷 □鼻出血 □□腔損傷) □胸部(□フレイルチェスト □肋骨骨折(□多発) □血胸 □気胸) □腹部(□腹腔内出血 □腹膜炎(□腹部反跳痛 □筋性防御) □腎・尿路損傷 □四肢と骨盤(□両側大腿骨骨折 □開放性骨折 □脱臼 □切断 □骨盤骨折 □体表(□剝皮創 □穿通創 □挫創 □熱傷(□Ⅱ度 □Ⅲ度 面積 % [□圧挫症候群 □胸・腰椎(髄)損傷 □低体温 □汚染(□化学物質 □放射線) □その他の傷病名(身体所見)(	f(□不安 □気道熱	定型	!))	)							
<ul> <li>必要な治療・処置</li> <li>□外科的治療(□緊急手術を要す、□待機的手術を要す) □輸血 □動脈塞栓(□創外固定 □直達牽引 □創傷処置 □除染(□化学物質 □放射性物質)</li> <li>□破傷風トキソイド □抗破傷風免疫グロブリン</li> <li>□その他(</li> </ul>	術(TAE)	1	)								
診断、特記事項等(自由記載)				Sun Sun							

#### 避難所情報 日報 (共通様式)

活動日				記載者(所属・職名)
:	年	月	日	

避難所活動の目的:

- ・公衆衛生的立場から避難所での住民の生活を把握し、予測される問題と当面の解決方法、今後の課題と対策を検討する。
- ・個人や家族が被災による健康レベルの低下をできるだけ防ぐための生活行動が取れるよう援助する。

	避難所名			直府県、市町村名)	避難者数			
避					│ 昼:	人	夜:	人
難	電話		FAX		施設の広さ			
所     の								
概	スペース密ル	变 過密	 · 適度 ·	 余裕	施設の概要図	(屋内	]・外の施設、	連絡系統などを
況	交通機関(過	難所と外との交通手	段)		含む)			
	管理統括・作	 弋表者の情報			1			
	氏名(立場	)			1			
	その他							
	連絡体制	/ 指揮·命令系統						
組					4			
織	自主組織	有(	)・無		4			
や     活	外部支援	有(チーム数:	、人数:	人)・無、				
動		有の場合、職種(		)	脚難考への情	報行	接毛码(里垢	<u>.</u> ∶・掲示板・マイ
"	ボランティア	有(チーム数:	、人数:	人)・無、、	ク・チラシ配布			
	  医療の提供	有の場合、職種(		)	-			
			回診療 有	• <del>111</del>				
	* * *	師との連携 有・		7IK				
	地域の医		<u>無</u> の状況		+			
			<u> </u>		+		<u> </u>	
			開通 ・ 予!		+			
					-			
	ライフライン	,	開通・予		4			
			開通 ・ 予!		4			
			開通 ・ 予		4			
			開通 ・ 予		1			
			-	· 使用不可 )	4			
				· 使用不可 )	4			
				・ 使用不可 )	4			
				· 使用不可 )	4			
環境	設備状況と			・ 使用不可 )				
<sup>児</sup>     的	衛生面	1237.13	丁・ 使用可					
側				不良・普・良				
面				手指消毒 無 ・ 有				
			「( 清掃状況					
			「 分煙: 無	<b>乗・</b> 有) 				
		清掃状況 不良・	普・良	床の清掃無・有				
		ゴミ収集場所	無·有	履き替え 無・ 有				
		換気·温度·湿度等	空調管理	不適・適				
	衛生面	粉塵無・有	生活騒音	不適 · 適	_			
		寝具乾燥対策	無・有		_			
		ペット対策 無・ 有	ペットの収	容場所 無・有				
	食事の供給	1日の食事回数	1回 • 2[	回 • 3回				
	及事の供和	炊き出し無・有	残品処理	不適 ・ 適				

#### 避難所避難者の状況 日報 (共通様式)

活動日				記載者(所属・職名)
	年	月	日	

避難所活動の目的:

- ・公衆衛生的立場から避難所での住民の生活を把握し、予測される問題と当面の解決方法、今後の課題と対策を検討する。
- ・個人や家族が被災による健康レベルの低下をできるだけ防ぐための生活行動が取れるよう援助する。

		本日の	<b>状態</b>		対応·特記事項
	高齢者	人 うち65歳以		人	
		つろ安介語	<b>蒦認定者数</b>	人	
	妊婦	人 うち妊婦の	建診受診困難者数	人	
	産婦	人			
l	乳児	人			
配慮		うち身体阿		人	
思	幼児・児童	人うち知的阿		人	
		うち発達院		<u>人</u>	
す		うち身体防		. Y	
る	障害者	人うち知的際人		人	
스		うち精神障		人 人	
	 難病患者	うち発達院			
	在宅酸素療養者		人 人		
	人工透析者		<del></del>		
	アレルギー疾患児・者		$\frac{1}{\lambda}$		
服	アレルイ (人心)し 日	うち高血圧		人	
薬	服薬者	人うち糖尿病		人	
服薬者数	MAX L	うち向精神		人	
1	1 #F © IMTE		>+	th	
	人数の把握	総数	乳児・幼児   <sup>つち吐婦</sup>	うち高齢者	
	下痢	人	Al A		
	1881		<del>                               </del>	. – – –	
右	· · · · · · · · · · · · · ·	스	<u>_</u> ^ı^ı	스	
症		人	ig ig  $ig ig $	人	
┃ 有 ┃ 症 ┃ 状 ┃ 者		🖯	<sub>,,,</sub> <sub>-</sub> ,		
者   数			7 7		
剱	便秘	수	슈슈	· 수	
	を食欲不振	수	l 실	, 스	
	の頭痛	수	AA	스	
	他不眠	수	슈싞	싓	
<u> </u>	不安	人	<u> </u>	人	
防	食中毒様症状 (下痢、嘔吐など)				
疫	風邪様症状				
的側	(咳・発熱など)				
面	感染症症状、その他				
	全体の健康状態				
	工件以促尿认忠				
	活動内容				
±	-1-41				
まと	アセスメント				
め					
	課題/申し送り				
	HT.N.C. / T. U.C. 7				

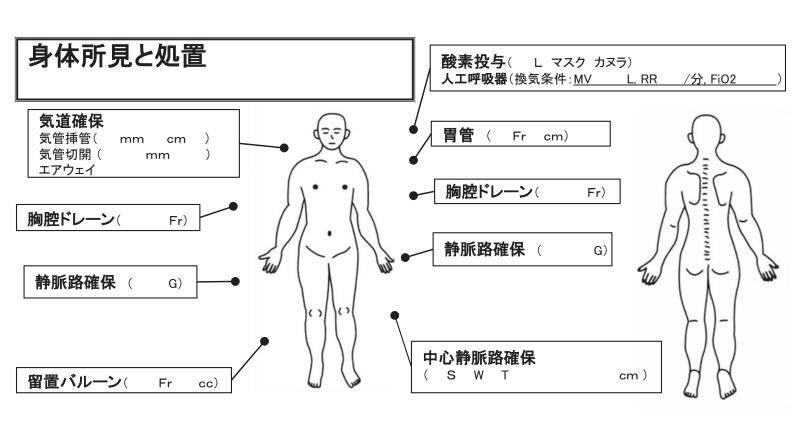
净	康相談票(共通様式)	方法	対象者			担当者(自治	体名)	
VE.	保怕砂壳(大型保工)	•面接 •訪問	乳児 组	<b></b>				
	初回・( )回	•電話	妊婦 凡	全婦 高齢	者	相談日	年	月日
保管	先	・その他	障害者			時間		
		(	) その他(		)	場所		
	氏名(フリガナ)		性別	生年月日				年齢
			男∙女	M·T·S·	H 年	月日		歳
	被災前住所		連絡先			避難場所		
						自宅		
	①現住所		連絡先			自宅外:車	・テント・避	難所
						(避難所名	:	)
١	②新住所		連絡先			家族状況		
基						独居・ 高齢	者独居 ・ 高齢	常者のみ世帯
本的	情報源、把握の契機	/相談者がいる場合	、本人との関	係•連絡先		家族問題あ	り(	)
的   な								
状								
況								
	被災の状況							
						制度の利用権	犬況	
						┢・介護保険(イ	<b></b>	)
						<b>」</b> ・身体障害者	手帳( 系	級)
	家に帰れない理由					・療育手帳(	級)	
	自宅倒壊 ライ	フライン不通・ 避	難勧告 ・ 精	神的要因(え	恐怖など)	┝精神保健福	祉手帳(	級)
	その他(		)			•その他(		
	既往歴	現在治療中の病気						
	高血圧、脳血管疾患、			あり(中断	• 継続)	内服薬名(		)
	高脂血症、糖尿病、	糖尿病、心疾患、	医療器材	·器具			医療機関名	, ]
1 _	心疾患、肝疾患、 腎疾患、精神疾患、	肝疾患、腎疾患、 精神疾患、結核、	在宅酸	素 ・ 人工:	透析		被災前:	
身	育妖忠、稱仲妖忠、  結核、難病、	精神疾患、和核、  難病、アレルギー	その他の	(		)	被災後:	
体的	アレルギー、	その他	食事制限	Į				
יים	その他	( )	なし				血圧測定値	Ī
精	( )		あり	内容(		)	最高血圧:	
神				水分(		)	最低血圧:	
的	現在の状態(自覚症が	さごとに発症時期・持	持続・転帰を記	載)	具体的自:	覚症状(参考)		
ない					1 ○ 市西 小幸 - 市市	5重②不服②/5	*台咸瓜叶=	と生命みま
状						₹重②不眠③ੴ ・息切れ⑦肩こ		
"					の症状他	発熱⑪便秘/ ̄	- 700 日 07 // 下痢(12)食欲(	13体重減
						運動減退/空風		
						感/ゆううつ/	精神運動興	奮/希望喪
					失/悲哀感	§15その他		
	食事	保清 衣類の	着脱 排泄	移動	意思疎通	判断力·記憶	70	D他
日	自立			12 273				
#								
常生活	一部介助							
の	全介助							
状	備考							
況	必要器具など							
個	相談内容			支援内容				
1回   別								
相								
相談活				今後の支	援方針			
活				解決				
動				継続				

# 医療搬送カルテ(災害時診療情報提供書)

患者氏名	i :				最初	リの出発は	h·			病院∙セ	<b>パンター</b>
生別: M F	<u>年</u>	爺 歳(	年 月	日生)						שפונאת ב	<u> </u>
緊急連絡先:					出角	<u> </u>		<u>月</u> [	3	時	分
家族氏名:		(続柄	)連絡	ト 済・未							
<ul> <li>医療搬送を考慮すべき内因性病態例 □集中治療管理が必要な病態、手術など侵襲的処置が必要な病態</li> <li>A 気管挿管 人工呼吸 ARDS、重症肺炎 開胸、開腹術後 自然気胸 ACS 陽閉塞</li> <li>C ショック カテコラミンや 機械によるサポート</li> <li>D 急性脳梗塞、脳出血、SAH 脳炎、髄膜炎</li> </ul>					領部・体幹 気人 胸腔ド FAST 骨盤X-P GCS≦レベノ	エ呼吸 大大 大 大大	道内出血量量 貯 マンクラ 無対 で 大学 の 一般 で 大学 の 一般 で 大学 の 一般 で は かき かき かき で かき	1 500ml以上)	型骨盤骨 頭部C GCS≦		損傷 骨折 織損傷 療必要)
□その他;					時和不同片麻痺頭蓋骨開かり		中硬膜 を横切る	動脈や静脈洞	気管排 頭蓋原	素因を持つ頭 挿管を要する 底骨折 ]利尿あり	5頭部外傷
傷病名				既往歴 アレルキ	<u></u>					所属 サイン	
受傷機転				家族情報	段						
出発地	• (時刻)	)	(搬送手段)	· <del></del>	到表	着地•(時	刻)		-	<b>一 一 </b>	<u></u>
	( 時	分) ⇒(		)⇒		(	時	分)	<u> </u>	<u>・                                    </u>	-
	( 時	分) ⇒(		$)\Rightarrow$		(	( 時 分)				
	(  時	分) ⇒(		$)\Rightarrow$		(	時	分)	酸素	-	-
	(  時	分) ⇒(		$)\Rightarrow$		(	時	分)	1,271	をポンプ	
	<u>康搬送</u>	時には以下をチ	ェック						シリ	ンジポン	ブ
<b>広域医</b> 想 重症体章 ①FiO2	<b>寮不搬送基</b> 幹四肢外傷 1.0下の人	<b>準</b> エ呼吸でSpO2 95%未済	<b>当</b>	該当	なし	該当	あり			ŷ	
		後に、収縮期血圧60mi	mHg以下		搬送決	:定			不搬送	送決定	
	がGCS≦8ま	たはJCS3桁で、かつ両側 脳周囲脳槽が消失	則瞳孔散大	レチェッケ	クが	w点 SCU 病院		決定時間	1	所属 サ	-イン
SCU時間紹	<b>E過</b>										
搬入時間 所属 サ	イン	:	:		Į [	MATTS入	<u></u> カ [	ID			
搬出時間 所属 サ	イン	:	:	-1	_						_

			 病	 院検	 `査所見				
<b>Xp</b> <sub>実施チェック・</sub>	時 分		□胸部 _ □骨盤 _					  未  未  未	<b>CG</b> Sなど必要時)
<b>CT</b> <sub>実施チェック・</sub>	時 分	ロそ	□頭部 <u></u> の他(部位		)		□	未	
FAST( <sub>実施チェック</sub> ・	<i>'</i>		□施行				□	未	
血液核	時分	WB0 pH Na	C Hb PaO K	2	Ht PaCO2 Ca	Pl t BE CK	(条件		
広域医療	搬送時の	航空	医学処置	SC I	CUから搬出i 確認せよ	ĬŪ			胃管挿入 腔ドレーン
時間	  •場所								
	レベル								
瞳孔径(右	ī/ <b>左</b> )(n	nm)							
対光反射	射(右/左	Ξ)							
呼吸回数	数(回/分	(1							
血圧(	(mmHg)								
脈拍数	(回/分)	)							
SpO2(	%)/条件	‡							
体温	昰(°C)								
点滴(投与	量/積算	量)							
尿量(投与	量/積算	量)							

所属・サイン



時間•場所			
意識レベル			
瞳孔径(右/左)(mm)			
対光反射(右/左)			
呼吸回数(回/分)			
血圧(mmHg)			
脈拍数(回/分)			
SpO2(%)/条件			
体温(℃)			
点滴(投与量/積算量)			
尿量(投与量/積算量)			
所属・サイン			

自由記載欄(各記載の最初に「時刻」、最後に「施設名」「記載者名」を記入のこと) 例)12:00 SCU到着時 胸腔ドレーンの屈曲あり OO病院 鈴木
収容先医療機関記載欄

担当医師名: 確定診断

家族への連絡:済・未

- ①この医療搬送カルテは後日に回収いたします。大切に保管してください。
- ②患者到着後、本枠内の未記載事項を記入し、厚生労働省DMAT事務局まで全頁をファックス下さい。 お手数をおかけしますが、皆様のご協力をお願い致します。

厚生労働省DMAT事務局 FAX:042-526-5535

## ・フォーム (Ver1.0) 災害時診療概況報告システム **J-SPEEDしポーナイング・フォー**

※該当箇所に記入し、および囚を入れる

	[所属·職種·氏名]:	携帯電話番号(報告者への連絡方法)]:
部件 中	[報告対象診療日]:	電子メール] :
П	[今回報告の診療場所]:	派遣元区分】:□被災地元 □被災地外・県内 □県外 □海外
	[明日の診療活動]: □同一地区で継続 □別地区で継続 □終了 □未定	派遣元区分】:□DMAT □国立病院機構 □日赤 □JMAT □(
	災害医療コーディネーター等への報告事項	
特記メモ		

症例毎にまず該当する年齢・妊婦区分(縦軸)を決定したのち、該当する症候群(横軸)全てをカウントしていく(死亡例は性別と主因の記入のみとする)。 診療活動場所ごとに該当症候群/健康事象数を積算し、活動日報として対策本部等に報告するよう努める。 ※記入報告: ※記入方法:

ロデータ電子入力完了

	No	症候群/健康事象	0歳	1-8歳	9-74歳 (妊婦除く)	75歳以上	妊婦	中計	+
			症例 死亡	症例 死亡	症例 死亡	症例 死亡	症例 死亡	症例	死亡
紫桦公园/ 园女	1	男性		intente	manana	'en en en en			
正则/ 文形有数	2 女	女性		enenene	·enenene	en en en en			
世	3 中等症(トリアージ黄色)以上	歩行不能(被災前からの障害を除く)		aneuenee	anauana	anaunna	***************************************		
里址及	4 搬送必要性	診療場所からの搬送が必要な病状(実施は問わない)		eneuene	eneuene	romon	manana		
	5 創傷	創傷、(職器)損傷		eneuenee	***********	eneuene			
	6 骨折	骨折・骨折疑い		onnenne.	en en en en	amanana	*****************		
外傷/環境障害	7 熱傷	皮膚/気道の熱傷		onnenne	onnenene	vernene	\$1450 T THE TOTAL TO		
	8 溺水	湯水と低体温症、湯水のエピソード		·no-sense	***************************************	Street	eminima.		
	9     クラッシュ症候群	身体の長時間圧迫と意識混濁/失禁/乏尿		oninenia	·nnenn	sacaeace	***********		
高度医療	10 人工透析	人工透析が必要な急性・慢性腎不全		*nenener	***************************************	maranara	***********		
循環器	11 深部静脈血栓症/肺・脳・冠動脈塞栓症疑い	呼吸苦、胸痛、失神、下肢の発赤腫脹(車中泊等に続く)		eueneuer		esen esen	***************************************		
	12 発熱	発熱(定義は登録者判断でよい)			en ener en en	en en en en	, managaran		
	13 急性呼吸器感染症	咳、寒気、咽頭痛、発熱等(すべての症状なくともよい)		eveneve	esentine	en en en en	onnum		
症候/感染症	14 消化器感染症、食中毒	下痢・嘔吐		orannana	venenene	) en en en en	\$1000000000000000000000000000000000000		
	15 麻疹疑い	発熱と皮疹		enenene	enenene	en ein en ei	.3563363363		
	16 破傷風疑い	開口障害、頸や下顎の硬直(疼痛で顎が胸につかない)		) enement	).nnnn	74000404	\$3503173503 <b>6</b>		
皮膚	17 皮膚疾患(外傷·熱傷以外)	熱傷・外傷以外の皮膚疾患		annana		accuses			
a 本 存	18 高血圧症	>160/100(いずれかに該当するもの)		-nenuner	***************************************	-nessnes	************		
医日芥志	19 気管支喘息発作	呼吸困難と喘鳴		onesenes		ennenne	<b>3118131111</b> 11		
17.77	20 災害ストレス関連諸症状	不眠、頭痛、めまい、食欲不振、胃痛、便秘等		unnenne	NAT POST POST POST	nana alama	01401 W1400		
ALK /	21 緊急のメンタル・ケアニーズ	自殺企図、問題行動、不穩		na na na	manana.	man dua describir	wastnaw.		
	22 緊急の介護/看護ケアニーズ	要介護/看護者、身体・精神・知的障害者		eninenin		menemer	**************************************		
	23 緊急の飲料水・食料支援ニーズ	生存に必要な飲料水(3㎏/日)・食料の不足		entnento		en en en ec	***********		
公衆衛生	24 緊急の栄養支援ニーズ	アレルギー食、治療食、宗教食等の緊急支援必要		eneneue	enene	eneneum	304040000		
	25 治療中断	災害による必要な治療の中断		eunoun	einnein	esta esta	31331431331		
	26 災害関連性なし	災害との関連が明らかではない病態(医師判断)		eueneue	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·	en en en en			
	27			) eu en e e		, es es es es es			
1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1. 1	28				unannana.	en en en en	1101101101		
	29					**********	***************************************		
	30			wenned	***************************************	enuner	103 to 113 114 115 1		

### 大規模災害時に需要が見込まれる医薬品等

1 発災から3 日間<主に外科系措置(重症患者は医療機関へ搬送までの応急措置)用>の医薬品等

予想される傷病 多発外傷、熱傷、挫滅創、切創、打撲、骨折 等

必要性の高い医薬品(薬効別)	適応する傷病	災害用医薬品等備蓄上の留意事項
〈医療用〉	体外出血を伴う各種	・大量需要が予測される(被害想定以上の確保が必要)
○医療材料	外傷	・保管は容易
(小外科セット、縫合セ		・ディスポ製品が適当
ット、包帯等)		
○細胞外液補充液	大量出血	<ul><li>・大量需要が予測される(被害想定以上の確保が必要)</li></ul>
維持液	ショック 等	・嵩張る物が多く、保管場所の確保が困難
代用血漿液		・保管は常温可
		・保管数量と同数の点滴セットが必要
○血液製剤	大量出血、特殊疾患	・日赤血液センターの対応が期待できる
		・有効期限が短く迅速な対応が必要
○薬剤	多発外傷、熱傷、挫滅	・大量需要が予測される(被害想定以上の確保が必要)
• 解熱鎮痛消炎剤	創、切創、打撲、骨折	・冷所保存の薬剤は不適(常温品が適当)
(小児用含む)	等	
• 抗生物質製剤	多発外傷、二次感染予	<ul><li>・大量需要が予測される(被害想定以上の確保が必要)</li></ul>
(小児用含む)	防、各種感染症	・適応症が多様であり、3日目以降も高需要が予想される
		・保管は常温可
•滅菌消毒剤	各種外傷	<ul><li>・大量需要が予測される(被害想定以上の確保が必要)</li></ul>
		・嵩張る物が多く、保管場所の確保が困難
		・保管は常温可
• 外皮用薬	各種外傷、各種皮膚疾	・初期には大量需要が予測される
		・保管は常温可
・止血剤	各種出血性疾患	同上
・強心剤、昇圧剤	心疾患(心不全等)、	同上
	低血圧	
・局所麻酔剤	外傷等(外科措置用)	・外科措置用剤として必要性は高い
		・保管は常温可
〈一般用〉	打撲、筋肉痛、腰痛	・初期には特に冷シップの需要が増す
・シップ薬		・嵩張るが保管は容易・保管は常温可
(鎮痛、鎮痒、収斂、		
消炎剤)		
{冷シップ、温シップ}		
・殺菌消毒薬	外傷全般	・特に初期に大量需要が予測される
(その他の外皮用薬)		(被害想定以上の確保が必要)
		・プラスチックボトル(100ml 入)が保管、使用に便利
		・希釈不要のものが適当・保管は常温可
• 衛生材料	外傷全般	・特に初期に大量需要が予測される
(ガーゼ、包帯、脱脂		(被害想定以上の確保が必要)
綿等)		・保管時はセットしておくと便利
		・保管は常温可

### 2 外部からの救援が見込まれる3 日目以降〈主に急性疾患措置用〉の医薬品等

予想される傷病	心的外傷後ストレス障害(PTSD)、不安症、不眠症、過労、便秘症、食欲不振、 腰痛、感冒、消化器疾患外傷の二次感染症 等
	腰痛、感冒、消化器疾患外傷の二次感染症 等
季節的な疾病	インフルエンザ、食中毒、等

必要性の高い医薬品(薬効別)	適応する傷病	災害用医薬品等備蓄上の留意事項
〈医療用〉1の他	感冒、	・特に冬期に大量需要が予測される
・鎮咳剤、	慢性疾患 等	・集団避難生活への気遣いからも多く求められる
去たん剤(小児用含む)		・保管は常温可
・止しや剤	 下痢、	・体力の低下に伴い多発(=需要大)
整腸剤(小児用含む)	その他	・保管は常温可
・便秘薬	· <del></del>	・水分の摂取不良等から多発(=需要大)
(下剤、浣腸剤)	5475	・多種類の剤形あり(坐剤は冷所保冷)
(17)11, 9 = 177,117		・飲み下し困難者は浣腸が必要
<ul><li>催眠鎮静剤、</li></ul>	不眠症、不安症、神経	・避難所生活長期化に伴い多発(=需要大)
抗不安剤	症、PTSD	・向精神薬については保管対策が必要
3/41 5/13	)H( 1155	・保管は常温可
・口腔用塗布剤	口内炎、	・栄養摂取不良から多発 (=需要大)
(その他の消化器官用	舌炎	・保管が容易な外用薬が適当
薬)	口火	・保管は常温可
	 胃、	・ 慢性疾患患者及び災害後ストレスによる新規患者の多
1 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 11 1	中、 十二指腸潰瘍	・ 慢性疾患者及び炎音後へ下レベによる利焼患者の多   発が予測される
	T—拍肠俱炀	
/井田 沙/ / / → / l	冰小子 占	・保管は常温可
・健胃消化剤	消化不良、	・避難所生活長期化に伴い多発(=需要大)
	胃部不快感、	・種類は豊富
(A) A - DET - Eul	食欲不振	・保管は常温可
•総合感冒剤	感冒	・特に冬期に大量需要が予測される
(小児用含む)		・避難所生活長期化に伴い多発(=需要大)
		・小児用にはシロップが適当
		・保管は常温可
・インフルエンザ治療薬	インフルエンザ	・冬期に大量需要が予測される
	高病原性鳥インフルエンザ	・避難所生活長期化に伴い多発(=需要大)
〈一般用〉1の他	不眠、	・中期以降に多発(=需要大)
・催眠鎮静剤、強心剤	動悸、	・特に医師、薬剤師の指示が必要
	めまい	・保管は常温可(保管対策は必要)
・便秘薬	便秘	・中期以降に多発(=需要大)
(下剤、浣腸剤)		・保管は常温可
・ビタミンB剤	栄養補給、	・避難所生活長期化に伴い多発(=需要大)
	肉体疲労、	・蒿張るがドリンク剤は便利
	眼精疲労	・保管は常温可
<ul><li>・絆創膏</li></ul>	各種外傷	<ul><li>・各種サイズが必要</li></ul>
		・保管は容易
• 目薬	充血、抗炎症、	・埃、粉塵による障害多発(=需要大)
(眼科用剤)	眼精疲労、アレルギ	・有効期限が短いので要注意
(HX 1 17 137 137	一、抗菌等	・保管は容易
<ul><li>・マスク</li></ul>	感冒、その他予防	・埃、粉塵が多い場合必要性が高い(阪神では一時的に不足した)
\^\^\- ・うがい薬	感染予防、	・避難所生活長期化に伴い多発(=需要大)
(含嗽剤)	口内殺菌	・特に冬期に需要が高まると予測される
( ii 7///1/)/	HIMXM	・溶解の必要な散剤は不適
		・保管は常温可
. 加田公公司	·	
• 一般用総合感冒剤	感冒	・特に冬期に大量需要が予測される
		・小児用にはシロップが適当
		・保管は常温可

### 3 避難所生活が長期化する頃〈主に慢性疾患措置用〉の医薬品等=医療機関へ引継ぐまでの応急的措置

予想される傷病	急性疾患の他、高血圧、呼吸器官疾患、糖尿病、心臓病 等
季節的な疾病	花粉症、喘息、真菌症 等

必要性の高い医薬品(薬効別)	適応する傷病	災害用医薬品等備蓄上の留意事項
〈医療用〉1、2の他	高血圧	・高血圧疾患患者はかなり多い(=需要大)
- <b>降圧剤</b>	同皿儿工	・保管は常温可
	か1年上↓∧	
・抗血栓用剤	各種血栓、	・治療継続中の慢性疾患患者に必要
	塞栓症	・医師の指示のもとに使用(中断は危険)
المام		・保管は常温可
• 糖尿病用剤	糖尿病	・糖尿病患者は意外に多く、患者に合った剤形が必要
インスリン注射		・剤形により保管条件は異なる
	) 走由	
・心疾患用剤	心疾患	・心疾患は広範囲にわたり各種薬が必要
	(狭心症、心不全、心	・心疾患患者には緊急の対応が必要
	筋梗塞、不整脈)	・外用剤(貼付剤)もある
•喘息治療剤	喘息	・避難所生活長期化に伴い発作多発
	(気管支喘息含む)	・エアゾール吸入型が便利
		・保管は常温可
・抗ヒスタミン剤	アレルギー諸症状	・季節によっては大量需要が予測される
(小児用含む)		・一般的なもので対応可
		・小児はドライシロップが適当
		・点鼻薬、点眼薬も有効
・寄生性皮ふ疾患剤	真菌症 他	・特に夏期に需要が増すと予測される
		・保管は容易
〈一般用〉1、2 の他	消化不良、	・避難所生活長期化に伴い大量需要が予測される
・胃腸薬	胃腸痛、	・保管は常温可
(消化性潰瘍用剤、健	胃部不快感	
胃消化剤、制酸剤、複		
合胃腸剤、その他の消		
化器官用薬)		
・止しや剤、整腸剤	 下剤	
<ul><li>・鼻炎薬</li></ul>	 鼻炎	・季節によっては大量需要が予測される
(耳鼻科用剤)	(鼻水、鼻閉 等)	・保管は常温可
<ul><li>・アレルギー用薬</li></ul>	アレルギー性疾患	同上
/1921	(じんましん、花粉症)	· · · · · · · · · · · · · · · · · · ·
<ul><li>・公衆衛生用薬</li></ul>	〈用途〉	・季節によっては大量需要が予測される
	防疫活動用	・消毒液散布用の器具が必要
	124/X111794/11	・保管は常温可
		Nレロ121111冊. 1

大規模災害時の医薬品等供給マニュアル

厚生労働省「大規模災害時の医薬品等供給システム検討会」報告書(平成8年1月)より

### 広域医療搬送基準

### 診断結果が以下の場合、広域医療搬送基準に該当する。

### 1. クラッシュ症候群

### 2. 広域範囲熱傷

20≦熱傷指数≦50

### 3. 重症体幹四肢外傷

### 重症体幹四肢外傷(疑いを含む)

- ・ 気道内出血を伴う肺挫傷
- ・ 大量気漏を伴う気胸
- · 大量血胸(500m1以上)
- 腹腔内液体貯留/腹膜刺激症状
- 心囊液貯留
- 不安定型骨盤骨折
- · 大動脈損傷、気管·気管支損傷、横隔膜損傷
- ・ 人工呼吸を要する胸部外傷
- ・ 止血治療を要する安定型骨盤骨折
- ・ 気管挿管を要する頚髄損傷
- 重症多発長幹骨骨折
- ・ 重度軟部組織損傷 (開放骨折を含む)

### ただし、以下の場合、広域医療搬送基準に該当しない。

- ・ Fi02 1.0 下の人工呼吸で、Sp02 95%未満
- ・ 急速輸液 1000ml 後に、収縮期血圧 60mmHg 以下

### 4. 頭部外傷

### 頭部外傷(疑いを含む)

- 急性硬膜外血腫
- ・ 脳挫傷が主体でない急性硬膜下血腫
- 中硬膜動脈や静脈洞を横切る頭蓋骨骨折
- ・ 頭蓋骨開放骨折(脳組織の露出を伴う)
- ・ 神経所見から脳ヘルニアが進行
- ・ 緊急手術の適応はないが頭部 CT で異常あり
- ・ GCS≦13 または JCS 二桁以上
- ・ 出血素因などの高危険因子を持つ頭部外傷
- 気管挿管や人工呼吸を要する頭部外傷
- ・ 頭蓋底骨折(身体所見による)

### ただし、以下の場合、広域医療搬送基準に該当しない。

- ・ 意識が GCS≦8 または JCS 三桁で、かつ両側瞳孔散大
- ・ 頭部 CT で中脳周囲脳槽が消失

医政発 0321 第 2 号 平成 2 4 年 3 月 2 1 日

各都道府県知事 各政令市市長 殿 各特別区区長

厚生労働省医政局長

### 災害時における医療体制の充実強化について

災害医療体制については、平成7年の阪神・淡路大震災を契機として、災害拠点病院の整備、広域災害・救急医療情報システム (Emergency Medical Information System: EMIS) の整備、災害派遣医療チーム (Disaster Medical Assistance Team: DMAT) の養成等を行ってきたが、今般発生した東日本大震災での対応において、これまで整備してきた体制等について、課題が明らかになったところである。

これらの課題について、被災地を含めた災害医療関係の有識者が検討する場として「災害医療等のあり方に関する検討会」を開催し、報告書が別添のとおり取りまとめられた。

同報告書では、今後の災害医療等のあり方の方向性として、災害拠点病院に関しては、施設の耐震性、EMISによる情報発信、食料、飲料水等の備蓄、DMAT等の医療チームを受け入れる体制整備等が必要であること、災害時の医療提供体制に関しては、日本医師会災害医療チーム(Japan Medical Association Team: JMAT)をはじめ、大学病院、日本赤十字社、国立病院機構、日本病院会、全日本病院協会、日本歯科医師会、日本薬剤師会、日本看護協会等の医療関係団体から派遣される医療チーム等の派遣調整を行う体制や関係者間での情報の共有が必要であること等が指摘されている。

同報告書の趣旨を踏まえ、下記の事業を積極的に推進することにより、特に災害時における医療体制の充実強化を図られたい。

なお、同検討会にオブザーバーとして参加した内閣府(防災担当)、消防庁においても本通知の趣旨をご承知いただいているところであるので申し添える。

本通知は平成24年4月1日より適用する。なお、「災害時における初期救急医

療体制の充実強化について」(平成8年5月10日健政発第451号厚生省健康政 策局長通知)については、平成24年4月1日付で廃止する。

記

### 1. 地方防災会議等への医療関係者の参加の促進

防災計画上の医療活動が災害時に真に機能するために、都道府県、政令市 及び特別区が設置する地域防災会議、若しくは災害医療対策関連の協議会等に 医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会等の医療関係団体の代表、救急医療 の専門家等を参加させることが適当であることから、その参加を促進すること。

また、都道府県は、救護班(医療チーム)の派遣調整等を行うために、災害対策本部の下に派遣調整本部を迅速に設置できるよう事前に計画を策定すること。その上で、都道府県は、災害拠点病院、医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会等の関係機関と連携して、災害対策本部の立ち上げ訓練を行うとともに、派遣調整本部の設置手順、コーディネート機能を十分発揮できるか、DMAT都道府県調整本部との連携、派遣調整本部における具体的な作業内容などについて確認しておくこと。また、空路参集したDMATに必要な物資の提供や移動手段の確保を行う体制を整備しておくことが望ましい。

### 2. 災害時に備えた応援協定の締結

災害が発生した場合、最も重要なことは人命救助である。人命救助にあたって、被災地内の医療機関は、自らも被災者となるものの、被災現場において最も早く医療活動を実施できることから、その役割は重要なものである。そのため、都道府県、政令市及び特別区においては、災害拠点病院を初め、公的医療機関、民間医療機関、医療関係団体等との医療に関する応援協定の締結に配慮すること。また、傷病者、医療チーム、医療物資等の緊急輸送に関して、地域の実情に応じて、消防機関、自衛隊、海上保安庁、公共輸送機関等との協定の締結も配慮すること。また、協定を締結した後も、随時見直しを行うことが望ましい。

なお、協定の締結の際には、下記の点に留意すること。

### (1) 広域応援体制の整備

近隣都道府県・市町村間において相互応援協定の締結が必要であり、特に大都市を抱える都道府県においては、ブロック内(ブロックとは、当該都道府県を中心にみた場合のものを独自に想定)の複数の都道府県との締結が必要であり、さらに、人口過密地域においては、ブロックを越えた都

道府県間の協定の締結にも考慮すべきであること。

### (2) 自律的応援体制の整備

一定以上の規模の災害が発生した場合には、被災地では一定以上の被害が起こっているものと推定し、個別の要請がなくても被災地へ向かうことを内容とする協定の締結を考慮すべきであること。

### (3) 医薬品等の確保体制の整備

医薬品等の供給確保については、厚生労働省防災業務計画により各都道 府県において策定することとされている「医薬品等の供給、管理のための 計画」に基づいて体制を整えておくこと。

### 3. 広域災害・救急医療情報システム(EMIS)の整備

都道府県は、災害時に医療機関の稼働状況、医師・看護師等スタッフの状況、ライフラインの確保、医薬品等の備蓄状況等、災害医療に係る総合的な情報収集及び提供を行われたいこと。このため、災害時に医療機関の状況を把握する手段である広域災害・救急医療情報システム(EMIS)の導入に努めるとともに、全病院に対して登録(パスワードの付与)を促すこと。また、登録した各機関においては、災害時に迅速で確実な情報の入力を行うため、EMISへ情報を入力する複数の担当者を定め、入力内容や操作などの研修・訓練を定期的に行うことが必要であること。さらに、災害拠点病院においては、通信回線が途絶えた際のEMISへの入力も考慮して、衛星回線インターネットが利用できる環境の整備をすることが必要であること。

### 4. 災害拠点病院の整備

多発外傷、挫滅症候群、広範囲熱傷等の災害時に多発する重篤救急患者の 救命医療を行うための高度の診療機能を有し、被災地からのとりあえずの重症 傷病者の受入れ機能を有するとともに、DMAT等の受入れ機能、傷病者等の 受入れ及び搬出を行う広域搬送への対応機能、DMATの派遣機能、地域の医 療機関への応急用資器材の貸出し機能を有する「地域災害拠点病院」を整備し、 さらにそれらの機能を強化し、災害医療に関して都道府県の中心的な役割を果 たす「基幹災害拠点病院」を整備することが必要である。

各都道府県においては、別紙に示す指定要件を満たす災害拠点病院について 指定を行い、指定要件を満たさなくなった場合には指定の解除を行うこと。な お、指定又は指定の解除を行った際には、速やかに当職まで報告されたいこと。

また、災害拠点病院は、第一線の地域の医療機関を支援するものであるので、 医師会等の医療関係団体の意見を聴き、応急用医療資器材の貸出し要件他を事 前に決めておくこと。さらに、都道府県は、災害拠点病院の施設が被災するこ とを想定して、近隣の広場を確保し、仮設の救護所等として使用する場合があることについて地域住民の理解を得ておくことが望ましいこと。

「地域災害拠点病院」については原則として二次医療圏ごとに1か所、「基幹災害拠点病院」については原則として都道府県ごとに1か所整備することが必要であること。

### 5. 災害医療に係る保健所機能の強化

災害医療においては、災害拠点病院等の医療機関、医師会、歯科医師会、薬剤師会、看護協会、病院団体、日本赤十字社等の医療関係団体、医薬品関係団体、医療機器関係団体、衛生検査所・給食業者等の医療関連サービス事業者、消防機関、警察機関、精神保健福祉センター、市町村等の関係行政機関、水道、電気、ガス、電話等のライフライン事業者、自治会等の住民組織など様々な関係機関・団体との連携が重要となること。そのため、保健所において日常からその連携を推進するとともに、地域の実情に応じた対応マニュアルを作成されたいこと。

また、EMISに登録し、管轄区域内の医療機関の状況について把握するとともに、医療ボランティアの窓口機能を確保すること。当該システムが機能していない場合においては、電話、FAX若しくは自転車・バイク等を利用して直接医療機関に出向いて情報把握又は当該医療機関におけるEMIS等での情報発信の支援を行うこと。

発災時の初期救急段階(発災後概ね3日間)においては、医療に関する具体の指揮命令を行う者を設定することが困難な場合が多いが、災害現場に最も近い所の保健医療行政機関である保健所において、自律的に集合した医療チームの配置調整、情報の提供等を行うこと。そのため、保健所管轄区域や市町村単位等で、災害時に保健所・市町村等の行政担当者と地域の医師会や災害拠点病院等の医療関係者、医療チーム等が定期的に情報交換する場として地域災害医療対策会議を迅速に設置できるよう事前に計画を策定すること。地域災害医療対策会議では、避難所等での医療ニーズを適切かつ詳細に把握・分析した上で、派遣調整本部から派遣された医療チームや自主的に集合した医療チームを配置調整するなどのコーディネート機能が十分に発揮できる体制を整備すること。また、災害後のメンタルヘルス、感染症対策等の健康管理活動については、関係部局からの通達等に基づいて実施されたいこと。

### 6. 災害医療に関する普及啓発、研修、訓練の実施

一般住民に対する救急蘇生法、止血法、骨折の手当法、トリアージの意義、 メンタルヘルスなどに関する普及啓発に努めるとともに、医療関係者、行政関 係者に対する災害医療に関する研修・訓練の実施に努められたいこと。

### 7. 病院災害対策マニュアルの作成等

医療機関は自ら被災することを想定して災害対策マニュアルを作成するとともに業務継続計画の作成に努められたいこと。また、人工呼吸器等の医療機器を使用しているような患者等をかかえる医療機関は、災害時におけるこれらの患者の搬送先等について計画を策定しておくことが望ましいこと。なお、都道府県はこれらの策定状況について確認を行うことが望ましいこと。

### 8. 災害時における関係機関との連携

都道府県は、あらかじめ、消防と医療機関及び医療機関相互の連絡体制の整備を図るとともに、医療機関の連絡・連携体制についての計画を作成するよう努めるものとする。また、地域の実情に応じて、広域後方医療施設への傷病者の搬送にあたり、拠点として使用することが適当な民間空港、自衛隊の基地、大規模な空地等をあらかじめ抽出しておくなど、災害発生時における救急医療体制の整備に努めるものとする。

### 9. 災害時における死体検案体制の整備

災害時には多数の人が死亡する事態も予想されるため、死体検案業務の指揮命令系統、法医学の修練を積んだ医師の動員等、死体検案体制について、地域防災計画、災害時医療救護対応マニュアル等に定めておくことが望ましいこと。

### 別紙 災害拠点病院指定要件

- (1) 災害拠点病院として、下記の運営が可能なものであること。
  - ① 24 時間緊急対応し、災害発生時に被災地内の傷病者等の受入れ及び搬出 を行うことが可能な体制を有すること。
  - ② 災害発生時に、被災地からの傷病者の受入れ拠点にもなること。なお、「広域災害・救急医療情報システム(EMIS)」が機能していない場合には、被災地からとりあえずの重症傷病者の搬送先として傷病者を受け入れること。また、例えば、被災地の災害拠点病院と被災地外の災害拠点病院とのヘリコプターによる傷病者、医療物資等のピストン輸送を行える機能を有していること。
  - ③ 災害派遣医療チーム(DMAT)を保有し、その派遣体制があること。 また、災害発生時に他の医療機関のDMATや医療チームの支援を受け 入れる際の待機場所や対応の担当者を定めておく等の体制を整えてい ること。
  - ④ 救命救急センターもしくは第二次救急医療機関であること。
  - ⑤ 地域の第二次救急医療機関とともに定期的な訓練を実施すること。また、 災害時に地域の医療機関への支援を行うための体制を整えていること。
  - ⑥ ヘリコプター搬送の際には、同乗する医師を派遣できることが望ましい。

### (2) 施設及び設備

① 医療関係

### ア. 施設

災害拠点病院として、下記の診療施設等を有すること。

- (ア) 病棟(病室、ICU等)、診療棟(診察室、検査室、レントゲン室、手術室、人工透析室等)等救急診療に必要な部門を設けるとともに、災害時における患者の多数発生時(入院患者については通常時の2倍、外来患者については通常時の5倍程度を想定)に対応可能なスペース及び簡易ベッド等の備蓄スペースを有することが望ましい。
- (イ) 診療機能を有する施設は耐震構造を有することとし、病 院機能を維持するために必要な全ての施設が耐震構造を有 することが望ましい。
- (ウ) 通常時の6割程度の発電容量のある自家発電機等を保有 し、3日分程度の燃料を確保しておくこと。また、平時よ り病院の基本的な機能を維持するために必要な設備につい

て、自家発電機等から電源の確保が行われていることや、 非常時に使用可能なことを検証しておくこと。なお、自家 発電機等の設置場所については、地域のハザードマップ等 を参考にして検討することが望ましい。

(エ) 適切な容量の受水槽の保有、停電時にも使用可能な井戸 設備の整備、優先的な給水協定の締結等により、災害時の 診療に必要な水を確保すること。

### イ. 設備

災害拠点病院として、下記の診療設備等を有すること。

- (ア) 衛星電話を保有し、衛星回線インターネットが利用できる環境を整備すること。また、複数の通信手段を保有していることが望ましい。
- (イ) 広域災害・救急医療情報システム(EMIS)に参加し、 災害時に情報を入力する体制を整えておくこと。すなわち、 情報を入力する複数の担当者を事前に定めておき、入力内 容や操作方法などの研修・訓練を行っておくこと。
- (ウ) 多発外傷、挫滅症候群、広範囲熱傷等の災害時に多発する重篤救急患者の救命医療を行うために必要な診療設備
- (エ) 患者の多数発生時用の簡易ベッド
- (オ) 被災地における自己完結型の医療に対応出来る携行式の 応急用医療資器材、応急用医薬品、テント、発電機、飲料 水、食料、生活用品 等
- (カ) トリアージ・タッグ

### ウ. その他

食料、飲料水、医薬品等について、流通を通じて適切に供給されるまでに必要な量として、3日分程度を備蓄しておくこと。その際、災害時に多数の患者が来院することや職員が帰宅困難となることを想定しておくことが望ましい。

また、食料、飲料水、医薬品等について、地域の関係団体・業者 との協定の締結により、災害時に優先的に供給される体制を整えて おくこと(ただし、医薬品等については、都道府県・関係団体間の 協定等において、災害拠点病院への対応が含まれている場合は除 く。)。

### ② 搬送関係

### ア. 施設

原則として、病院敷地内にヘリコプターの離着陸場を有すること。

やむなく病院敷地内に離着陸場の確保が困難な場合は、必要に応じて都道府県の協力を得て、病院近接地に非常時に使用可能な離着陸場を確保するとともに、患者搬送用の緊急車輌を有すること。

なお、ヘリコプターの離着陸場については、ヘリコプター運航会 社等のコンサルタントを受けるなどにより、少なくとも航空法によ る飛行場外離着陸場の基準を満たすこと。また、飛行場外離着陸場 は近隣に建物が建設されること等により利用が不可能となることが あることから、航空法による非公共用ヘリポートがより望ましいこ と。

### イ. 設備

DMATや医療チームの派遣に必要な緊急車輌を原則として有すること。その車輌には、応急用医療資器材、テント、発電機、飲料水、食料、生活用品等の搭載が可能であること。

### (3) 基幹災害拠点病院

- (1) ③について、複数のDMATを保有していること。
- ② (1) ④について、救命救急センターであること。
- ③ 災害医療の研修に必要な研修室を有すること。
- ④ (2) ①ア. (イ) について、病院機能を維持するために必要な全ての 施設が耐震構造を有すること。
- ⑤ (2)②ア.について、病院敷地内にヘリコプターの離着陸場を有すること。

### (4) その他

指定又は指定の解除を行った際には、その内容について厚生労働省に報告すること。

なお、災害拠点病院は、厚生労働省及び都道府県の行う調査に協力する こと。

医政発 0331 第 33 号 平成 29 年 3 月 31 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省医政局長 (公印省略)

### 災害拠点病院指定要件の一部改正について

標記については、「災害時における医療体制の充実強化について」(平成 24 年 3月 21 日付け医政発 0321 第 2 号)別紙「災害拠点病院指定要件」(以下「指定 要件」という。)により示してきたところであるが、今般、平成 30 年度から平成 35 年度を計画期間とする医療計画(医療法(昭和 23 年法律第 205 号)第 30 条の 4 第 1 項に規定する医療計画をいう。)の策定に向けて開催した「医療計画の見直し等における検討会」において、平成 28 年熊本地震における医療活動の課題を含めた、災害時における医療体制の整備に関する議論がなされ、災害拠点病院における業務継続計画の整備や日本医師会、日本赤十字社等の医療関係団体との連携の重要性が改めて指摘されたところである。

このことを踏まえ、指定要件の一部を別紙のとおり改正することとし、それらの概要は下記のとおりであるので、貴職におかれては、改正内容について御了知いただくとともに、貴管下医療機関に対し周知方お願いする。

記

### 1 改正の概要

災害拠点病院の指定要件として、災害拠点病院の運営体制について以下の要件を満たすことを追加すること。

- ① 被災後、早期に診療機能を回復できるよう、業務継続計画の整備を行っていること。
- ② 整備された業務継続計画に基づき、被災した状況を想定した研修及び訓練を実施すること。
- ③ 地域の第二次救急医療機関及び地域医師会、日本赤十字社等の医療関係団体とともに定期的な訓練を実施すること。また、災害時に地域の医療機関への支援を行うための体制を整えていること。

### 2 その他

今般の指定要件の追加に当たり、既に指定されている災害拠点病院について、追加された要件を満たしているか確認を行うこと。

### (1) 運営体制

災害拠点病院として、下記の要件を満たしていること。

- ① 24 時間緊急対応し、災害発生時に被災地内の傷病者等の受入れ及び搬出 を行うことが可能な体制を有すること。
- ② 災害発生時に、被災地からの傷病者の受入れ拠点にもなること。なお、「広域災害・救急医療情報システム (EMIS)」が機能していない場合には、被災地からとりあえずの重症傷病者の搬送先として傷病者を受け入れること。また、例えば、被災地の災害拠点病院と被災地外の災害拠点病院とのヘリコプターによる傷病者、医療物資等のピストン輸送を行える機能を有していること。
- ③ 災害派遣医療チーム (DMAT) を保有し、その派遣体制があること。 また、災害発生時に他の医療機関のDMATや医療チームの支援を受け入 れる際の待機場所や対応の担当者を定めておく等の体制を整えていること。
- ④ 救命救急センター又は第二次救急医療機関であること。
- ⑤ 被災後、早期に診療機能を回復できるよう、業務継続計画の整備を行っていること。
- ⑥ 整備された業務継続計画に基づき、被災した状況を想定した研修及び訓練を実施すること。
- ⑦ 地域の第二次救急医療機関及び地域医師会、日本赤十字社等の医療関係 団体とともに定期的な訓練を実施すること。また、災害時に地域の医療機 関への支援を行うための体制を整えていること。
- ⑧ ヘリコプター搬送の際には、同乗する医師を派遣できることが望ましいこと。

### (2) 施設及び設備

① 医療関係

### ア. 施設

災害拠点病院として、下記の診療施設等を有すること。

- (ア) 病棟(病室、ICU等)、診療棟(診察室、検査室、レントゲン室、手術室、人工透析室等)等救急診療に必要な部門を設けるとともに、災害時における患者の多数発生時(入院患者については通常時の2倍、外来患者については通常時の5倍程度を想定)に対応可能なスペース及び簡易ベッド等の備蓄スペースを有することが望ましい。
- (イ) 診療機能を有する施設は耐震構造を有することとし、病院機能 を維持するために必要な全ての施設が耐震構造を有することが望ま しい。
- (ウ) 通常時の6割程度の発電容量のある自家発電機等を保有し、3

日分程度の燃料を確保しておくこと。また、平時より病院の基本的な機能を維持するために必要な設備について、自家発電機等から電源の確保が行われていることや、非常時に使用可能なことを検証しておくこと。なお、自家発電機等の設置場所については、地域のハザードマップ等を参考にして検討することが望ましい。

(エ) 適切な容量の受水槽の保有、停電時にも使用可能な井戸設備の 整備、優先的な給水協定の締結等により、災害時の診療に必要な水 を確保すること。

### イ. 設備

災害拠点病院として、下記の診療設備等を有すること。

- (ア) 衛星電話を保有し、衛星回線インターネットが利用できる環境 を整備すること。また、複数の通信手段を保有していることが望ま しい。
- (イ) 広域災害・救急医療情報システム(EMIS)に参加し、災害時に情報を入力する体制を整えておくこと。すなわち、情報を入力する複数の担当者を事前に定めておき、入力内容や操作方法などの研修・訓練を行っておくこと。
- (ウ) 多発外傷、挫滅症候群、広範囲熱傷等の災害時に多発する重篤 救急患者の救命医療を行うために必要な診療設備
- (エ) 患者の多数発生時用の簡易ベッド
- (オ) 被災地における自己完結型の医療に対応出来る携行式の応急用 医療資器材、応急用医薬品、テント、発電機、飲料水、食料、生活 用品 等
- (カ) トリアージ・タッグ

### ウ. その他

食料、飲料水、医薬品等について、流通を通じて適切に供給されるまでに必要な量として、3日分程度を備蓄しておくこと。その際、災害時に多数の患者が来院することや職員が帰宅困難となることを想定しておくことが望ましい。

また、食料、飲料水、医薬品等について、地域の関係団体・業者との 協定の締結により、災害時に優先的に供給される体制を整えておくこと (ただし、医薬品等については、都道府県・関係団体間の協定等におい て、災害拠点病院への対応が含まれている場合は除く。)。

### ② 搬送関係

### ア. 施設

原則として、病院敷地内にヘリコプターの離着陸場を有すること。

病院敷地内に離着陸場の確保が困難な場合は、必要に応じて都道府県の協力を得て、病院近接地に非常時に使用可能な離着陸場を確保するとともに、患者搬送用の緊急車輌を有すること。

なお、ヘリコプターの離着陸場については、ヘリコプター運航会社等

のコンサルタントを受けるなどにより、少なくとも航空法による飛行場 外離着陸場の基準を満たすこと。また、飛行場外離着陸場は近隣に建物 が建設されること等により利用が不可能となることがあることから、航 空法による非公共用へリポートがより望ましいこと。

### イ. 設備

DMATや医療チームの派遣に必要な緊急車輌を原則として有すること。その車輌には、応急用医療資器材、テント、発電機、飲料水、食料、生活用品等の搭載が可能であること。

### (3) 基幹災害拠点病院

- ① (1)③について、複数のDMATを保有していること。
- ② (1) ⑤について、救命救急センターであること。
- ③ 災害医療の研修に必要な研修室を有すること。
- ④ (2) ①ア. (イ) について、病院機能を維持するために必要な全ての施設が耐震構造を有すること。
- ⑤ (2)②ア.について、病院敷地内にヘリコプターの離着陸場を有すること。

### (4) その他

災害拠点病院の指定に当たっては、都道府県医療審議会等の承認を得ることとし、指定されたものについては医療計画に記載すること。また、都道府県は指定した災害拠点病院が要件に合致しているかどうかを毎年(原則として4月1日時点)確認し、指定要件を満たさなくなった場合には指定の解除を行うこと。なお、既に指定している災害拠点病院であって、(1)⑤又は⑥の要件を満たしていないものについては平成31年3月までに整備し、又は実施することを前提に、また、(1)④(2)①ア.(イ)又は(2)②ア.の要件を満たしていないものについては当面の間、指定を継続することも可能とする。

指定又は指定の解除を行った際には、その内容について厚生労働省に報告すること。

なお、災害拠点病院は、厚生労働省及び都道府県の行う調査に協力すること。

医政地発 1205 第 1 号 平成 28 年 12 月 5 日

各都道府県衛生主管部(局)長 殿

厚生労働省医政局地域医療計画課長 (公印省略)

大規模災害時におけるドクターへリの運用体制構築に係る指針について

ドクターへリ(救急医療用へリコプターを用いた救急医療の確保に関する特別措置法(平成19年法律第103号)第5条第1項に規定する病院の使用する救急医療用へリコプター(同法第2条に規定する救急医療用へリコプターをいう。)であって救助を業務とするものをいう。以下同じ。)の運航については、これまで「航空法施行規則第176条の改正に伴うドクターへリの運航について(通知)」(平成25年11月29日付け医政指発1129第1号厚生労働省医政局指導課長通知)により、適切な対応をお願いしており、各都道府県単位でのドクターへリの運用体制の整備を進めていただいているところである。

一方、東日本大震災において課題とされた大規模災害時におけるドクターへ リの運用体制については、いまだ各都道府県においてその体制整備が進んでい ない状況にかんがみ、今般、別添「大規模災害時のドクターへリ運用体制構築 に係る指針」を策定した。貴職におかれては、本指針の内容について御了知い ただくとともに、ドクターへリを活用する医療機関に対する必要な指導並びに 消防機関及び関係団体等に対する周知をお願いする。

なお、平成28年熊本地震におけるドクターへリの運用状況等については、現在関係者等においてその課題等について検証が行われているところであり、この検証等を踏まえて改めて本指針を改定しうることを申し添える。

### 大規模災害時のドクターへリ運用体制構築に係る指針

### はじめに

災害時におけるドクターへリの運用については、東日本大震災におけるドクターへリによる被災地活動を受けて、「災害医療等のあり方に関する検討会」等において検討され、①消防機関等からの要請がなければ緊急出動ができないこと、②災害時におけるドクターへリの運航要領が各都道府県で策定されていないこと、③大規模災害時における全国規模でのドクターへリの運用体制が確立されていないこと、が課題とされた。

このうち、①については、「航空法施行規則の一部を改正する省令」(平成25年国土交通省令第90号)により、ドクターへりが航空法(昭和27年法律第231号)における捜索又は救助のための特例の対象とされ、消防機関等の依頼又は通報を待たずに出動ができることとなり、円滑な運航が可能となったところである。また、②については、「航空法施行規則第176条の改正に伴うドクターへリの運航について(通知)」(平成25年11月29日付け医政指発1129第1号厚生労働省医政局指導課長通知。以下「平成25年通知」という。)において、各道府県においてドクターへリの運航要領を策定することとしており、各都道府県単位での運用体制の整備が進んでいるところである。

一方で、大規模災害時には、被災地域の医療提供体制の確保とともに、複数のドクターへリのみならず警察や消防、自衛隊等の多数のヘリコプターが協調して安全かつ効果的に活動する必要があることから、大規模災害時のドクターへリ運用体制の整備には未だ課題が残る。

このため、大規模災害時にドクターへリが効果的かつ効率的に活動ができるよう、全国からの参集方法や参集後の活動方法等を含むドクターへリ運用体制の構築に係る指針を提示する。

### 第1 総則

### 1 適用範囲

本指針は、全国規模でドクターへリの運用が必要となる、南海トラフ地震、首都直下地震又はこれらと同程度の大規模災害が発生した際に適用されることを想定している。また、発災時に被害状況が確認できない状況で、 当該災害が上記と同程度の大規模災害に当たる可能性がある場合において も、本指針に沿って活動することが望ましい。

### 2 指針の取扱い

本指針は、ドクターへリの配備状況、災害医療体制の整備状況、図上訓練を含めた累次の訓練での検証結果等を踏まえ、より適切な指針へと改訂していくものとする。

なお、本指針は、大規模災害時のドクターへリ運用体制構築に係る基本 的な事項について定めるものであり、都道府県等による自発的な取組を制限 するものではない。

### 3 用語

・ ドクターへリ基地病院(以下「基地病院」という。)救命救急センターであって、ドクターへリを配備している病院。

### ドクターヘリ基地病院地域ブロック

大規模災害時における被災地へのドクターへリの派遣を効率よく行うため、全国を地域ブロックに分けたもの。平成28年12月1日現在の、地域ブロック及び地域ブロックごとの基地病院を別表に示す。別表は、必要に応じ厚生労働省において更新するものとする。

・ドクターへリ連絡担当基地病院(以下「連絡担当基地病院」という。)大規模災害時における被災地へのドクターへリ派遣を効率よく行うため、ドクターへリ基地病院地域ブロック内で、ドクターへリの派遣、待機等のドクターへリによる被災地活動の調整を行う病院。

### 航空運用調整班

被災都道府県災害対策本部内に設置される航空機の運用を調整する内部組織。警察、消防、国土交通省、海上保安庁、自衛隊、DMAT都道府県調整本部の航空機運用関係者などの参画を得て、各機関の航空機の安全・円滑な運用を図るため、活動エリアや任務の調整などを行う。また、必要に応じ自衛隊等が入手した被災地の情報を被災都道府県災害対策本部等に提供する。

### ドクターへリ調整部

被災都道府県災害対策本部内に設置されたDMAT都道府県調整本部の内部組織として設置される。また、航空運用調整班にも所属し、警察、 消防、自衛隊等と航空機運用に関して情報共有、連携を行う。

### ドクターへリ本部

被災地の基地病院等に設置、又は被災地に基地病院が無い若しくは基地病院が被災し機能していない場合は、DMAT都道府県調整本部の下に、DMAT・SCU(注1)本部、DMAT活動拠点本部(注2)とともに設置され、ドクターへリ調整部の指揮下でドクターへリに関する運用調整を行う。

### (注1)航空搬送拠点臨時医療施設(ステージングケアユニット: SCU)

航空機での搬送に際して、患者の症状の安定化を図り搬送を実施するための救護所として、被災地及び被災地外の航空搬送拠点に、広域医療搬送や地域医療搬送に際して都道府県により設置される。

### (注2) DMAT活動拠点本部

参集したDMATの指揮及び調整、管内におけるDMAT活動方針の 策定、管内の病院の被災情報の収集等を行う目的で、DMAT都道府県 調整本部の指揮下で、必要に応じて、災害拠点病院等から適当な場所を 選定し、必要に応じて複数箇所設置される。

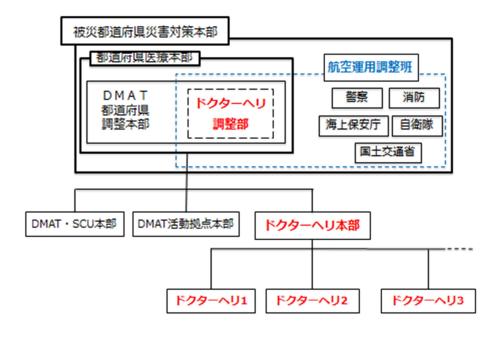


図 1 被災都道府県災害対策本部におけるドクターへリ関連部門の体制

### 第2 平時からの体制整備について

都道府県は、災害時のドクターへリの運用について、平成25年通知を参照 し、運航要領を定めることとする。また、災害時に速やかなドクターへりの 運用が可能となるように、平時から所属する地域ブロック内の関係機関や近 接する他道府県との相互応援、共同運用等の協定締結に努める。

さらに、都道府県は、大規模災害の発生に伴う他地域からのヘリコプター 等の参集に備え、複数機のヘリコプター等が安全に離着陸可能な参集拠点や 給油場所の指定、無線を始めとする連絡手段や燃料の確保などについて、あ らかじめ関係機関と調整し、地域防災計画等に反映しておくことが望ましい。

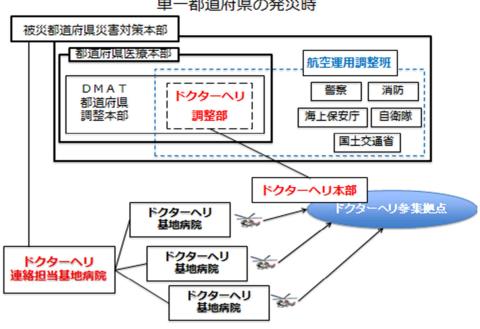
### 第3 大規模災害時の参集方法について

### 1 原則

被災都道府県は、必要と判断された場合、災害対策基本法(昭和36年法 律第223号) 第74条に基づき、ドクターヘリの派遣について、他の都道府県 に応援を求めることができる。

### 2 単一都道府県の発災時

単一都道府県での発災時には、被災都道府県災害対策本部、連絡担当基 地病院及び基地病院は次のような体制をとる。



単一都道府県の発災時

図2 単一都道府県発災時のドクターへリ運用体制

- ① 発災後、被災都道府県災害対策本部はドクターへリのニーズの把握に 努め、航空運用調整班で、安全を確保するための調整等を行った上で、 当該被災都道府県災害対策本部が所属する地域ブロックの連絡担当基地 病院にドクターへリの派遣を要請する。また、派遣されるドクターへリ の参集拠点を指定する。
- ② ドクターへリ調整部は、航空運用調整班においてドクターへリの活動 エリア、活動内容等に関して警察、消防、自衛隊等の関係機関と調整を 行い、また、都道府県医療本部、航空運用調整班等を通じて得た被災都 道府県内のドクターへリのニーズを集約し、ドクターへリ本部への活動 指示等を行う。
- ③ 被災都道府県災害対策本部から要請を受けた連絡担当基地病院は、地域ブロック内の基地病院と、ドクターへリの参集拠点への派遣又は待機の調整を行う。
- ④ 連絡担当基地病院から連絡を受けた基地病院は、当該基地病院の所属する道府県に連絡をし、運航会社と調整した上で、派遣の可否を決定する。

なお、連絡を受けた基地病院の所属する道府県が、派遣先の被災都道府県とドクターへリ運航に関する協定を結んでいない場合には、当該基地病院の長から基地病院の所属する道府県知事に当該派遣に関する了承を得る。

- ⑤ ドクターへリ参集拠点に参集したドクターへリは、ドクターへリ本部 の指揮下で、被災地での活動を行う。
- ⑥ 被災都道府県災害対策本部は、被災都道府県が所属するブロック内の ドクターへリ派遣数よりも多数のドクターへリが必要であると判断する 場合には、被災都道府県が所属する地域ブロックの連絡担当基地病院へ、 他地域ブロックからのドクターへリ派遣に関しての調整を要請する。要 請を受けた連絡担当基地病院は近接する他地域ブロックの連絡担当基地 病院に、当該ブロックへのドクターへリ派遣調整の連絡を行う。

また、被災都道府県災害対策本部は、他地域ブロックからのドクターへリ派遣を要請していることを、厚生労働省へ連絡する。

### 3 複数都道府県の発災時

複数都道府県の発災時には、厚生労働省、被災都道府県災害対策本部、 連絡担当基地病院及び基地病院は次のような体制をとる。

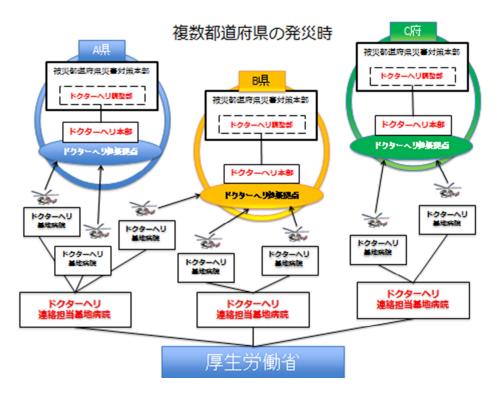


図3 複数都道府県発災時のドクターへリ運用体制

- ① 複数の都道府県での発災の場合には、厚生労働省から、各被災都道府 県災害対策本部に対し、複数の都道府県での発災である旨の連絡を行う。 また、厚生労働省は被災都道府県から概ね300キロメートル圏内にある地 域ブロックの連絡担当基地病院に連絡し、派遣可能なドクターへリの機 数等の情報を集約する。
- ② 連絡を受けた被災都道府県災害対策本部は、当該都道府県におけるドクターへリのニーズを確認し、厚生労働省へ報告及び派遣要請を行う。 また、派遣されるドクターへリの参集拠点を指定する。
- ③ 各被災都道府県のドクターへリ調整部は、航空運用調整班においてドクターへリの活動エリア、活動内容に関して警察、消防、自衛隊等の関係機関と調整を行い、また、都道府県医療本部、航空運用調整班等を通じて得た被災都道府県内のドクターへリのニーズを集約し、ドクターへリ本部への活動指示等を行う。
- ④ 厚生労働省は、被災都道府県災害対策本部からドクターへリのニーズ に関する報告及び派遣要請を受けた後、連絡担当基地病院にドクターへ リの派遣調整を依頼する。
- ⑤ 連絡担当基地病院は、厚生労働省の依頼に従い、地域ブロック内の基 地病院と、ドクターヘリの参集拠点への派遣又は待機の調整を行う。

⑥ 連絡担当基地病院から連絡を受けた基地病院は、当該基地病院の所属 する道府県に連絡をし、運航会社と調整した上で、派遣の可否を決定す る。

なお、連絡を受けた基地病院の所属する道府県が、派遣先の被災都道府県とドクターへリ運航に関する協定を結んでいない場合には、基地病院の長から当該基地病院の所属する道府県知事に当該派遣に関する了承を得る。

- ⑦ ドクターへリ参集拠点に参集したドクターへリは、各被災都道府県のドクターへリ本部の指揮下で、被災地での活動を行う。
- ⑧ 各被災都道府県災害対策本部は、厚生労働省に対し、ドクターへリのニーズを随時報告する。
- ⑨ 厚生労働省は、第2陣、第3陣のドクターへリ派遣を速やかに行うことができるよう、被災都道府県から概ね300キロメートル圏外にある地域ブロックの連絡担当基地病院と、対応可能なドクターへリについて、情報共有を行う。

### 第4 被災地内でのドクターへリの活動について

### 1 連絡体制

参集拠点へ参集したドクターへリは、ドクターへリ本部の指揮下で活動する。

被災地に参集した後のドクターへリが警察、消防、自衛隊等の関係機関と協力しつつ、被災地のニーズに沿った活動を行う事ができるよう、航空運用調整班の一員であるドクターへリ調整部が、当該関係機関との調整を行う。ドクターへリ調整部は、被災都道府県災害対策本部での決定事項をドクターへリ本部へ連絡し、具体的な活動について指示する。

ドクターへリのみでは患者搬送等に対応できない場合には、ドクターへリ本部からドクターへリ調整部に連絡し、連絡を受けたドクターへリ調整部は航空運用調整班へ協力依頼を行う。

### 2 ドクターヘリスタッフ

ドクターへリは、派遣元のドクターへリスタッフ(操縦士、整備士、医師、看護師)による活動を原則とし、搭乗する医師又は看護師はDMAT隊員であることが望ましい。また、操縦士、整備士、本部活動等を行うCS(コミュニケーションスペシャリスト)はDMAT補助要員として活動する。

派遣元ドクターヘリスタッフ以外の医療従事者であってドクターヘリ内

で活動する者は、原則として、平時からドクターへリスタッフとして活動実績のあるDMAT隊員とする。

### 3 活動終了

ドクターへリは、各々が所属するドクターへリ本部の指示に従い、活動を 終了する。

派遣されたドクターへリ全体の活動終了については、被災都道府県災害対策本部がドクターへリ調整部の助言を踏まえて決定する。

### 4 その他の留意点

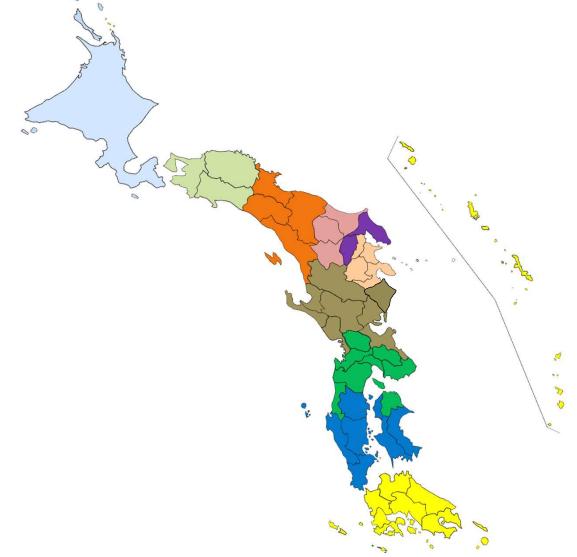
ドクターへリは、派遣元の道府県の運航要領を遵守して運航する。また、派遣元の知事等による指示があった場合には、被災都道府県災害対策本部との調整を図った上で、当該指示に従う。

ドクターへリの運用については、運航上の安全確保に係る運航会社の判断が最優先されなければならない。

別表

# ドクターへリ基地病院地域ブロック (H28.12.1時点)

	都道府県	連絡担当 基地病院	基地病院
	十年	•	市立釧路総合病院
	1	0	旭川赤十字病院 市立函館病院
	出	0	八戸市立市民病院
	日林沢		青森県立中央病院
	岩手県		岩手医科大学附属病院
	- 1		
25			東北大学病院、独立行政法人国立病院機構 仙台医療センター
0			山形県立中央病院
0	福島県	0	公立大学法人福島県立医科大学附属病院
	茨城県		独立行政法人国立病院機構水戸医療センター・水戸済生会総合病院
	栃木県		獨協医科大学病院
	群馬県	0	前橋赤十字病院
	埼玉県		埼玉医科大学総合医療センター
	井雪		国保直営総合病院君津中央病院
	<u> </u>	0	日本医科大学千葉北総病院 丰本:光元光如北日 - 22
	<b>神祭川県</b>	0	東海大字医字部付属病院 立語:第二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十
	新潟県		新潟大字医蜜字総合病院
	光光王		山梁県立中央海院作りの人の一般の一般の一般の一般の一般の一般の一般の一般の一般の一般の一般の一般の一般の
	長野県		<b>化</b> 久核加扬克 后 <sup>4</sup> 4一些 医结节 即 医 4 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5 5
	世田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田田		15州人士区于即附满树灰城 6十岁 12 4 4 5 4 5 4 5 4 5 4 5 4 5 4 5 4 5 4 5
	城 中		或年久十 <b>区</b> 十即附属网际 盾干尚十岁年沙部附居骜田症院
	ξ ( Ξ ½	C	顺入主人士区士 即附為肝阿 M M C 图
	(次) 一般和画		<u>事</u>
	に帯画		《AICH77十/M/M/ 二番十学年学斯附届病院, 伊勢未十字病院
	調けに		二重人子位于耶的陶水说 7.3%~7.3%
	滋賀県		<u>済生会滋賀県病院</u>
	大阪府	0	大阪大学医学部附属病院
	自里马		
	×+××		兵庫県立加古川医療センター・製鉄記念広畑病院
	和歌叫県		和歌山県立医科大学附属病院自相信士士主命院
	局依宗	(	局极宗立中央满院山岭东到土党即居在哈
	正正正	)	<u>川崎医学人子的鬼物院</u> 在自士选在的
	子 正 正		以加入子被死 二二十些所能的好原本的
	おいる		山口八子区子即附周炳师 结 自目 立 中 山 庄 腔
	高知県		高知県・高知市病院企業団立高知医療センター
	福岡県	0	
	佐賀県		佐賀大学医学部附属病院・佐賀県医療センター好生館
	長崎県		独立行政法人国立病院機構 長崎医療センター
	熊本県		熊本赤十字病院
	大分県		大分大学医学部附属病院
	四學		宮崎大学医学部附属病院
	鹿児島県		鹿児島市立病院
	沖縄県		浦添総合病院



※ 静岡県は静岡市を含む東部地域と西部地域の2ブロックに区分

科発 0 7 0 5 第 3 号 医政発 0 7 0 5 第 4 号 健発 0 7 0 5 第 6 号 薬生発 0 7 0 5 第 1 号 障発 0 7 0 5 第 2 号 平成 2 9 年 7 月 5 日

各都道府県知事 殿

厚生労働省 大臣官房厚生科学課長 医 政 局 長 健 康 局 長 医薬・生活衛生局長 社会・援護局障害保健福祉部長 (公 印 省 略)

大規模災害時の保健医療活動に係る体制の整備について

大規模災害時の被災者に対する保健医療活動に係る体制については、これまで、「災害時における医療体制の充実強化について」(平成24年3月21日医政発0321第2号厚生労働省医政局長通知。以下「平成24年医政局長通知」という。)等により整備がなされ、救護班(医療チーム)の派遣調整等については平成24年医政局長通知に基づく派遣調整本部、被災都道府県における保健衛生活動を行う保健師チーム等の派遣調整については各都道府県の担当課が行ってきたところである。

平成28年熊本地震における対応に関して、内閣官房副長官(事務)を座長とする平成28年熊本地震に係る初動対応検証チームにより取りまとめられた「初動対応検証レポート」(平成28年7月20日)において、医療チーム、保健師チーム等の間における情報共有に関する課題が指摘され、今後、「被災地に派遣される医療チームや保健師チーム等を全体としてマネジメントする機能を構築する」べきこととされた。

こうした点を踏まえ、各都道府県における大規模災害時の保健医療活動に係る体制の整備に当たり、保健医療活動チームの派遣調整、保健医療活動に関する情報の連携、整理及び分析等の保健医療活動の総合調整を行う保健医療調整本部を設置することとした。

ついては、各都道府県における大規模災害時の保健医療活動に係る体制の整備に当たっての留意事項を下記のとおり示すので、今後の体制整備の参考にしてもらうとともに、関係機関への周知をお願いする。

なお、本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項の規定に基づく技術的助言であること及び内閣府(防災担当)と調整済みであることを申し添える。

記

### 1. 保健医療調整本部の設置等について

### (1) 設置

被災都道府県は、当該都道府県に係る大規模災害が発生した場合には、速やかに、都道府県災害対策本部の下に、その災害対策に係る保健医療活動(以下単に「保健医療活動」という。)の総合調整を行うための本部(以下「保健医療調整本部」という。)を設置すること。なお、当該保健医療調整本部の設置については、当該保健医療調整本部の設置に代えて、既存の組織等に当該保健医療調整本部の機能を持たせても差支えないこと。

また、これまで救護班(医療チーム)の派遣調整等については平成24年医政局長通知に基づく派遣調整本部が行い、被災都道府県における保健衛生活動を行う保健師チーム等の派遣調整については各都道府県の担当課が行ってきたところであるが、保健医療調整本部において、保健医療活動チームの派遣調整、保健医療活動に関する情報連携、保健医療活動に係る情報の整理及び分析等の保健医療活動の総合調整を行うことになるため、派遣調整本部の機能については、保健医療調整本部が担うこととし、派遣調整本部は設置しないこと。

### (2) 組織

### ① 構成員

保健医療調整本部には、被災都道府県の医務主管課、保健衛生主管課、 薬務主管課、精神保健主管課等の関係課及び保健所の職員、災害医療コ ーディネーター等の関係者が参画し、相互に連携して、当該保健医療調 整本部に係る事務を行うこと。また、保健医療調整本部には、本部長を 置き、保健医療を主管する部局の長その他の者のうちから、都道府県知 事が指名すること。

### ② 連絡窓口の設置

保健医療調整本部は、保健所、保健医療活動チーム(災害派遣医療チーム(DMAT)、日本医師会災害医療チーム(JMAT)、日本赤十字社の救護

班、独立行政法人国立病院機構の医療班、歯科医師チーム、薬剤師チーム、看護師チーム、保健師チーム、管理栄養士チーム、災害派遣精神医療チーム (DPAT) その他の災害対策に係る保健医療活動を行うチーム (被災都道府県以外の都道府県から派遣されたチームを含む。)をいう。以下同じ。)その他の保健医療活動に係る関係機関(以下単に「関係機関」という。)との連絡及び情報連携を行うための窓口を設置すること。

この場合において、保健医療調整本部は、関係機関との連絡及び情報連携を円滑に行うために必要があると認めるときは、当該関係機関に対し、当該関係機関の担当者を当該窓口に配置するよう求めることが望ましいこと。

### ③ 本部機能等の強化

保健医療調整本部は、保健医療活動の総合調整を円滑に行うために必要があると認めるときは、被災都道府県以外の都道府県等に対し、災害対策基本法(昭和36年法律第223号)等に基づき、保健医療調整本部における業務を補助するための人的支援等を求めることが望ましいこと。

また、保健医療調整本部は、保健医療活動を効果的・効率的に行うため、被害状況、保健医療ニーズ等について、厚生労働省災害対策本部(厚生労働省現地対策本部が設置された場合にあっては、厚生労働省現地対策本部。以下この③において同じ。)と緊密な情報連携を行うとともに、保健医療活動の総合調整を円滑に行うために必要があると認めるときは、厚生労働省災害対策本部に対し、必要な助言及びその他の支援を求めること。

### 2. 保健医療活動の実施について

- (1) 保健医療活動チームの派遣調整
  - ① 保健医療調整本部は、被災都道府県内で活動を行う保健医療活動チームに対し、保健医療活動に係る指揮又は連絡を行うとともに、当該保健 医療活動チームの保健所への派遣の調整を行うこと。

なお、災害発生直後においては、人命救助等に支障が生じないよう、 保健所を経由せず、被災病院等への派遣の調整を行う等、指揮又は連絡 及び派遣の調整(以下「指揮等」という。)について、臨機応変かつ柔軟 に実施すること。

② 保健所は、①によって派遣された保健医療活動チームに対し、市町村と連携して、保健医療活動に係る指揮又は連絡を行うとともに、当該保健医療活動チームの避難所等への派遣の調整を行うこと。

- ③ 保健医療調整本部及び保健所は、①及び②の指揮等の実施に当たっては、救急医療から保健衛生等の時間の経過に伴う被災者の保健医療ニーズの変化を踏まえることに留意すること。
- ④ 保健医療調整本部及び保健所は、保健医療活動チームに対し、当該保健医療活動チームが実施可能な活動の内容、日程、体制、連絡先等の情報を予め保健医療調整本部及び保健所に登録し、保健医療調整本部及び保健所の指揮等に基づき活動を行うよう求めること。
- (2) 保健医療活動に関する情報連携
  - ① 保健医療調整本部及び保健所は、当該保健医療調整本部及び保健所の 指揮等に基づき活動を行う保健医療活動チームに対し、適宜、当該保健 医療活動チームの活動の内容及び収集した被害状況、保健医療ニーズ等 を報告するよう求めること。なお、報告の求めに当たっては、以下の点 に留意すること。
    - ア 活動中の報告においては、特に、当該保健医療活動チームが対応することができなかった保健医療ニーズについて報告するよう求めること。
    - イ 活動後の報告においては、特に、当該保健医療活動チームの保健医療活動を他の保健医療活動チームが引き継ぐに当たって必要な情報を報告するよう求めること。
  - ② 保健医療調整本部及び保健所は、当該保健医療調整本部及び保健所の 指揮等に基づき活動を行う保健医療活動チームに対し、避難所等での保 健医療活動の記録及び報告のための統一的な様式を示すこと。
    - この場合において、被災者の診療録の様式については、「災害診療記録報告書」(平成27年2月、災害時の診療録のあり方に関する合同委員会)及びその様式(別添1)を、避難所の状況等に関する記録の様式については「大規模災害における保健師の活動マニュアル」(平成25年、日本公衆衛生協会・全国保健師長会)及びその様式(別添2)を参考とすることが望ましいこと。
  - ③ 保健医療調整本部及び保健所は、保健医療活動チームに対し、保健医療活動を効果的・効率的に行うために必要な被害状況、保健医療ニーズ等の情報の提供を行うとともに、保健医療活動チーム間の適切な引き継ぎに資するよう、保健医療活動チームから報告を受けた情報の伝達等を行うこと。
  - ④ 保健所は、市町村に対し、保健医療活動を効果的・効率的に行うため に必要な被害状況、保健医療ニーズ等の情報の提供を求めるとともに、

保健医療活動チームから報告を受けた情報の伝達等により、避難所の状況等、市町村が把握する必要がある情報の提供を行うこと。

- ⑤ 保健医療調整本部及び保健所は、被害状況、保健医療ニーズ等について、関係機関との緊密な情報連携を行うこと。なお、情報連携の手段としては、平成24年医政局長通知に基づき、保健所管轄区域や市町村単位等で、災害時に保健所・市町村等の行政担当者と地域の医師会等の医療関係者、救護班(医療チーム)等が定期的に情報交換することを目的として、保健所により設置される地域災害医療対策会議等が考えられること。
- (3) 保健医療活動に係る情報の整理及び分析
  - ① 保健所は、今後実施すべき保健医療活動を把握するため、市町村と連携して、(2)により収集した保健医療活動チームの活動の内容及び被害状況、保健医療ニーズ等の整理及び分析を行うこと。
  - ② 保健医療調整本部は、①により各保健所が整理及び分析した情報の取りまとめを行い、保健医療活動の総合調整に活用すること。

### 災害診療記録

■項目は、図および必要記入項目です。		年 月 日				
*該当項目に○を付す トリアージタグ&番号 赤 黄 緑 黒 番号	トリアージタグ記載者・場所・機関					
メディカルID	* 該当性別に〇を付す M F					
フリガナ * 氏名不詳なら個人特定に役立つ状況情報を記載	男 保険者番号					
氏名 *年齢不詳の場合は推定年齢 M T S H 年 月	女  記号・番号 					
年齢		*該当項目に○を付す   健存 半壊 全壊				
  住『所   □避難所1	□知人宅 □テント □車内 □					
─────────────────────────────────────	□知人宅 □テント □車内 □	その他				
職業	連絡先(家族・知人・その他)	連絡先なし				
□アレルギー □禁忌食物  【特記事項(常用薬等)】 □抗血小板薬( □抗凝固薬 □ワーファリン( □糖尿病治療薬 □インスリン □経口薬 □ステロイド( □抗てんかん薬( □その他( □透析 □在宅酸素療法(HOT) □災害時要援護者(□高齢者 □障害者 □乳幼児 □妊婦 □日本語が不自由 □その他( )) 【フォローアップ】 □必要(次の該当項目に○を付す。身体的/精神的/社会的/その他)						
傷病名 開始 診察場所 所属・医師サイン						
月	日					

■は、図および必要記入項目です。 * 該当性別に○を		月 日
メディカルID M		
バイタルサイン等 意識障害: □有 □無 呼吸数: /min 脈拍: /min 整 不整	- Oを付す - 血圧: /	mmHg体温: °C
身長: cm、体重: kg 既往歴 □高血圧 □糖尿病 □喘息 □そ	- - の他(	)
予防接種歴 □麻疹 □破傷風 □インフルエンザ □肺炎球菌 □風疹 □	  その他(	妊娠□無□有
主訴		
□外傷⇒黄色タグ以上は外傷カルテへ(J-SPEEDは記入)		
□痛み(□頭痛 □胸部痛 □腹痛 □その他: □熱発日 □咽頭痛 □咳 □呼吸苦 □食思不振 □下痢 日(□水様便、□血便) □不眠 □めまい □皮膚症状 □眼の症状 □耳の症状 □その他		
	処方 口無 #1	口有
*その場の処置としての 口外用 口内服 口 その他		
□1 男性 □7 熟傷 (皮膚/気道) □13 呼吸器感染症 □19 気管	支喘息発作ストレス諸症状	□25 治療中断 ☑□26 災害関連性なし
□3 歩行不能(被災後~) □9 クラッシュ症候群 □15 麻疹疑い □21 緊 心	)理ケア	□27 □28
□5 創傷(臓器)損傷     □11 深部静脈血栓症疑     □17 皮膚疾患     □23 摄 水       □6 骨折     □12 発熱     □18 血圧 >160/100     □24 要 栄	(·食料 k養	□29 □30
【記載者】 (□医師 □看護師 □薬剤師 □その他 )		
所属    氏名		

□は、□および必要記入項目です。

				*該当性別[	□○を付す	
メディカルID				M		
日時	所	見	前 第四 #26	[のJ- ED#3	0置•処方	- 診療場所 - 所属
			äĤ	多記載		<ul><li>医師等サイン</li></ul>

日時	所見	前頁のJ- SPEED#3~ #26の該当 3-F を記載	処置·処方	・診療場所 ・所属 ・医師等サイン

に、囚おより心	*該当性別に○を付													
メディカルID					F									
				<u></u>	<u> </u>		VF		<u> </u>			<u> </u>		
日時		所	見			2頁のJ- SPEED#3 #26の該当 コートを記載		処證	置·処力	ち		·診療 ·所属 ·医師	場所等サ	ر ر
【転帰】	日	日												
□ 1帰宅 □ 2転送(手段 搬送					拼	般送機関	:				É	F	月	日
□ 3紹介先 □ 4死亡(場所:					時刻:			:	確認者	首:				)
【災害と傷病との関連】 □ 1有 (□新規 / □悪化 / □慢性疾患増悪) □ 2無 □ 3わからない														

最終診療記録管理者\_\_\_\_\_

### 災害診療記録(外傷、初期評価)(表)

項目は、対および必要記入項目です。	* 該当性別に○を付す
メディカルID	MF
*氏名不詳なら個人特定に役立つ状況情報を記載 生年月日 性別 *年齢不計 氏名 年齢	<sup>業の場合は推定年齢</sup> H 年 月 日 歳 男 女
A 気道 □気道の異常有り(□ゴロゴロ音 □閉塞 □狭窄)→次々	ページ「A 気道の異常」項目へ
□気道開通(正常な発語あり)→下記「B 呼吸」項目へ	
B 呼吸 SpO2 % 呼吸数 回/分	
努力様呼吸 口無 / 口有 呼吸音の左右差 口無 /	有(□右>左 □右<左)
皮下気腫の有無 口無 / 有(口右 口左 口両側)	陥没呼吸 □無 / □有
■ 異常なければC項へ、異常あれば次ページ「B・Cの異常」	項目へ
C 循環 心拍数 回/分 血圧 / mmHg	
ショックの徴候 口無 / 有(口冷汗 口血圧低下 口脈の	の異常)
活動性出血 口無 / 口有	
超音波(エコー)検査 口所見なし	
所見有り(口心嚢 ロモリソン窩 口脾	周囲 □ダグラス窩 □右胸腔 □左胸腔)
胸部X線写真 血胸•気胸 □無 / 有(□右 □	左 口両側)
│ 骨盤X線写真 不安定型骨盤骨折 □無 / □有	Ī
■ 異常なければD項へ、異常あれば次ページ「Cの異常」項	目へ
D 中枢神経の機能障害	
意識レベル(GCS) <u>E V M 合計</u>	
E 4 開眼している       V 5 時・場所・人を正確に言える         3 呼びかけで開眼する       4 混乱した会話	M 6 命令に応じる 5 痛み刺激を払いのける
2 刺激で開眼する 3 不適当な単語	4 痛みに手足を引っ込める
1 何をしても開眼しない 2 無意味な発言	3 上肢の異常屈曲
1 発声なし又は挿管中 	2 四肢の異常伸展 1 全く動かない
瞳孔径(右 mm 左 mm) 対光反射(右 左 )	 片麻痺(□無 / □有)
「切迫 するD」 口無 / 有(口GCS 8点以下、口観察中にGCSで	2点以上の低下、口瞳孔不同、
口片麻痺、ロクッシング徴候)	
■ 異常なければ下記E項へ、異常あれば次ページのD項へ	
E 保温と脱衣 体温 °C	
保温に努め、全身観察 外傷(身体所見)の評価	
Cr 圧挫症候群 □無 / 有(□四肢の狭圧、□麻痺、□感覚障害	、ロポートワイン尿、口高カリウム血症、 口心電図異常 )
特記事項等(自由記載)	
	確認時刻 月 日 時 分

### 災害診療記録(緊急処置と外傷評価)(裏)

1 項目は、図および必要記入項目です。

メディ	カルID																
A 気道	A 気道の異常 口口腔内吸引 ロエアウェイ 口気管挿管 (挿管チューブ 内径 mm cm固定 カフ ml) 口輪状甲状靭帯切開 (気切チューブ 内径 mm カフ ml)																
B•Cの∮	B·Cの異常																
Cの異常	Cの異常 □圧迫止血 □細胞外液輸液 □心電図モニター □心嚢穿刺・切開ドレナージ □胸部X線撮影 □骨盤X線撮影 □骨盤シーツラッピング □TAE □外科的治療 □四肢の循環障害																
	Dの異常 □酸素投与( L/分) □気管挿管(挿管チューブ 内径 mm cm固定 カフ ml) □頭部CT検査																
その他の	の処置 □末梢ルート①( □NG チューブ( □動脈ライン(□右 □創傷処置( □投与薬物(	Fr	(	m固!	定)		[	<b>二</b> 尿道	直バル	ノーン	カテー	ーテル	.	Fr		下肢)	
受傷機軸	<u> </u>																
傷病分類 □頭頸部(□頭部外傷 □頸部外傷 □頸椎・頚髄損傷) □顔面(□骨折 □眼損傷 □耳損傷 □鼻出血 □□腔損傷) □胸部(□フレイルチェスト □肋骨骨折(□多発) □血胸 □気胸) □腹部(□腹腔内出血 □腹膜炎(□腹部反跳痛 □筋性防御) □腎・尿路損傷(□肉眼的血尿)) □四肢と骨盤(□両側大腿骨骨折 □開放性骨折 □脱臼 □切断 □骨盤骨折(□不安定型)) □体表(□剝皮創 □穿通創 □挫創 □熱傷(□Ⅱ度 □Ⅲ度 面積 % □気道熱傷有) □圧挫症候群 □胸・腰椎(髄)損傷 □低体温 □汚染(□化学物質 □放射線) □その他の傷病名(身体所見)(																	
必要な治療・処置  □外科的治療(□緊急手術を要す、□待機的手術を要す) □輸血 □動脈塞栓術(TAE) □創外固定 □直達牽引 □創傷処置 □除染(□化学物質 □放射性物質) □破傷風トキソイド □抗破傷風免疫グロブリン □その他(																	
診断、特	記事項等(自由記載	<u>;</u> )															
																H	

### (別添2)

### 避難所情報 日報 (共通様式)

汪	動日				記載者(所属・職名)
		年	月	日	

避難所活動の目的:

- ■公衆衛生的立場から避難所での住民の生活を把握し、予測される問題と当面の解決方法、今後の課題と対策を検討する。
- ■個人や家族が被災による健康レベルの低下をできるだけ防ぐための生活行動が取れるよう援助する。

	避難所名		所在地(都)	道府県、市町村名	i)	避難者数			
避						昼:	人	夜:	人
難     所     の	電話		FAX			施設の広さ			
概	スペース密見	隻 過密	適度	余裕			図(屋内	┓ 外の施設	と、連絡系統などを
況	交通機関(過	難所と外との交通手	设)	含む)					
		<b>弋表者の情報</b>							
	氏名(立場	)							
	その他連絡体制								
	建裕体的 /	相揮"叩巾术机							
組織	自主組織	有(	) • 無						
刺や		有(チーム数:	、人数:	人) • 無					
活	外部支援 	有の場合、職種の							
動	  ボランティア	有(チーム数:	、人数:	人) • 無					板・掲示板・マイ
		有の場合、職種の			)	ク∙チラシ配ネ 	<b>か</b> (こ)		
	医療の提供								
	救護所		回診療 有						
	地域の医師	師との連携 有・							
			の状況	<b>⇒</b> /	\			対応	
			開通 • 予:		)				
	ライフライン	· · ·	開通 予		)				
		,	開通 予		)				
			開通 予		)				
		固定電話 不通 •							
			開通 • 予:		)				
				• 使用不可 )					
				• 使用不可 )					
				• 使用不可 )					
	=0.7#,41,70			<ul><li>使用不可 )</li><li>使用不可 )</li></ul>					
環境	設備状況と  衛生面	A-7 - A-7 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1 1	<u> </u>						
的			・ 使用可	不良・普・	ė				
側面				手指消毒 無					
"			<u>// //                                </u>						
			( 分煙: 無						
		清掃状況 不良 •		床の清掃無	有				
		ゴミ収集場所		履き替え 無・					
	上に活躍性の	換気•温度•湿度等		不適 • 谚					
	衛生面			不適 • 適	_				
		寝具乾燥対策	無・有						
		ペット対策無・有			有				
	A +	1日の食事回数	10 • 2						
	食事の供給	炊き出し無・有							

### 避難所避難者の状況 日報 (共通様式)

活動日				記載者(所属・職名)
	年	月	日	

避難所活動の目的:

- 公衆衛生的立場から避難所での住民の生活を把握し、予測される問題と当面の解決方法、今後の課題と対策を検討する。
- ■個人や家族が被災による健康レベルの低下をできるだけ防ぐための生活行動が取れるよう援助する。

		本日の	対応•特記事項		
	高齢者	人 うち65歳以		人	
		つち安介語	<b>蒦認定者数</b>	人	
	妊婦	人 うち妊婦の	建診受診困難者数		
	産婦	人			
	乳児	人			
		うち身体阿		人	
思	幼児•児童	人うち知的阿		人	
一要		うち発達阿		人	
す		うち身体は		人	
	障害者	人うち知的際人		人	
^		うち精神障害も発達を		人	
	<b>一</b> # 存	うち発達隊		人	
	難病患者 在宅酸素療養者		人 人		
	人工透析者				
	アレルギー疾患児・者		<u> </u>		
服	アレルト 沃思儿 日	うち高血圧		人	
薬者	服薬者	人うち糖尿病		) J	
者   数		うち向精神		\ \	
30	1 W - IP IP				
	人数の把握	総数	うち 乳児•幼児 I <sup>うち</sup> 妊婦	うち高齢者	
	下痢	人	JI J		
	763		<del>[]</del> [-	r — — —	
右	· · · · · · · · · · · · · ·	人	<u>_</u> \\	· 스	
症	症発熱	人	人」	ı 人	
有症状者	  状 <mark>                                   </mark>	人	<del>,</del>		
者					
数	便秘	수	삮싞	· - – 수	
	を食欲不振	슷	스 스	· 人	
	の頭痛	수	ᄉ스	스	
	他不眠	스	!_ <i></i> 샥亽	: 스	
	不安	<u>_</u>	<u> </u>	人	
防	食中毒様症状				
疫	(下痢、嘔吐など) 風邪様症状				
的侧	(咳・発熱など)				
側面	感染症症状、その他				
-					
	全体の健康状態				
	 活動内容				
	加勒内各 				
<sub>±</sub>					
<del>ま</del>   上	アセスメント				
まとめ					
	- 田田 / 中 1 7 半 11				
	課題/申し送り				

/2:da	<b>车扣款西/+/冻/≠</b> →*\	方法	対象者			担当者(自治体名)					
1)连	康相談票(共通様式)	•面接 •訪問	乳児 幼	加児							
	初回・()回	•電話	妊婦 産	を 高齢 おおり おりかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい かいかい	者	相談日	年	月	日		
保管	先	<b>-</b> その他	障害者			時間					
		(	) その他(		)	場所					
	氏名(フリガナ)		性別	生年月日				年齢			
			男·女	M·T·S·	H 年	月日			歳		
	被災前住所		連絡先			避難場所					
						自宅					
	①現住所		連絡先			自宅外:車・テント・避難所					
	O 1 1 11 = 1					(避難所名	i:		)		
#	②新住所		連絡先			家族状況					
基本		√±□=□/ ★/ / \$1 . 7   □ Λ	<u> </u>	<b>万、土加</b> 4		独居・高齢		者のみ世	帯、		
的	情報源、把握の契機/ 	/相談者がいる場合、	本人との関	係•理絡先		家族問題あ	)り(		)		
な											
状											
況	神≪や作品										
	被災の状況					生産の利用	4:0				
						制度の利用4 ・介護保険(ク		)			
						- ∄ 酸 体膜 ( )  • 身体障害者		汲)			
	  家に帰れない理由					▎┛ ┃ ┃ ┃ ┃ ┃	級)	<b>9X</b> /			
		フライン不通 • 避難 <sup>*</sup>	新生 • 特定	姉的亜因(3	汎怖たど)	▎▗░▗▍▔▗░░ ▎•精神保健福	*** **	級)			
	その他(		±y□ 11=1 1		(1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1) (1)	************************************	THE THE	1192			
	既往歴	現在治療中の病気	内服薬			C 03 1E (					
		高血圧、高脂血症、		あり(中断	- 継続)	内服薬名(			)		
	高脂血症、糖尿病、	糖尿病、心疾患、	医療器材		11-1507		医療機関名	1	Ĺ		
	心疾患、肝疾患、	肝疾患、腎疾患、	在宅酸	素 • 人工	透析		被災前:				
身	腎疾患、精神疾患、 結核、難病、	精神疾患、結核、 難病、アレルギー、	その他(			)	被災後:				
体的	アレルギー、	その他	食事制限	:							
נים	その他	( )	なし				血圧測定値				
精	( )		あり	内容(		)	最高血圧:				
神				水分 (		)	最低血圧:		_		
的な	現在の状態(自覚症物	犬ごとに発症時期・持続	・転帰を記	載)	具体的自然	覚症状(参考)					
状					1 1 頭痛・頭	重②不眠③何	巻怠感④叶き	<b>き</b> 気(5)め	丰		
況					い⑥動悸・	息切れつ肩こ	198目の症	状9咽頭	頂		
					の症状⑪虫	発熱⑪便秘/¯	下痢⑫食欲(	③体重減	į		
						運動減退/空原					
					佐下/馬牌	は感/ゆううつ/ は低その他	<b>稍</b> 仲理	告/ 布 主	文		
			N LILANI	75.71			7.0	s III.			
日	食事	保清 衣類の着服	<u> 排泄</u>	移動	恵忠疎通	判断力•記憶	その	)他			
常	自立			<u> </u>							
生活	一部介助										
<sup>'</sup> の	全介助										
状	備考								_		
況	必要器具など										
/I=1	相談内容			支援内容							
個別											
相											
相談				今後の支援方針							
活				解決							
動				継続							

# 大規模災害時の保健医療活動に係る体制の整備について 参考資料)

# 熊本地震における課題と原因

### く課題、

ムの間で被害状況 保健医療活動チームの活動状況等について 保健医療活動が効率的に行われない場合 保健医療活動チー 保健所、 青報連携が行われず、 保健医療ニーズ等、 被災都道府県、 があった。 0

### <原因>

64 保健医療活動の総合調整を 保健医療活動チー 被災都道府県及び保健所における、 指揮・情報連絡系統が不明確で、 十分に行うことができなかった。 0

### チームの活動状況等 を詳しく知りたい か 原 都道 ニーズ等について、より 被害状況 保健医療 多くの情報が欲しい

精神保健

主管課

土管課

保健衛生 土管課

土管課

連携

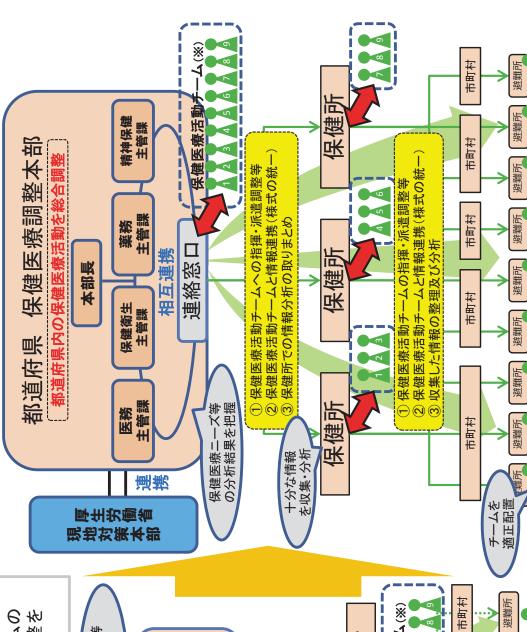
保健所 **保健医療活動**疗 支援が必要だが、 チームが来ない 情報連携が行われず、保健医療活動 指揮系統・情報連絡系統が不明確 を効率的に行えない場合あり 保健所 のが効率的かわからない どこで、何の活動をする のチームが活動中だった 支援に来たが、既に多く ⇑ 健所

张

### 今後の大規模災害時の体制のモデル Ħ

- 保健所 被災都道府県に設置された保健医療調整本部において、 と連携し、 0
- 保健医療活動チームに対する指揮又は連絡及び派遣調整  $\bigcirc$ 
  - 保健医療活動チームと情報連携(様式の統一 (N)
- 収集した保健医療活動に係る情報の整理及び分析  $\odot$





(※)凡例 🕻:保健医療活動チーム(DMAT、JMAT、日本赤十字社の教護班、国立病院機構の医療班、歯科医師チーム、薬剤師チーム、看護師チーム、保健師チーム、管理栄養士チーム、DPAT等)

避難所

避難所

避難所

避難所

避難所

避難所

避難所

### 静岡県医療救護計画

2019年4月

静岡県健康福祉部地域医療課

〒420-8601 静岡県静岡市葵区追手町9番6号 電話番号 054-221-2402 FAX 054-221-3291